

る。そして彼等を企業家と見るのは却つて甚だ實狀に適合しないことがわかる次第である。若し現今の工業や鑛業その他交通業などの方面に於て、その労働者に今少し廣く企業經營に参加するを得る道を開くことが出来、更に進んでは我が小作制度に於けるが如く、労働者が自分で事業の經營を行ひ、獨立の地位を保ち、企業家なるものゝ支配を受くることなくして、其の労働を爲すを得る道が開けて来るやうなこともなるならば、それは今日の労働問題解決の爲めには、どんなに歓迎すべきことだか知れない。現に労働者の自治組合に依る生産事業の獨立經營組織を造り出すことを以て、労働問題解決の道と致へ、かゝる新組織に向つて生産界の改造を行はねばならぬと主張する一派の人々の存することより見るも、かやうな自主労働制は労働者に取つては甚だ望ましい制度であることを否み難い。その意味に於ては我國の小作制の如きは、之を労働制として見れば大變面白い組織といふに足る次第で、企業組織としてはまことに幼稚なものだが、労働制としては普通の單純な雇傭制よりも却つて進んだ所がある。そしてたとへ世にかゝる自主的労働の爲される組織が廣く行はるゝに至つたからとて、そがやはり労働組織たることには何の變りもない。労働組織が化して企業組織となるわけのものではない。蓋し企業組織といはれるものには、前に之を詳かにしたやうな定まつた意味があるからである。

以上私は我國の小作人の間に組織されて居る小作人組合なるものを、労働組合と見ることの當否について致へ、之を攷ふるに當つての二つの重要點に關して色々の方面から之を討究してみたのである。即ち一つにはそれが果して労働条件の維持改善をはかることを以て目的と爲す組合であるか否かの點につき、その所謂労働条件なるものゝ意義を究め、我國の小作制に於ける小作条件の維持改善を爲すことを目的とするのは即ち所謂労働条件の維持改善を爲すことを目的とするものたるに外ならざることを論定するに努めた。次には、我國の普通大多數小作人は之を労働者と見るのを適當とすること、従つて彼等の間に作られる小作条件の維持改善の目的の爲めに存する小作人組合は、労働者の造つた労働組合たるに外ならざることを論究した。そして此等兩方面よりせる探究の結果は、どうしても小作人組合は之を労働組合の一種と見る外なきものであることが明かにせられたのだから、労働組合に關する一般的規定は小作人組合にも當然に適用さるべきもので、社會局立案の労働組合法案の如きも、特に小作人組合を除外する意味の規定のない限り、あの法案のままであるならば、そやはり小作人組合にも適用さるべき法律案たるに外ならざることが、論證せられたわけである。

然るに彼の法案に關する當局の説明なるものを見ると、あの法案を小作人組合には適用のない法律たらしめんとするものゝ様である。そして小作人に關してもあの労働組合法案のやうな小作人組合を規律すべき法案が必要だから、場合によつて別にそんなものを立案してみたいなどといふ意向も當時傳へられてゐた。そ

してその小作人組合法案にはやはり労働組合法案の第十一條及第十二條のやうな條文を設くべきだと言はれて居た。即ち労働組合員たるの故を以て雇を解いたり、組合に加入せざること若くは組合から脱退することを條件として雇傭したりするやうなことは許されぬといふ規定と、組合團體と雇主又はその團體との間に爲される團體契約の効力に關する規定とに該當する規定を設けたいといふのである。

私の見る所では、労働組合に關する一般規定はやはり明白に小作人組合にも適用されるものとして之を制定し、法案も從つてたゞに雇傭労働者にも適用されるやうな意味に之に應ずる字句を用ゐることなく、廣く雇傭労働者にも小作人の如き獨立労働者にも適用されるものとして之に適する條項を設け字句を用ゐることにしてほしいと思ふ。然しもしそれが何等かの理由で法律として面白くないといふならば、別に必ず小作人組合に關する規律を爲すべき法律を制定して貰ひたいと思ふ。その小作人組合法なるものは勿論労働組合法の一特殊法として之と併立すべきものとし、小作人組合を公認し、その權利義務を定むる法律として、小作人組合員たるの故を以て小作人たることを得ざらしむるやうな地主の權利を認むることなく、又小作人組合の團體交渉權を認め、小作に關する集合契約を有効ならしむる規定を設くべきものである。

要するに、一つの労働組合法で以て普通労働者の組合と小作人組合と共に適用あるものとしてもよければ、労働組合法と小作人組合法とを同一主旨の下に別々に設けてもよく、法制としての編成はどちらになつ

てもよいが、とにかく小作人組合に關してもすでに造られて居る社會局の労働組合法案のやうな法律が出来て、小作人組合の公然たる法的承認とその權利の法的保障との行はれんことは、最も必要なことである。とにかく私は小作人組合なるものが、其の性質上労働組合の一種たるに外ならざること論定することに依つて、労働組合に關する立法の行はるゝ際には、小作人組合も合せ考慮せられ、之を労働組合の一種として法律上の地位を定め、其の取扱を爲す適當の處置の爲されんことが、社會的立法政策上當然の任務であることを明かにする次第である。

第四章 小作爭議調停制

前章に之を明かにしたやうに、我國の小作人は之を企業者と見るよりも、労働者と見るのを當れりとし、従つて小作爭議も亦これを労働爭議の一種と見るを可とする實狀に在る。そしてそれが一種の労働爭議であるからには、之に對しては調停制度の設けらるべき必要のあることも、普通の労働爭議に於けると異なる所なく、然かも尙ほこれを我國農村の實情からいへば、小作爭議に對して調停の行はるべき必要は、普通の労働爭議に於けるよりも更に一層切實なるものあることが容易に知り得られる。

謂ふ迄もなく農村は一つの纏つた共同生活體でなくてはならぬ。所謂地方自治の根柢は、農村生活のこの共同性に置かるべきもので、古來農村は斯かる共同生活として發達し、所謂ゲマインシャフトの性質を完全に具備したものであつた。然るに現代の個人主義は、漸次に斯かる共同生活體を崩解に歸せしめ、個人主義思想と個人主義經濟機構とは、農村共同體をも追々に分解の勢に導きつゝもつて進んで來てゐる。そして此の分解の勢を助くる最も有力な働きは、農村内部に於ける階級的分立と、其の對峙に依る鬭争であることは

言を俟たざる所で、さなきだに農村の各個人が思想上と經濟上の理由から、農村を捨て、都市に向つて流出し、又農村の資本も農業を捨て、商工業に向つて流出する風が盛んで、農村と農業經濟との疲弊を齎らしつゝあり、又農業と商工業との産業的對立も、漸次に後者が優位を占めて前者の疲弊を助長しつゝあるのに、その農村の内部が、階級的に分裂して、地主と小作人との間に階級鬭争としての小作爭議が激烈を極むるやうでは、農村の疲弊は停止する所を知らず、その内部的分解と一般的衰頹とは、年に月に甚だしきを致す外はない。

我邦に在つては、農業が小規模農業として行はれ、大地主の大農經營の下に多數の被傭労働者が労働に従事することもなければ、又單純な被傭労働者として中小地主の下に雇はれて働く者も少く、大多數の農民は自作農であるか、さなくば小作人であり、然らざれば自作兼小作農であり、乃至は又小作人兼被傭労働者である。されば我國に於ては、歐米諸國に於て之を見るやうに、農村雇傭労働に關する爭議の發生することは極めて少く、たゞ小作爭議が労働爭議として行はるゝに過ぎない實狀に在る。然かもその小作爭議が性質上一種の労働爭議たることに、歐米に於て多くこれを見るを得ざる特色が存するわけであつて、伊太利その他拉典民族の間に存する分益小作制の下に於ける小作爭議が、やゝ相似たる性質を有するに過ぎない。

斯様な事情からして、小作爭議は我が農村に取つては、實に重大な意義を有し、農村生活の危機が之に依

つて誘致せられる恐の少からざる次第である。

此の實狀より之を見て、我國に於ては、普通の勞働爭議に關しては、前に之を示したやうに、所謂公益事業に従事する勞働者の爭議に對して、調停法が設けられたに過ぎざるに拘らず、小作爭議に對しては、夙に小作調停法の制定を見るに至つた。

小作調停法は、大正十三年七月二十二日法律第十八號として公布され、同年十二月一日より施行されたるもので、其法の規定に依る小作調停は、調停制としては未だ甚だ不完全なものたるを否み難く、諸國の發達した勞働爭議調停制などに比較すれば、頗る幼稚の域を脱し得ないが、兎も角實際の必要に應じて生れ出たものである。

小作調停法に依れば、小作調停は小作料其他小作關係に付き爭議の生じた際に行はれ、小作關係についての爭議である限り、如何なる係争事件でも之を調停に附するを得、法の上に狭い限定は爲されてゐない。そして調停は當事者の申立に依つて行はれ、所謂任意調停であつて、強制調停でない（第一條第一項）。

調停の申立は、之を爭議の目的たる土地の所在地を管轄する地方裁判所に爲すのだが、當事者の合意を以てすれば、爭議の目的たる土地を管轄する區裁判所にも申立を爲すことが出来る（同條第一項及第二項）。又調停の申立は爭議の目的たる土地の所在地の市町村長を経て之を爲すことも出来る（第三條）。そして調停の

申立は爭議の實情を明かにして之を爲さなくてはならない（第六條）。申立は書面又は口頭を以て之を爲すことを得るものとし（第七條）、比較的無學な小作人にも簡単に申立が出来るやうにしてある。

申立の効力としては、調停の申立を受理したる事件に付、訴訟が繫屬するときは調停の終了に至る迄訴訟手續を中止すと規定され（第九條）、成るべく調停に依つて事件を解決せしむる主旨が採られてゐる。

裁判所は、調停の申立を受理したるときは調停委員會を開くことを要するが、し爭議の實情に鑑み之を開かないで調停を爲すことも出来る。けれども當事者の申立があつたならば、實情の如何に拘らず調停委員會を開かなくてはならない（第十條）。

併し乍ら裁判所は、事情に依り適當なる者ありと認むるときは、右の規定に拘らず、之をして勸解を爲さしめることが出来る（第十一條）。之は成るべく事件を裁判的に解決しないで、出来ることなら合意的に氷解せしめやうとする主旨に出づる規定で、小作調停制の精神の在る所を示してゐる。

次に小作爭議は其の當事者が多數である場合が少くないから、法律は當事者多數なる場合に於ては、其の全部又は一部を代表して調停に關する一切の行爲を爲さしむる爲め總代を選任することを得と定めてゐる。そして又裁判所は、右の規定に依る總代の無い場合に於て必要ありと認むるときは總代の選任を命ずることを得、何れの場合に於ても總代は必ず當事者中から之を選任しなくてはならない（第十二條）。そして總代の

選任は書面を以て之を證することが必要である。又總代の解任は之を裁判所に届出づるにあらざれば其の効がない(第十三條)。

争議は固より當事者間のことであるが、調停の結果に付利害關係を有する者は、裁判所の許可を受けて、調停に参加することが出来、又裁判所は調停の結果に付利害關係を有する者の参加を求むることを得る(第十五條)。之は必要な規定である。

裁判所に於ける調停手續は、元來調停が裁判でないのだから、之を公開しない。但し裁判所は相當と認むる者の傍聴を許すことを得るのである(第二十一條)。

調停の効力については、裁判所は調停前調停の爲め必要と認むる措置を爲すことを得と定めてあり(第二十五條)、調停そのもの、効力としては、調停は裁判上の和解と同一の効力を有するものとなつてゐる(第二十七條)。これは借地借家調停の効力についても同様に定められてゐるのであつて、小作調停と借地借家調停とは、大體に於て同一様の主旨を以て作られてゐることを注意しなければならぬ。即ち何れも純然たる和解制度であつて、當事者が納得し、その合意に依つて和解の成立つことを期待し、事件は小作争議といふもの、性質に鑑み、社會的に特に農村現時の實狀に於て如何に重要意義を有するものであらうとも、法は之を強制的に解決すべく之に對して裁判を行ふことを爲さざるのみならず、和解そのものも強制せず、之を任

意和解に導くことを以て制度の本旨とするのである。併し調停に依つて和解が成立したら、それは裁判上の和解たる効力を有するものと爲すのである。

次に調停委員會は調停主任一人及調停委員二人以上を以て之を組織する(第二十八條)。調停主任は判事の中から毎年豫め裁判所長が之を指定するのである。調停委員は、調停に適當なる者に就き地方裁判所長の選任した者の中から、各事件に付主任が之を指定するのである。但し當事者が同意を以て選定した者あるとき、又は地方裁判所長の選任したる者に付當事者双方が各別に選定したる者あるときは、其者の中から先づ指定することを要する。此の規定に依つて指定せられた者は、正當の事由なくして之を辭することを得ない(第二十九條)。

調停主任は、争議の實情に鑑み適當と認むる場所に於て調停委員會を開くことを要する(第三十條)。

調停委員會の決議は調停委員の過半数の意見に依るのだが、可否同數なるときは調停主任の決する所に依る(第三十一條)。そして調停委員會の評議は秘密である(第三十三條)。又調停委員會は當事者、總代又は利害關係人の陳述を聴き且つ必要と認むるときは證據調を爲すことを得る(第三十五條第一項)。

調停委員會に於て調停が成立すればよいが、若し期日に於て調停成らざるときは、調停委員會は適當と認むる調停條項を定むることを得る。此の場合に於ては、調停委員會は其の調停の正本を當事者、總代あると

きは總代に送附し、且當事者又は總代が其の送附を受けたる後一月内に異議を申述べざる時は、調停に同意したるものと看做す旨の通知を爲すことを要する。そして當事者又は總代が此の正本の送附を受けたる後一月以内に調停委員會に異議を申述べざる時は、調停に同意したるものと看做すのである（第三十六條第一項乃至第三項）。尤も調停委員會は申立に因り此の期間を伸長することを得る（同條第四項）。然るに當事者又は總代が調停條項に對し異議を申述べたる時は、調停委員會は其の旨を相手方、總代あるときは總代に通知することを要する（同條第五項）。

調停成りたるとき又は右の規定に依り調停に同意したるものと看做されたる時は、裁判所は調停主任の報告を聽き調停の認否に付決定をしなければならぬ。そして調停認可の決定に對しては不服を申立つることを得ないが、調停不認可の決定に對しては民事訴訟法に従ひ即時抗告を爲すことが出来る（第三十八條）。裁判所は調停が著しく公平ならずと認むる場合にあらざれば調停不認可の決定を爲すことを得ないのである（第三十九條）。そして調停委員會を開きたる場合に於ては、調停は認可決定ありたる時に限り裁判上の和解と同一の効力を有する（第四十條）。

扱て以上に示す所が、我が小作調停法の大様であつて、之に依つて見れば、之は飽迄和解制度であり、然かもそれは任意的な和解制で、調停の申立を爲すか爲さないかが已に當事者の任意的であるのみならず、調停條項に應じて調停を成立せしめるか否かも任意であり、調停不成立の場合に調停委員會の定めた調停條項の送附を受けた際に、之に對して異議を申立てるか否かも任意的である。

斯様な任意的な和解を基礎とする調停制が、小作爭議のやうな重大な社會問題に對する解決方法として適當なものであるや否やは、尙ほ大いに研究を要するものであらねばならぬ。調停制度の中にも強制的なものがあつて、又調停制から更に進んで仲裁裁判制を採用することも考へられ、我國社會政策上の今後の問題としては、尙ほ大いに研究の餘地の存することを忘れてはならぬ。

そこで少しく調停制度について一般的に考へてみるのに、元來調停制度なるものは和解及仲裁制度（Conciliation and arbitration）として知られるものであつて、其の制度の實狀は諸國に於て種々雑多であり、一般的に見ればかなり複雑な内容を有するものである。惟ふに爭議の解決がたゞ當事間のみ和解に依つて爲される場合には、調停の問題が這入つて来る餘地はないのだから、謂ふ所の和解及び仲裁制度は爭議に第三者が關與することに依つて解決の道が講ぜられる場合に限るものである。そして仲裁は讀んで字の如く第三者の介入を待たなければならぬが、和解制度（Conciliation = Einigung）も亦第三者の關與を待つて後行はれる所のものに限られるのである。

若し第三者が私的な又は公的な部局の組織に加はつて、爭議の當事者双方を突き合せ、兩者の合意につい

て争議を解決せしむる目的で其間に周旋する場合には、其の過程を和解又は居中調停 (Conciliation or mediation) と云ひ、其爲に組織せられる部局を和解局又は調停局 (Conciliation Board) と云ふ。居中調停は右の如く和解と同様の意味に用ひられるが、又特殊の意味の附せられる場合もある。特殊の意味に於ける居中調停は其の方法が臨機的で、又其行はれる時期も定まつて居ず、個人の間争に第三者の調停の爲されるのに似て居る。即ち争議のまだ餘り進まない早い時期に、好意を有する局外の第三者が中に這入つて當事者をして互に意思の疏通を爲さしめ、事件を圓滿に解決に導くこともあれば、又争議がよほど進行した上で和解も終に効を奏せず、さればとて事件を仲裁々判に附するは當事者が好まないと云ふ様な場合に役立つこともある。普通に行はれる所では居中調停には三種類ある。政府の役人の之を爲す場合と、私的な共同機關や個人が之を爲す場合と、所謂有力者の之を爲す場合とである。其の方法は勿論種々であり、其の成功すると否とは中に這入る人の人格と信望と手腕とによることで、従つて之は制度としては甚だ効能の不確かなものたるを免れない。併し英國の調停史上には此の居中調停の著名な實例が多い。

然るに若し争議の解決が當事者の平和的な合意に依つて爲され得ない場合には、斯かる調停機關は更に進んで自ら之ならばと信する所の解決條項を定め、之を當事者双方に提出して双方が之を容るゝや否やを見、又場合に依つては、双方の意思の如何に拘らず、其の條項により強制的に問題の解決を計り得るものと爲さ

れることがある。斯くの如くして争議當事者の中間に立ち權威を以て争議解決を行ふを仲裁 (Arbitration = Schiedspruch) と云ふ、之を行ふ組織としての部局を仲裁局又は仲裁々判所 (Board of Arbitration or Court of Arbitration = Schiedsgericht) と云ふ。仲裁局は單獨にも組織され得るが、先づ居中調停に依つて和解を試み和議の成らざる場合には進んで仲裁を行ふものとして和解及仲裁局 (Boards of Conciliation and Arbitration) として成立つことが多い。何れにしても和解と仲裁との異なる所は、和解は争議當事者双方の合意に依つてのみ行はれるに反して、仲裁は其間に立つ仲裁局が權威を以て之に臨み權威に依つて争議の解決を圖ることに存する。

仲裁には初次的のものと第二次的のものと (Primary and secondary) ある。初次的のものは公平なる仲裁者としての仲裁局又は仲裁々判所の働に依つて當事者間に契約の條項が定められ、諸々の事項が新たなる契約條項として定められ、之に依つて新たに當事者間に權利義務の關係の定められるものをいふ。之に反して第二次的のものは全く司法的である。即ち仲裁局や仲裁々判所は現存の權利義務の關係に就いて其の解釋を定める働をするものである。されば第二次的仲裁は司法的で比較的容易であるのに反して、初次的仲裁は立法的で比較的困難である。然し初次的仲裁の爲される場合には普通第二次的仲裁も併せ爲される。

仲裁には又任意的のものと強制的のものとある。任意的のものは争議當事者双方共に仲裁を受けることを

任意的に同意し、又仲裁條項を容れて争を解決するや否やも自由なのをいふ。強制的な仲裁には更に二様の區別が認められる。一は仲裁を受けるか否かは當事者の任意とせられないで事件は強制的に仲裁に附せられるのだけれど、其の仲裁判斷に服するや否やに就いては當事者に於て選擇の自由を有するものであつて、つまり此の場合には事件の審理だけが強制的に行はれるものである。之に反して他の強制的仲裁は事件を仲裁に附することも強制的なれば其の仲裁條項として定められたるものも強制的に當事者に依つて遵奉せしめらるゝもので、つまり審理も裁決も共に強制的に行はれるものである。

以上何れかの意味に於ける和解か仲裁か、現今調停制度といはれるものに於て行はれるのだが、尙ほ現時の實狀としては、かゝる第三者の仲介による調停でなくて、企業家と労働者若しくは地主と小作人との當事者間に於ける協定に關しても右と關聯して觀察せなければならぬものがある。この協定 (Trade Agreements) は賃銀又は小作料其他の條件に關して、双方側の代表者の共同協議に依つて爲されるもので、之はつまり彼の集合協約 (Collective bargaining) に外ならぬ。若しかゝる代表者の會合が年一二回と云ふやうに時を隔て、然かも不規則に開かれるに過ぎない場合には、亞米利加などでは普通に之を共同協議 (Joint conference) と云ひ、之に依つて定められたものを上に述べたやうに協定 (Trade Agreements) と云ふのである。然るに若しかゝる協約が規則正しく會合する部局的組織に依つて爲され、然かも協約すべき事項

に關して紛議が生じたり、合意が出来難かつたりする場合には、其の部局が仲裁によつて權威を以て之を治定し得るものであるに於ては、其の組織は Trade Board of Arbitration と呼ばれるのである。

試に調停の行はれる方法に就いて考ふるに、其の方法としては大體次の八つが考へられる。初のものほど簡單で順次複雑な組織を要する。

- (一) 企業家若しくは地主個人と其の労働者若しくは小作人の代表者との間に於ける商議。
- (二) 企業家若しくは地主個人と其の労働者若しくは小作人の爲に外部より來れる労働組合若しくは小作組合の役員との間に於ける商議。
- (三) 労働組合若しくは小作組合の役員と企業家若しくは地主の團體の役員との間に於ける商議。
- (四) 労働組合若しくは小作組合の委員と企業家若しくは地主團體の委員とが折々會合して賃率若しくは小作料其他の諸問題について商議し、同時に又法律上の問題で比較的重要ならざるものに就いて協議決定する爲に常任的な共同委員會を設置するもの。
- (五) 其の時々の要務の爲に斯様な委員會が多少規則正しく定期的に會合協議するもの。
- (六) 企業家若しくは地主と労働者若しくは小作人との双方から同數宛の代表者を出して共同委員會を組織し、一般の問題について協議する爲には多少規則正しき時期に於て會合し、其の協議に關しては定ま

れる規程を設け、同時に又司法的な道に於て比較的重要ならざる問題や地方的な問題やを取扱決定する爲には副委員會を造り之に當らしむるもの。

(七) 特殊な事件は之を當事者双方に依つて認められたる一の仲裁者に附して決定せしめるもの。

(八) 共同委員會若くは他の和解局の如きものに附け加へて、若し此等が事件を解決し能はない場合には制度上之を仲裁に附する旨を定むるもの。尤も斯くの如くにして仲裁に附せられるのは事件の總べてであつてもよければ、たゞ事件中の或種のものに限つても差支ない。そしてこの仲裁者は常任的であつても事件毎に随時に任ぜられるものであつてもよい。注意すべきことは上に掲げたもの、後の方法中に示されたる仲裁と云ふのは、公的權威を以てする仲裁々判的のものを意味すと見るを當れりとするのである。従つて此等の諸方法は初めの方の簡單なものは個別的な任意商議であり、中程のものは任意的ではあるが組織的な和解制度であり、後の方の最も複雑なものは強制的な或は又強制的でなくとも公的な仲裁々判を伴ふもので、其の間大體三通りの區別が認めらるべきものである。そして此事は大體調停制度の發達する順序に沿ふて居るのである。

要するに此等色々な方法を色々に採つて行はれる制度が現今諸國の間に存して居るのだが、抑も斯様な制度が必要となつて來たのは、一方には産業の發達と他方には労働運動の進歩とに依つて促されたもので、社

會と云ふ廣い利害と大きな立場とが労働に關する紛争に就いて段々密接な利害を感ずるに至り、之をたゞ當事者間のこととして之に任かして置けなくなつたからである。此事に就いては簡單に要點だけ述べて置きたいと思ふ。

現時のやうに企業家若くは地主が團結して共同利益の維持増進を圖ると共に、労働者若くは小作人も廣く團結して有力な大組合を作つて、兩者が社會を縫ふて對峙するやうな状態の下に於ては、労働若くは小作の條件に關する協定は段々團體的に行はれる必要が生ずるのみならず、更には之に十分な社會性を有たせて、少くとも同地方又は同産業内に於ては共通的に適用されることを可とする。そしてその労働條件若くは小作條件を定めるにも、又既に定まつてゐるものを解釋するにも、社會的に認められた共同機關を必要とすると同時に、之に關する紛争の生じた場合には之を公的に解決する社會的な機關を要することとなり、さうでなくとも勞資双方の間の關係を規律して行くことが出來難い。そして社會一般としては、労働契約若くは小作契約の行はれることに關しても、又之に解釋を與へ、紛争の生じた場合に之を解決することに關しても、それはたゞ勞資間の問題として傍觀するわけには行かないのである。之を傍觀するに於ては、紛争は引いて社會一般の平和を害し利害を脅かすに至り、社會としては其の全般の安全と幸福とを衛る爲に、之に干渉することの止むべからざるを見るのである。即ち社會一般は争議に關して所謂利害關係ある第三者となつ

てしまつたわけである。

争議が斯く社會的重要意義を有するに至つたに就いては、社會一般の調和ある生存の爲に斯かる争議の生じ得べき餘地ならしむることを最も可とし、其の狀態に到達する爲には、現時の企業組織や小作制を廢止するの外なく、然かも之を廢止する爲には力の争として飽迄労働運動や小作運動を助長して、労働者や小作人に終局的な勝利を得しめ、自治的組織を實現せしめることにせなければならぬと見る立場も現今相當に有力な立場であるが、それと同時に又文明の進歩と云ふことは力の支配に代ふるに法の支配を以てすることに外ならざれば、労働や小作に關する紛争の如きも之を實力に依つて解決すると云ふ立場の代りに、之を法的事件として取扱ひ所謂立法的手段と司法的過程とに依つて其の解決を計ることは、文明人として當然に努めねばならぬ所と觀て、合意と裁判とに依つて事件の解決を計り、然かも其の合意と裁判とは十分社會的な公の事務として行はれるやうにしなければならぬとする立場も存する次第である。

調停制度は謂ふ迄もなく後者の立場に據るものであつて、なるべくは事件を當事者の合意によりその自由意思を以て解決せしめんと欲するけれども、其の合意の出来ない場合には、社會意思を代表する國家が公權力に依つて之を解決するも辭すべきにあらざると迄考ふるに至つたのである。たゞ然し乍ら國家は十分公平な立場に立ち特に争議の仲裁を行ふ機關は其の組織に關して當事者双方の利益を公平に顧慮することの出来る

ものと爲すことを必要とする次第なれば、其點には十分の意を用ひるけれど、苟もかゝる公的な機關を以てする強制仲裁も行はれるものと爲さなければならぬとする意見が、現に實地に適用される迄に立至つた次第である。尤も國家が何れの邊まで踏込んで争議の調停を爲すべきかに就いては、諸國の現状に於てはまだ決して一致を見る迄になつて居ない。たゞ合意的な和解を爲さしむるに止むべしとする立場を守つて居るのもあれば、更に進んで強制仲裁を行ふのもあり、又其の強制を強制審理に止むるのもあれば強制裁判を行ふものもある。従つて之に關する制度の一般論を試むる場合には、其の組織や職能に就いて種々の分類を爲す必要を見るのである。

現今諸國の間に存する争議調停制は一見甚だ複雑であるけれども、其の根本の立場とする所から之を見れば先づ二大別さるゝを得る。即ち和解主義と裁判主義とに依る區別であつて、和解局(Conciliation boards = Einnigungsämter)と云はれるものは前者に屬し、仲裁局(Arbitration boards = Schiedsgerichten)と云はれるものは後者に屬する。其の外形から見れば兩者は甚だよく類似したものであるが、調停に關する根本の立場の相違に従つて、その行ふ決定の性質と効力とに大なる相違を有する。

試に發達の上から争議調停制度を見るに、現代經濟の發達の表はれるやうになつた當初に在つては、社會生活一般を支配するものは個人主義的原則であつたし、又契約に關しては生産方法や之に用ひる生産手段が

所謂日進月歩の勢を以て進んで居た爲に、常に新たな疑義の生ずるを免れ得なかつた。茲に於てか個人主義を基礎とし其の自由意思に依つて問題を解決せんとする和解制度が追々と出來上る必要を見るに至つた次第で、佛、英などに於ける和解制度が此の必要に應じて生れた。然るに其後經濟と社會一般の發達により、單純な個人主義を以てしてはとかく社會一般の調和ある發達を期し難い事情が頻發するやうになり、全體主義的な社會見地が厭でも受け入れられねばならなくなつたものだから、茲に調停制度に關しても彼の仲裁主義が表はれるやうになり、社會が社會一體として公に爭議に干渉することの避くべからざる事情が熟するに連れて、この權威的な仲裁制度が追々に廣く採用せられるに至つた。然しその權威的干渉は強制的に行はるゝに就いて、たゞ事件の審理をのみ強制的に行ふに止むること、北米合衆國や加奈陀の實例の之を示すやうなものもあれば、更に進んで事件の決定をも權威を以て強制的に行ふこと濠洲ヴィクトリヤや新知蘭に之を見るやうなものもあり、更に又ファッシュイタ利に於て之を見るやうなものもある次第である。

そして私は既述の如く、我國の小作爭議を一種の勞働爭議と見ることの正當なるを信するものであるから茲に小作調停制について考ふるに當つては、今一度翻つて先に勞働爭議と其の調停制について説いた所を併せ見ることの必要あるを思ふものである。讀者は本章と第四編第四章とを對比して、系統ある連絡の下に考究せられんことを希望する。

第五章 小作法案と農地法案

我邦に於て小作爭議その他小作に關する種々な問題の發生するのは、勞働問題が發生するやうな意味に於て、今日の實狀としては洵に止むを得ないことである。そして小作爭議に對しては、これが治平策として小作調停が行はれるやうになつて居ること既述の通りだが、政策としてはもつと根本に立入つて、斯様な面倒な問題の頻發する原因を除去することに努むるのが肝要である。そして其の原因は元より種々であるけれども、最も大切な點は小作に關する權利義務が明確になつてゐないで、その解釋上に於ても幾多の疑義を生じ特に小作料の減免等に關しては、小作慣行上紛争の生じ得べき素地の造り成されてゐる事情も存することである。

この見地からすれば、小作關係に對して、もつと明確な法的規律を與へ、その權利義務に關して、整つた法律を制定することが、政策上極めて重要で、目下の急務だと謂つて差支ない。人も知る如く我國の小作制は、制度としては發達程度の低いもので、古來の面目を其儘に多分に遺存して居り、法的な明確な規定に従

はないで、たゞ在來の慣習に従つて行はれてゐるものである。然かもその慣習は、昔時人情が重厚で、地主と小作人との關係が人情味に富み、相互扶助的で協同的であつた時代には、小作關係をして圓滿な關係たらしむるに足るものであつたが、現代個人主義思想や自由主義觀念が發展して、殊に人々は唯物的な利益主義に墮し、只管に權利を主張し利益を追ふやうになつて、其の風が農村の隅々までも浸漸するやうになつてからは、慣習が不文のお互の了解づくで行く小作關係を造つてゐるだけ、却つて其事の爲めに紛争の間隙が多く、隨所に小作争議を頻發せしむることになつてしまつたのである。

従つて此の事情は何時までも之を昔のまゝに持續するわけに行き兼ねる。その根本に於て小作關係そのものを法的に詳細明確に規定することを爲さないで、たゞ争議の發生した場合に之を調停するといふ分では、常に奔命に疲れるばかりで、小作關係を安定し、引いて農村生活の内部状態を安定することにはなり得ない。茲に於てか我國にも、小作法と名づくべき特別法を制定することの必要が、かなり早くから唱へられてゐる次第で、今日まで其の成立を見るには至つてゐないが、今後の問題としては、甚だ重要な研究事項であることを否み難い。

そこで試みに立入つて、抑も小作法が制定せられるものとするならば、如何なる事項について、規定を設け關係を確定したらよいものであるかといふ問題について考へてみたいと思ふ。そして之を考究するに就ては、理論的に考察を進むると共に、我邦にも小作法に關しては既に世に公にされてゐる法案があるから、その規定せんとする所をも併せ記してみたいと思ふ。その法案には、大正十年に小作制度調査委員會に幹事私案として提出されたものと、昭和二年に公にされた小作法案とがある（多くの場合、最初に出来るものは理想的な所をねらふのが普通であるから、前者は最も進んだ考の下に立案されてゐる）。

然るに最近に至つては又小作法に代ふるに農地法なるものを以てし、自作農地の創設維持と併せて農地の使用收益關係（即ち主として小作關係）を調整せんとする企が、政府に於て立案せられ、現に農地法案なるものが第七十議會に政府案として提出され、衆議院に於て審議せらるゝ所あるを見た。之は法案第一條の示すが如く『互讓相助の精神に則り』右にいふ調整を圖らんとするもので、小作問題を根本的に解除せんが爲めの自作農地の創設及び維持を圖ると共に、小作關係に於ける地主及び小作人の權利義務の重要點について規定を設け、以て其の關係を調整せんとするものである。

以下少しく小作法規制定といふことの行はるゝ場合に、法の名稱は小作法であらうと將又農地法であらうと之に拘泥する所なく、苟も小作關係を整調するに就いては、如何なる事項に關して如何なる考を以て法規の制定を爲すべきかを、考察してみたいと思ふ。

抑も法律上に於ては、小作といふ關係はたゞ契約に依つてのみ成り立つものであつて、法律の規定や遺言

や時効などに依つて小作關係の生ずるものではない。我國の法律は民法に於て『賃貸借』といふ廣い規定の下に、小作契約に關することを包含せしめて居る。民法第六百一條に『賃貸借ハ當事者ノ一方カ相手方ニ或物ノ使用及ヒ收益ヲ爲サシムルコトヲ約シ相手方カ之ニ其ノ賃金ヲ拂フコトヲ約スルニ因リテ其ノ効力ヲ生ス』と規定して居る。されば我が現行法の下に在つては、小作に關する契約も、宅地や建物や道具や機械や家畜や什器やの賃貸借に關する契約も、同一の性質を有する契約として同一條文の下に、同一様の取扱を受くるものである。小作契約と普通の賃貸借との間に、性質上何等の區別が認められて居ない。

けれども小作に關する法規は、たゞ賃貸借契約の當事者として、地主と小作人との權利義務を明かにし、機械や器具の如きを貸借せる當事者の有する權利義務と一括して之を取扱ふばかりでは、不十分と謂はざるを得ないであらう。農業には種々の特別の性質があり事情があり、特に農地と農場とに至つては、其の生産力の維持培養に關する技術上並びに經濟上の諸事情の願慮せらるべきものがあり、其他小作契約の期間、その解除、小作料の決定及び支拂方法、小作人と地主との諸關係等種々の複雑な事情があつて、それ等は農業の維持發達の上から之を見て、法規上に於て十分願慮せらるべきことを要するものであるから、小作に關する特別の規定の設けられることは、其の必要甚だ大なりとせなければならぬ。此點に於ても我が民法は缺點を有するを否み難く、法制上の大いなる不備である。小作に關する特別法が制定せられんとして、現今漸く

其の機運の動いて來たのは洵に故ありと謂ふべきである。

尙ほ今少しく詳かに小作契約の性質に就て攷ふるに、小作契約は一定の報償に對して物又は權利を使用しその果實を收得するに在るが故に、その契約は有償契約であつて、且又双務契約である。然しその果實と見らるゝものは、常規的な經濟の原則に従つて収益と見らるべきものといふことになつて居るから、例へば果樹園や野菜園に關して小作契約の結ばれたる場合には、果實としてはたゞ其の園から年々生ずる野菜や果物のみが考へられ、その土地からしてたとへば礦物が採掘し得られるにしても、それは契約の内容に屬する果實と見ることは出來ない。従つて今若し普通の農地を農作の爲めに小作する者が、其の土地からして石材を採取したり粘土を掘り取つて煉瓦の材料に供したりするやうなことを爲せば、それは明かに契約違反である。けれども、法律上果實といふのは、權利上の目的物から新たに産出さるゝものでなくても、その目的物の一部を取り去るのであつても、その取去ることが契約の目的とする所に叶ひ、所謂經濟の常規的の原則に従つて之を収益と見るを得るものであればよいのだから、例へば石炭や石材や粘土や砂利を採取することの目的の爲に土地に關して契約が結ばれた場合には、それは固より果實の享受たるに外ならぬ。之を我國の言葉で小作契約と呼んでは甚だおかしく聞えるが、獨逸民法に *Pachtvertrag* は此の後者の如き場合をも包むものである。

そして小作契約は、我が民法の賃貸借に關する規定に照せば、たゞ『當事者の一方が相手方に或物の使用及び收益を爲さしむることを約し、相手方が之に其の賃金を拂ふことを約するに因りて其の効力を生ずるものとなつて居るから、其の契約としての性質は諾成契約であつて、使用貸借の様に要物契約ではない。即ち其の契約により使用收益せらるべき對象が限定せられ且それが引渡さるゝに依つて成り立つ契約ではなくたゞその使用收益を爲さしむべきことと、之に對して其の賃銀の拂はるべきことが約束せらるれば、それで契約は成立つのである。然し暫く成文の規定を離れて攷ふれば、小作契約に於ては、その目的地が小作人に引渡されるといふことは、その契約の効力に關して重要な意義を有せざるを得ざるものであつて、引渡に依り小作人の權利は物權的性質を取得するや否や、之を取得するものと爲すべきや否やに就き、大いに研究を試むべき餘地のあるものである。

尙又小作契約の形式に關して我が民法には何等特別の規定を設けて居らぬから、どんな形式に依つても差支ない筈である。契約形式に關する法律上の限定のない我國に在つては、之を實狀に徴するも從來小作契約は大抵口約に依つて行はれ、證書を作製する場合は寧ろ少數だつた。然し近時法律思想の普及と小作爭議の頻發等の爲めに、證書を作製するものが段々多くなり、公正證書に依つて契約の行はれる例も追々増加するやうである。之を小作慣行調査書に就いて見るに、次の如く記されてある。

『小作契約は各地共に概ね口約にて成立し小作證書を以て契約するは大地主又は小作人が他地方の者なる場合又は特別の事情ある場合に限れるが如し。但し近時一般の傾向としては小作證書を以て契約する風あるに至れり。地方に依りては古來よりの慣行として地主の備ふる帳簿に小作人に捺印せしめ以て小作契約の證とすることあり』と。

小作契約が文書に依つて爲される場合には、その書面には契約の目的、期間、小作地、小作料其の他の重要事項に關して、明確な指示の行はるゝを可とすることは言を俟たざる所で、此の明示の缺けたるが爲めに紛議を生ずる場合も決して少くない。フォン・デア・ゴルツ氏は其著『農業經營』中に此の明示を要する重要な諸點として、次の二十項目を掲げて居る。

- 一 地主及び小作人の氏名
- 二 小作に附せられたる目的物の種類及び範圍
- 三 小作期間の始期、繼續期間及び終期
- 四 小作料の種類、額及び支拂期
- 五 小作免除を爲すことあらば之に關する規定
- 六 小作料不拂の場合に對する規定

- 七 小作目的物に關し容認せらるべき使用方法
- 八 建物保存
- 九 非常の災害に對する保險
- 十 小作人の行ひたる改良及び建築に對する賠償
- 十一 小作人の側に於ける擔保義務
- 十二 小作契約遵守に關し地主の行ふべき制理
- 十三 定められたる期限以前に於ける小作契約の解除
- 十四 小作權を第三者に讓渡することの許容
- 十五 小作期間終了以前に小作人の死亡したる場合に其の相続人に對する小作權の移轉
- 十六 小作人と地主との間に於ける爭議の解決
- 十七 地主又は前小作人によりて引受けられ尙ほ其の効力を持續する諸義務の轉嫁
- 十八 小作地に賦課せらるゝ租稅其他の公課の負擔
- 十九 小作契約締結の爲めに生ずる費用の負擔
- 二十 小作に附せられたる目的物の引渡及び返還の時期と場所

總て右に掲げられる所は、同書が經營學の書物であるが爲めに、少しく地主の立場より見た所に偏した嫌あり、從つて正當に云へば、今少しく小作人の立場より見たものゝ附加せらるゝ必要と、右諸項目中に改善を加ふべきものとはあるであらうが、然し大體に於て重要な諸點を殆んど網羅せるものと見て差支ないであらう。そして私が茲に一々之を揚ぐる所以のものは、之に依つて後に論ぜんとする所の小作契約の内容に關する論點となるべき所のもので、豫め窺知し得られるからである。その意味に於て尙ほ本邦小作慣行調査中に掲げられたる小作契約諸事項を窺つて見ることにする。

『各地より集めたる多くの小作證書の實例に付きて觀察するに其の契約事項として最も普通なるは、

- 一 小作地の郡村字、地番、地目、段別
- 二 小作料の種類、數量及『口米』『込米』等あるは其數量
- 三 小作期間
- 四 小作米（麥又は大豆等）の品質及俵裝
- 五 小作料納付期日及納付場所
- 六 小作料輕減の有無及其場合
- 七 解約の場合

八 保證人の責任

等とす。而して詳細なる契約に至りては右の外左の如き事項に關して契約を爲せるものあり。

- 九 期限前解約申込の時期、此場合に於ける賠償の有無及賠償の方法
- 一〇 地租其他小作地に係る公課夫役及修繕費等に要する勞費の負擔
- 一一 返地の時期及返地の際に於ける土地並びに地上物の狀態
- 一二 轉貸の制限
- 一三 作物の種類、品種、耕種方法等の利用上に關する制限
- 一四 小作地保護の責任
- 一五 地荒しの場合に於ける賠償の方法
- 一六 小作料怠納の虞ある場合の處置
- 一七 小作料遅延利子及怠納處分
- 一八 怠納小作料督促費の負擔
- 一九 小作料變更の有無及其場合
- 二〇 小作料輕減又は免除の請求及其場合

二一 小作料を代金にて換納する場合に於ける價格の決定方法

二二 地主の定むる規則の遵守

二三 訴訟の場合に於ける出訴裁判所

二四 小作人の團結に加はり地主に反抗し又は強談ケ間敷行爲を爲さざること

二五 小作料納入を終らざる以前に於て當該地の收穫物を賣却せざること

二六 小作訟書は繼續小作中は其の約束期限に拘はらず有効なること』

前にゴルツ氏に従つて示した所と右に示す所とを併せ見たる上で取捨すれば、先づ以て小作契約の内容となるべき重要な諸點は殆ど盡さるゝほど、兩者は詳細なものと見ることが出来るが、然し之を事項の性質に依つて分類すれば、小作契約の内容としては、(一)小作の期間に關する事項と(二)小作料に關する事項と(三)小作人及び地主の權利義務に關する事項とが、其の本幹を爲すものと謂ふことが出来る。仍つて以下少しく此等に就いて詳かに研究して見たいと思ふ。

小作契約の性質より之を見、小作契約の内容に就いて攷ふるに當つて、先づ甚だ重要なことは小作の期間である。

小作關係に於て地主に取つて最も重要な事柄は、小作期間を通じて貸與されたる其の所有地の代償として

支拂はれる小作料が、其の額に於ても其の支拂の期間に於ても、間違なく契約通りに支拂はれるといふことと、今一つは其の土地の性状特にその生産力が、小作期間を通じて完全に維持せられ、希くはその改善増進の行はれんことである。然るに他方小作人の最も重要とする所のは、小作期間内に於て、其の小作地よりして出來得る限り多大の収益を擧げるといふことである。そして此の兩當事者の利害は、小作契約の定め方と又小作人の經營者としての性質技能の如何とに依つては、能く一致せしむるを得、少くとも多く相矛盾せしむるなきを得るけれども、同様に又その小作契約の定め方と小作人の性能如何に依つては、相反する事とならざるを得ない。

今小作契約上に於て地主の利害と小作人の利害とが、果して好く一致するを得るや、將又相反せざるを得ざるやといふ問題が、實地に決定せられるに當つては、實に小作の期間の長短といふことは、重大な關係を有せざるを得ないのである。

即ち小作が長期の契約の下に行はれる場合に於ては、小作人は其の小作地に對して改良を加へその生産力を培養すれば、それが爲めに生ずる生産上の利益は、自己の所得となるを知るが故に、其の經營者としての權利が十分に法律的に又事實的に保障せられてある限り、土地に對して改良を加へ、その生産力を維持し又増進せしむることに意を注ぎ力を盡すべきは當然である。然るに小作が短い期間に對して契約せられた場合

には、小作人は土地を愛惜して之が改良を爲して見た所で、又其の生産力の永久的維持涵養のことを考へてそれに必要な勞資を費して見た所で、爲めに生ずる生産上の利益は、契約期間終了後に於て多く表はれ、ただ地主の利得を増すのみで小作人自らの利得とはなり得ないことを知るが故に、たゞ其の小作契約の繼續期間内に於て、出來得る限り土地を掠奪的に使用し、成るべく少い犠牲を以て、吸ひ取れるだけの利益を吸ひ取らんとするものである。斯くて長期の小作に在つては、地主の利益とする所と小作人の利益とする所とは一致するを得、少くとも多く矛盾せざるを得るけれども、短期小作に在つては、兩者は大いに矛盾することにならざるを得ない。加之短期小作に在つては、之が爲めに社會經濟一般の利益も傷害せられ、土地荒廢、生産力枯渴の弊を招き易い次第である。之れ即ち由來短期小作が甚だ有害なものとして、一般に非難せられたる所以であつて、法律上に於ても小作契約に關する期間を制限する必要を認め、適當な小作契約最低期間を定めなければならぬとする見解が行はれる次第である。

然るに又あまりに小作契約期間が長きに失しても、それが爲めに他の弊害の生じて來る恐れがある。即ち土地生産の状況や、一般農業經濟の狀態やが、向上繁榮する状態にある時には、小作契約の長きに失する爲めに小作料その他の小作條件が、段々と變化する時勢に適合せぬことになり、地主は其間に於て不利益を被らざるを得ない。それに又諸般の状況が沈衰に向ふ時期に際しては、小作人は堪ゆべからざる苦痛を嘗める

ことになるのを免れ難い。

茲に於てか、小作期間は技術上や經營上の諸觀點から之を見て、あまり長からず短からず、所謂適度なものが最も可なりとせられるのであるが、さてその適度な期間の定め方については一定の標準がない。昔時英國に於ては小作契約期間は二十一年であることを以て理想的として居たが、フォン、デア、ゴルツ氏の如きは、十二年以下なのは短かきに過ぐるとして居る。

惟ふに此の適度な期間なるものを實際に限定することは、甚だ困難な事業であらう。或は之を二十年とし或は十五年とし、或は七年とするといふ風に、色々の標準が見出されるであらうが、何れも嚴格に此の標準でなければならぬといふことは出来難い。たゞ法律上に其の限定を爲す必要ありとするならば、それより短くては弊害の生ずることの普通であるべき最短限度を技術上並びに經營上より攷査して、主として慣習に鑑みて、便宜的限定を爲すの外はないであらう。(曩に我國に設けられた小作制度調査委員會に幹事私案として提出された小作法案に於ては、小作権の存続期間は當初十五年以下たるを得ずとせられ、後又七年以上と改められたやうである。何れにも年限そのものに就いては、確乎たる理論上の根據はないやうに思へるが餘り短い小作期間の弊害を認め、之を避けんが爲めに其の最短限度を制定せんとすることには、十分な論據あるを認めなくてはならぬ。)

我國現行民法は、賃貸借の存続期間は原則としては二十年を超ゆることを得ず、若し之より長き期間を以て賃貸借を爲したるときは其の期間は之を二十年に短縮すと規定して居る。(民法第六百四條第一項)。即ち我が民法は其の最短期間に關しては、何等の制限を設けず、たゞその最長期間に關して之を限定して居るのである。之れ蓋し我が民法は動産及び不動産に對する普通の賃貸借契約と小作契約とを區別して居ない爲めに、二十年より長き期間の賃貸借は、普通の賃貸借關係に於ては多くその必要なのみならず、又之を認むるに於ては却つてそれが爲めに貸借關係をして事情の變化に適合するを得ざらしめ、當事者に迷惑を感じしむるに至るべしと考へたからであらう。又土地の小作に於て若し二十年以上の期間を必要とするならば、それは永小作権の設定に依つて、之を充し得るが故に、賃貸借としては最長期二十年と限定するも不可なしといふ理由から、斯く定められたものであらう。即ち永小作権に在つては、法律はその存続期間を二十年以上五十年以下とすと定めて居るからである(民法第二百七十八條)。

然し何れにしても、我が民法の規定の下に於ては、土地の小作期間は二十年を以て最長とするか、さなくば永小作として五十年を以て最長とするか、その最長期間はともかく限定せられて居る。即ち最短期間に關する限定なくて、最長期間に關する限定が爲されて居るのである。尤も此の限定は、賃貸借の期間を更新することに依り(民法第六百四條第二項)又は永小作権の設定を更新することに依つて(第二百七十八條第二項)更

に之を最長限度期間迄だけ延長することが出来るから、その更新さへ行へば、幾ら永くでも延長することが出来るわけである。たゞ法律は其の期間を限定することに依つて、たとへ更新が行はれるにしても、這間に生ずべき弊害を避け得ることにせんとしたのである。

要するに我民法は、賃貸借に於て小作に關する特別の規定を設けなかつた爲めに、その契約存続期間が短かきに過ぎることより生ずる弊害に對しては何等の顧慮を拂ふことなく、たゞ長きに過ぎることより生ずる弊害に對してのみ顧慮する所があつた次第である。

然るに小作制度そのもの、經濟的利害より之をいへば、小作期間の長過ぎることより生ずる弊害は、その期間の短か過ぎることより生ずる弊害に比して小なるを謂ひ得べく、あまりに短期なる小作より生ずる經濟上の弊害は地主に取つても社會經濟一般に取つても甚だ多大で、決局は又小作人に取つても不利益たるを免れ難い。古くからその弊害は學者や經營家の之を喧唱する所なのだから、小作法に於ては、その最短期間の限定を爲すことが必要である。

尙ほ小作期間の短かきに過ぎるを防ぐことの必要に關聯して致へらるべき點は、小作人が小作繼續中に小作地に施した改良に對する賠償を十分にすべきことである。即ち法律は小作人の權利として、此の改良に對する賠償請求權を明確精密に規定すべきであつて、之を爲すこと英吉利の小作法に於けるが如くでなくては

ならぬ。蓋し小作人に對してその小作中に爲した土地改良が十分に賠償せられることゝなるに於ては、小作人はたとへその小作契約の存続期間が短き期間に過ぎないにしても、進んで改良を爲す意思を持ち得ることになり、勞して他人に其の果實を拾得せらるゝこともなく、又自己の犠牲を以て地主の腹を肥やすことにならぬ。よく自己の利益の爲めにも小作地に對する改良を安神して行ふを得るからである。斯くて短期小作に伴ふ經濟上の弊害は大いに緩和せらるゝを得、土地生産力の維持培養といふ、大いなる社會目的が、小作制の下に於ても、かなり好く行はれ得ることになる。

小作制度調査會に示されたる幹事私案に於ては、小作期間に關しては、原則として七年を以て最短期間とし五十年を以て最長期間とせんとした。そして七年以下の小作權を設定したるとき又期間を定めず若くは期間につき疑あるときは之を七年とすと定め、たゞ例外として、已むことを得ざる事情ある場合には小作審判所の判定を以て、七年以下の小作權を設定することを得るものと爲さんと企てた(第二條第一項及第二項)。そして此の期間は之を更新することを得、其の期間はやはり七年を下ることを得ずとした(同條第三項)。

然るに昭和二年の小作法草案に於ては、『小作地賃貸借の期間を定むるときは、其の期間は五年を下ることを得ず、若し之より短き期間を以て賃貸借を爲したるときは、其の期間は之を五年とす』と規定し、最短期間を定めて最長期間に觸れず、然かも最短五年制を採らんとしたのである。そして同法案は、『當事者が

小作地賃貸借の期間を定めざるときは、各當事者は民法第六百十七條第二項の規定に拘らず何時にても解約の申入を爲すことを得」とし、『小作地賃貸借は前項の解約申入後一年を経過するに因りて終了す』と定めんとしてゐる（第八條）。

然るに第七十議會に提出された農地法案に於ては、小作期間については何年といふ限定をしてゐない。ただ『當事者が賃貸借の期間を定めたるときは、當事者が期間満了前六月乃至一年内に相手方に對し更新拒絶の通知又は條件を變更するに非ざれば更新せざる旨の通知を爲さざるときは、従前の賃貸借と同一の條件を以て更に賃貸借を爲したるものと看做す。但し賃貸人の疾病に因りて自ら耕作すること能はざる爲其の他特別の事由に因りて一時賃貸借を爲したること明なる場合は此の限に在らず』と規定し（第十八條）、解約申入の權利に關しては、『賃貸人は賃借人に信義に反したる行爲なき限り賃貸借の解約の申入を爲し又は更新を拒むことを得ず。但し土地使用の目的の變更又は賃貸人の自作を相當とする場合其の他正當の事由ある場合は此の限に在らず』（第十九條）としてゐる。

期間の限定に關しては法案は段々寛大になつて來てゐる。然し解約申入權に關しては農地法案の規定せんとする所は正當である。昭和二年の草案の如く隨時解約申入權を認むることは、當事者双方に對して之を認むるにしても小作權を尊重する所以でない。

次に小作契約の内容としては小作料に關する事項は甚だ重要事項である。從來我國に於ける小作爭議は、大部分は小作料に關するものであつた。そしてそれは必ずしも小作料に關する契約の不完全な爲めに然るものとは謂ひ得べからざる所で、元來小作制度そのもの、特質からして、小作料に關してはその契約が如何に明確に行はれて居ても、爭議の起り得べきものではあるが、併し又之に關する契約の完備せざるが爲めに、爭議を誘發する場合も少くない。

小作契約上に於ける小作料の定め方は、小作制の異なるに依て一樣でない。即ち拉典民族諸國や朝鮮などでこれを見るやうな分益小作制に在つては、小作料は當該小作地に於ける主生産物の總收穫の一定歩合を以て之を定め、地主と小作人との間に之を折半するのが最も多數で、場合に依つては三分一と三分二又は四分一と四分三とするといふ風に、地方の狀況と作物の種類とに依て其の歩合を異にする。されば此の分益小作は小作料の點よりして之を契約として見れば、その性質は甚だ組合契約に似たものであつて、此點だけから見れば、それが果して小作契約といふ特別の契約であるか、それとも、一般組合契約の一發現であるか定め難いほどのものがある。けれども兩者は勿論區別さるべきものである。

然しそれは兎も角として、分益小作制に在つてはその小作料は當該地の收穫實物の一定歩合と定められる性質のものであることは、忘れてならぬ所である。そして此の制度は多少の利點も持つて居るけれども亦多

くの弊害を伴ひ易く、それが爲めに小作人は土地を十分集約的に使用してその經營を行ふことを得ないで、兎角粗放的な然かも稍々掠奪的な經營に陥るを避け難い。又此の制度の下に在つては、地主は常に小作人の業務に干渉する利害と必要とを有し、爲めに小作人をして業務上と引いては人格的に地主に對して從屬的地位に居らしむる弊害がある。従つて此種の小作契約は農業一般の進歩に連れて、漸次廢滅に向ひつゝある。

小作料に關する右の分益方法と似てやゝ異なるものは、小作料をば當該小作地の主收穫實物に依て收納すべきものとし乍ら、然かもその高は之を收穫歩合に依らず、收穫物の一定量と爲し、其量をば或は重量に依り或は容量に依て限定し、原則としては年々の收穫量の多少に拘らず、その限定されたる量を以て小作料と爲す契約である。此の契約は小作料の點より見ても小作契約をして明瞭に賃貸借契約たらしめ、小作料は法律的には單純に小作地の使用に對する借賃たるに過ぎざるものとなす。

此の契約方法は現今我國に於て普通に行はれる所のものである。そして此の方法に依るときは、小作料の高は原則としては收穫の多少には關係せざるものであるが爲めに、その小作制が純企業化してしまつた所に在つては、小作人は收穫の多少に依り業務の損得が如何なる結果にならうとも、一切之を企業家らしく自己に引受けて、たとへ損失を被るとも、小作料の輕減などは要求せぬことゝ爲し得るけれども、我國の現状のやうにまだ小作人が純企業家たるに至らず、漸く分益制を離れたばかりの、まだ勞働者たる實質を失はざる

従つて小弱な經濟を營む者の多い所にあつては、收穫實收の少い場合には、いつも小作料低減の要求を起し、爲めに面倒な多くの爭議を醸すことになるのである。

そこで現今論者中には、此の小作料定額制は之を改めて、寧ろ歩合制と爲すを可とすとの議論を爲す者を見るやうになつた。そしてその歩合制は小作料が貨幣納たると實物納たるとに關係なく之を行ふべしとするのである。

惟ふに此の提議は、我國現時の小作料爭議を緩和するだけの見地から見れば、小作料を收穫と比例せしむる關係上、多少緩和の効果を齎し得べきものと考へられる。けれども此はやゝもすれば角を矯めんとして牛を殺すの結果に陥り易い。即ち小作料を收穫の多少に比例せしむることゝ爲すに於ては、地主は小作人の擧ぐる業務經營上の成績の良否に對して常に密接な利害を感じるが爲めに、小作人の業務に對し干渉を試みざれば止まざることになり、爲めに却つて地主と小作人との間の感情を害し利害の衝突を起し爭議をして益々深刻なるに至らしむるの機會を多くすることになる虞がある。それにまた小作人は收穫歩合に依る小作料契約を行へば、その業務經營は、自己の分前となる収益のみ眼中に置いて集約の程度を決すことになるが故に、その集約限度は早く到達せられ、經營は比較的粗放に行はれるを免れ難い。此の後の點は、定額小作料制と歩合小作料制との利害の論ぜらるゝ場合に常に指摘せらるゝ所である。即ち定額小作料制の下に於ては、集

約限度の定まるには、常に最後の投資分量に對して其れに因て生ずる總收益が比較せられ、兩者の價值の一致する所を以て投資の限度とするものと見なければならぬ。然るに歩合小作料制の下に在つては、小作人は投資に對して總收益を見ないで、常に地主に小作料を支拂ひたる上で自己の手許に残る純收益を眼中に置いて經營を行ふのであるから、集約限度の決定も亦最後の投資と之に依て生ずる純收益とを比較し、兩者の價值の一致する所を以てその限度とする外はない。茲に於てか歩合小作料制に於ける集約限度は必ずや定額小作料制に於ける集約限度よりも低からざるを得ない。換言すればその限度が早く到達せられ經營は比較的粗放とならざるを得ない。

されば歩合小作料制は定額小作料制よりも、社會經濟上より之を觀て常に有利なる制度とは謂ひ難い。従つて小作法に於て、小作料に關する契約を歩合小作料とする契約たらしむることが、立法上策の得たものとは爲し難いのである。然し立法論はともかくとして、現状に於ては定額小作料契約が廣く行はれ、然かも我國に在つては、小作料は收穫實物に依る定額契約であるのが普通である。

次に小作料契約をば一部分は實物に依り一部分は貨幣に依つて收納する契約と爲す道がある。此の契約方法の下に於ては、實物小作料部分は收穫量の一定歩合と定むることなく、分量又は容量に依て其の實量を定め、之と貨幣の一定額とを以て小作料全額とするのが普通である。小作料に關する契約を斯くの如く定むる

に於ては、實物小作料制に伴ふ種々の不便と弊害は多少之を免れることが出来るが、然し此の方法の下に於てもやはり實物が伴ふ次第だから、之に關する不便と弊害は多少ともに付き纏つて來るのを避け難い。特に小作料たる實物の品質に關する地主と小作人との衝突を免れ難いのである。然し地主が小作地内や其の附近の農村に住ぶ者で、自らは農業經營を行はないやうな場合には、或種の農生産物を實物小作料として取ることは、彼れの生活上之を便宜とし場合に依つては又之を必要とする所なれば、此種の小作料契約の行はれることは已むを得ざる場合が少なくない。

次に小作料契約をば、純然たる貨幣小作料契約とすることは、現今歐米諸國に於て廣く行はるゝ所で、小作制度が發達するにつれて、實物小作料制は漸次貨幣小作料制と化するのが通例である。而して貨幣小作料制の採らるゝ場合には、其の契約は定額を明示するのを普通とする。然るに小作料をば貨幣定額とするに於ては、地主は一定せる小作料収益を得て都合がよいけれども、小作人にはその年々に於ける生産物の價格の高下に依つて、小作料負擔が變動して定りなく其の經營上の安定を得難い不便がある。されば此種の小作料契約は、小作人が資本の豊かな者で、獨立の企業家として小作を行ひ、小作經營よりして主として企業利潤を擧げることが目的とするものである場合には甚しき不都合なく、小作が純企業たるからには、企業なるもの本來の性質上、それが投機的要素を含有することは止むを得ざる所である。けれど若し小作が未だ純企業

として行はれる迄に農業一般の狀態が發達しないで、小作人は小作に依て主として一家の勞賃所得を占むるのを目的と爲し、事業として利潤を擧げるといふことよりも自家の生活の爲めに小作を行ふものに在ては、その小作經營より生ずる収益は安定せることを必要とする次第だから、此種の小作人に取つては、貨幣定額小作料制は寧ろ不便とせなければならぬ。要するに小作料が貨幣定額制となれば、小作といふものは昔時の地主と小作人との共同經營たる性質を失つて、たゞ單純な借地關係となり、小作契約は貸借契約たる性質を明確に具備することになる次第なれば、之は進歩した農業狀態に適し、小農業をして純企業化せしむるものである。

貨幣定額は小作料契約の下には、右に掲げたやうな不便の生ずる所からして、或國に於ては、小作料契約をば貨幣の一定額のみ示すものとしないうで、小作料の一部分は之を貨幣の一定額と爲し、他の部分は或種の主要農産物二三を指定して、其の各一定分量の小作料納入期に於ける普通市價を見定め、之を合計した額と爲すといふ方法を取ることが行はれて居る。例へば丁抹に於て小作料をば、其の全價額の約半分だけは貨幣定額とし、あとは大麥と小麥と牛酪との各一定量の時價額とする方法の行はれるを見るが如き之である。

此の契約のしかたは、小作がまだ十分に純企業化しないで、家庭的自給經濟の面目を保存して居る所に在つては、大いに利便多かるべきものと謂ひ得る。けれども此の方法の下に於ても、小作料に關して地主と小

作人との間に爭議を生じ得べきことに至つては、定額制よりも却つて其餘地が多い。即ち小作料の一部分の算定の基礎たる農産物の市價を見定めることに關して、地主と小作人との意見の衝突を見る恐れは少くないのである。此を見定める方法に關しては、十分明確な契約の行はれるを必要とするであらう。我國に在つては右のやうな小作料の定め方はまだ多く行はれて居ないが、普通に行はれる定額實物小作料をば、場合に依ては其の代價で以て收納することが契約上に許されたものは少くないやうである。そして其の場合の價格決定方法に關しては、契約上に特に其の指定をするのが例となつて居るやうである。

前述の小作法幹事私案なるものを見るに、現物を以て支拂ふ小作料は其の年其の地方に生産したる物の普通品とすと規定せんとして居る。而して其の小作地に生産したる物が右の普通品に該當せざる場合に於ては小作人は自己の生産した物の普通品又は金錢を以て其の支拂を爲すを得るものとし、然かもその場合に於ける金錢は、其の年其の地方に産したる物の普通品を收穫後三ヶ月間の平均相場を以て換算したるものと爲すと立案して居る(第十九條)。

すべて上に述ぶるやうな風にして小作料に關する額の定め方の契約は行はれるものであるが、右何れの方法を採るにしても、小作料の高に就いては地主はその高からんことを希望し、小作人はその低いほど之を喜ぶといふ關係にあるのだから、いつも此點に關して小作爭議の表はれるのを避け難く、歩合小作料制に依る

にしても、定額小作料制に依るにしても、兩者の折衷制に依るにしても、その歩合とその定額とについては、地主對小作人の利害衝突を見るを避け難く、小作契約は實に此點を以て難關とするのである。今小作法を制定して、此の點に關する爭議の起る餘地なからしめんと企つるとも、それは所詮望のないことである。蓋しそれは小作料の決定に關しては、經濟理論上に於て、明確に據るべき標準の示さるゝ所なく、地代論の如きは、マーシャル教授の之を示したやうに、直ちに以て之を現時諸國に行はれる小作料に當倣め得べきものではなく、そのよく當倣るものありとするも、そはたゞ諸國の或地方に行はれる極めて典型的な少數の場合に過ぎないからである。即ちリカードの地代論の如きは、彼の英國式の純企業的な小作料に對してのみ適用さるべき理論で、然かもその適用の下に於ても、理論上の地代と實際地代とが必ずしも合致しないことは、夙に諸學者の之を認めて居る通りである。まして分益小作料などに於ける小作料の決定に關しては、殆ど何等據るべき理論がない。

英國の諸地方に於けるやうに、小作企業が自由競争制の下に行はれ、地主は土地に對する永續的改良を引受けて行ふ所にあつては、地主は小作料として土地が正常的收穫と其の正常的價格との下に生み出す所の生産者餘剰中より、正常的能力を有する小作人が其の生産の爲めに要した費用と、所謂正常的利潤とを引去つた以外は、總て之を地主の所得と爲さんことを要求する。此の事情の下に於て地主の要求する所は、生産費

に關係なく、生産物の價格に依て影響せられるものであるから、所謂地代の性質を有する。されば此の英國流の小作料が益々發達すれば、それに連れて地主と小作人との間に於ける生産價値の分配は、經濟理論上に於ける地代論の示す所に一致すべき筈である。

けれども元來リカード式地代論は、小作企業上に完全な自由競争が行はれ難く、地方の事情や舊來の慣習が之を妨ぐることに大なるに加へて、地代論の前提とする所の正常的收穫及び農産物の正常的價格なるものも實地には之を見定むこと難く、更に又その前提たる小作人の正常的企業能力なるものゝ程度を定むることが困難である。茲に於てか實際的に定まる小作料は理論上の地代と一致することが頗る困難で、たゞ小作地に對する需要と之が供給との實狀に依り、又地主と小作人との社會的地位や經濟上の實力の如何に依つて或は地主に有利に、或は小作人に有利に決定せられるのを常とする。殊に我國や佛伊其他のやうに、農業經濟上には舊來の傳習的勢力の強大なる所に在つては、かの地代論は殆んど小作料決定に關する理論たり得ない。そして従來は地主の力が強かつたものだから、マーシャル教授の言ふやうに、小作人が小作料を支拂つて尙ほ生活上の必要を充たし得、又或程度の贅澤を爲し得る餘裕を有する場合には、地主は漸次に小作料を値上げして、小作人の手に剩る所がたゞ僅かにその貧弱な生存を辛うじて維持するに足るだけのものとなつてしまふまでは、段々に之を上げて行くを例とすることになつたのである。

こんな次第であるから、法令や政策に依つて、小作料に關して正當の額を定めたり、又は之を定むる方法を規定したりすることは、容易に出來得べきものでなく、法的にはやはり之を地主小作人間の自由契約に放任する外はない。政策が小作制度そのもの、改廢を行ふまでに行けば別問題だが、然らざる限り現今の小作制維持の下に、法令の力や政策で以て、小作料決定に關する準則を定め此點に關する爭議の根柢を斷切るとは難事中の難事である。

次に小作料支拂の時期に就いて見るに、小作料を收穫實物に於て支拂ふものに在つては、其の納付期は、大抵收穫後一回と定められ、其期に其の全額を納付すべき契約の行はれるのが普通であるけれども、貨幣小作料の場合に在つては、之を年二回又は四回に分納する契約も隨分行はれ得べきであつて、然かも之を分納することは當事者特に小作人に取つては便利である。即ち彼は之に依つて其の年内の經營の計算を都合よく立て、行くことが出来る。又分納契約になつて居る場合には小作人は一時に全部の小作料を調達する必要がないから、收穫物を收穫期に於て急に多量に市場に供給して爲めに所謂出盛期なるものを造り出し、生産物の價格を下落せしむるに至ることを多少ともに避け得る。此事は社會經濟上より見ても大いなる利便とせなければならぬ。而して分納契約の下に在つては、分納は年二回であるよりも四回であるのを優れりとすることは言を俟たない。

小作料の支拂期に就いては、尙ほ小作料をば土地が農用に用ひ果されざる以前、即ち未だ收穫の行はれざる以前に於て納付する契約の行はれる例が少くない。然かし之れは疑もなく農業の性質に叶はざるものである。此の前拂契約の下に在つては、小作人は小作地より未だ收益を得ざる以前に既に其の使用料を支拂ふ次第だから、其の小作料は使用料たるの性質に叶ひ難く、然かも小作人は小作地の生産收益を以て之に充つることが出来ないで、自己の有する資本を割いて之を納付する外はない。その非合理的なことは、地主が自ら其の土地を使用する場合を考へて見ればすぐ解かる話である。其の場合に其の土地の使用といふことから出て來る利益は一定期間（主として一收穫期）の経過した上のことである。されば法律上の原則としては小作料は借地後一定期間の経過する毎に之を支拂ふきものとなつて居る。

我が民法には『借賃は動産建物及び宅地に付ては毎月末に其の土地に付ては毎年末に之を支拂ふことを要す。但收穫季節あるものに付ては其の季節後遅滞なく之を拂ふことを要す』（第六百十四條）と規定してあつて、農地に就いては大抵の場合に其の但書が適用されることになり、收穫季節が認められ其の季節後に借賃たる小作料は支拂はるべきものとなつて居る。尤も之と異つた特約を爲すことは當事者の自由である。獨逸民法に在つては貸借の條下に『借賃は貸借期間の終に之を拂ふことを要す、借賃が時期區間に依て定められた場合には各時期區間の経過後に支拂ふことを要す、土地の借賃はそれよりも短き時期區間に依て定めら

れざる限り四分一曆年の經過後次の月の第一業日に之を支拂ふべきものとす』(第五百五十一條)と定めてある。そして小作契約の條下に於ては、『農地の小作に於て小作料が年に依て定められたる場合には、一小作年度の經過後次年度の第一業日に之を支拂ふことを要す』(第五百八十四條)と規定してある。我が民法といひ、獨逸民法といひ、共に小作料は收穫季節又は小作年度の經過後に之を支拂ふべきものと爲す點に於て一致して居る。即ち Postnumerando 主義に據て居るのである。小作料の性質に叶つた規定と謂はねばならぬ。

小作法幹事私案に於ては、その第二十一條に、小作人は其の小作料を分割して支拂ふを得る旨を規定し、此の支拂の提供ありたるときは、小作人は爾後其の部分に付ては、遲滞の責に任ぜざるものとせんとして居る。尙又第二十條には、現物を以て小作料を支拂ふ場合に於ては收穫後三月以内に、金錢を以て支拂ふ場合に於ては收穫後六月以内に其の支拂ありたるときは、小作料支拂に付き遲滞なきものと看做す、但し當事者は書面契約を以て之と異なる支拂期日を定むることを得るものとせんとして居る。

然し右は小作料の性質より見た小作料支拂の時期に關しての議論であるから、之を小作料支拂の時期といふことに就いて考へないで、小作料支拂の義務特に我が民法に謂ふ所の借賃のやうに廣く如何なるもの借賃にも當嵌まるものとして借賃債務なるものに就いて考へる場合には、法律上原則としては借賃支拂義務は賃貸契約に依つて直ちに生ずるものであるから、其の賃借せられた目的物の使用収益が行はれると否と

は借賃債務の發生には關係なく、債務はその使用収益が行はれたるに依て甫めて發生するものなるが如くに解釋し得べきものではない。従つて賃借人が豫定の使用収益を爲し得なかつた場合に於ても、當然に借賃の免除又は減額を結果するものではない。かるが故に小作料と雖も民法上の解釋としては、小作料の行はるるに依つて小作料債務は發生するもので、小作料の行はれること、直接の因果關係はない。たゞ小作料の目的の達せられない場合には、それが不可抗力に原因する場合に限り小作料減額を請求し得ることになつて居るのである。小作料債務發生に關する議論と小作料支拂の時期に關する議論とは、之を混同してはならぬ。

そこで又立歸つて小作料納付の時期の問題について今一言を費して置く。

小作料前納の契約の行はれるものに在つては、地主が小作人の小作料支拂の誠意を疑ふか又はその支拂能力を怪むかの爲めに、之を前納せしむるものであるが、之に似たのは小作料の不拂の場合を慮つて小作人より擔保を供せしむるものである。然し此種の契約は小作人に對して地主の地位の頗る強い所に於てのみ行はれ得るに過ぎないで、小作人の地位が向上し其の實力が段々強くなつて來るに従つて、此種の契約は之を結ばんにも結び得べからざることになつて來るのである。我國に在つて從來その能く行はれた所に於ても、漸次事情は變化しつゝある。

次に小作料支拂遲滞の場合について見るに、我が民法には之に關する特別の規定はない。たゞ小作料といはず一般的に借賃支拂の義務の怠られた場合に於ては、双務契約一般の原則に従つてそれが契約解除の原因となり、又場合によつては損害賠償請求権を生ぜしむることになるに過ぎぬ。然るに獨逸民法に在つては、借賃に關して『借主が二期間引續き借賃の全部又は其の一部分の支拂を遲滞するときは貸主は告知期間を待たずして貸賃借關係の解除を告知することを得、借主が告知前に貸主に債務を辨済したる場合には告知は行はるゝことを得ず、借主が相殺に依り其の債務を免るゝことを得告知後遲滞なく相殺を聲明したるときは告知は無効とす』(第五百五十四條)と規定してある。

尙ほ佛蘭西法に在つては、小作料支拂遲滞の場合に備ふる爲めに、分益小作に關する一八八九年七月十八日の法律 (Loi concernant "Bail à Colonat Partiaire 18, Juillet 1889 D. P. 90. 422) に於て『貸主は小作人より受くべき未收額の支拂に關しては、小作人の所有する動産、器具、家賃及收穫物中の其持分に對して民法二千二百二條の先取特權を有す』(第十條)と定めてある。之と同様の趣旨からして獨逸民法に在つても『土地の賃貸人は賃賃借關係に基く彼れの權利の爲めに、賃借人が土地に持込みたる物に付き質權を有す、但し將來の賠償請求權及び當期並びに次期以後の賃借期に對する借賃の爲めに質權を主張することを得ず、又此の質權は差押を禁ぜられたる物に及ぶことを得ず』(第五百五十九條)、といふ規定が設けられて居る。

何れにしても之を賃貸人の利益からいへば、小作料支拂が遲滞にある場合には、一定の條件の下に之を理由として賃賃借契約の解除を爲す權利を認められると同時に、延滞支拂の行はれた場合には延滞中の利子支拂を請求する權利の認めらるゝことが至當と考へられるであらう。蓋し小作料支拂の遲滞される場合には、小作人に於て經營能力乏しき等の爲めに之を支拂ふに足る實力を缺くか、然らざれば何か目的とする所があつて故意に之を支拂はないか、兩者の場合が想像せられる次第で、兩場合とも土地の利用上十分なる地力愛護が行はれ難く地味荒廢を見るに至る恐ありとせられるからである。従つて此の遲滞の場合に對して法律上何等かの規定を設けるといふことは、小作料が契約として行はれ、小作料の支拂がその重要な要素とせらるゝ限りは已むを得ざる所である。如何に小作人保護に厚き立法が行はれるにしても、苟も小作料の維持せらるる限りは、貸主の利益も亦顧みられる所がなくてはならぬ。

我が小作法幹事私案なるものにも、(一)小作料の滯納ありたる場合に於ては地主はその最後の二年分の小作料に付き其の小作地の生産物にして其の小作人の占有する物の上に先取特權を有するものとし、その先取特權は國稅徵收法に依り徵收することを得べき請求權、共益費用の先取特權、不動産保存の先取權、不動産工事の先取特權、及び永小作權又は小作地賃賃借の登記前に登記したる質權、抵當權を除くの外すべて他の權利に對して優先の効力を有するものと爲すこと(第十七條)、(二)小作料の支拂に遲滞ある場合に於ては

地主は損害賠償として年百分五の利息を請求するを得ること、但し此の規定に異りたる契約ある場合に於ても地主は名義の何たるを問はず年百分十以上の利息を取得するを得ること(第二十二條)(三)小作人が引續き三年間小作料を滞納し又は其の滞納額が二年分の小作料額以上に達したるときは地主は小作審判所の判定を以て小作料の消滅を請求することを得(第十一條第一號)るものとせんと立案してある。

次に小作料の免除及び輕減のことに關しては、前に一言したやうに我が民法にも規定があるし、諸國法にも夫々規定を設けて居る。元來借賃なるものは賃貸借契約の成立するに依つて、當然に其の支拂債務が生ずるものではあるけれども、小作契約に至つては、借主は小作地より収益を擧ぐることを目的とし、小作料の高も亦或は収益の一定歩合として定められ、さなくも小作料の高を目安として約定せられるものであるから、小作人の過失に依らないで収益の皆無だつたか僅少だつたやうな場合には、小作料は全免又は輕減せられるのが合理的であるから、此等の規定が設けられるのである。その規定の設けられることは至當とせなければならぬ。

我が民法には第六百九條乃至第六百一一條に之に關する規定があるが、借賃の減額請求權はたゞ小作の如く収益を目的とする土地の賃貸借の場合に限り之を認め、然かも其の請求權は賃借人が不可抗力に因つて借賃より少き収益を得たるとき其の収益の額に至るまで借賃の減額を請求するを得るに過ぎざることとしてあ

る(第六百九條)。そして又此の例外的請求權は賃貸借としての小作に關してのみ之を認め、永小作に於ては之を認めて居ない。蓋し永小作權者は永年に涉り小作を行ふものだから、其の収益は或年に於ては永小作料の額に及ばずとも他の年の多き収益を以て之を補ふを得ること、概して永小作料は普通の小作料よりも低安なことを考へて、法律は斯かる取扱をしたものであらう。それは又永小作の性質上正當の考慮と謂はねばならぬ。そして民法第六百九條に謂ふ所の不可抗力は、自然的事實たる賃貸人又は第三者の行爲たるを問はず、苟も外部より生じた事由であつて、通常の豫防方法を盡くすもそれでは之を避けることの出來ないものを謂ふものと解釋すべきで、畢竟賃借人に關せず賃借人に過失なき場合に於ける其の収益上の缺損に對して賃借人を保護せんとする趣旨に出でたものである。されば賃借人の一身に關すること例へば疾病の如きは其の事由となり得ざるものである。

右の場合に於て賃借人が不可抗力に因つて二年以上引續き借賃より少き収益を得たるときは、契約の解除を請求するを得る(第六百十條)。此事は借賃減額請求權とは別のことであるが、収益不足の事實に關聯するから併せ考へられる。

尙又我が民法は、賃借物の一部分が賃借人の過失に因らないで滅失したときには、賃借人は其の滅失した部分の割合に應じて借賃の減額を請求し得る權利を有するものと定め、更に、斯かる場合に殘存する部分の

みでは賃借人が賃借を爲した目的を達し能はざるに於ては、賃借人は契約の解除を請求するを得るものとして居る（第六百十一條）。此の場合については、其の借賃減額の程度を如何に見定めるかといふことが問題となり得べきだが、その場合に於ける程度の見定めは賃借物の有する使用價值に従つて之を爲すべきであつて賃借物の物としての大きさに従つて之を爲すべきものではない。而してその價值に従つて之を爲すものとするれば、其の減額の程度は賃借物の一部減失の爲めに賃借物全部の使用價值の減少した程度に應ずべきもので、減失した賃借物の部分の價值の大小に準すべきものではない。詳言すれば其の減額の標準となる所は、前に賃借物全部に對して認められた價值と、今その一部が減失した爲めに残部となれる部分に對して認められる價值とを比較して見て、其の差額として表はるゝ價值減少の程度が標準となるべきである。故にたとへば全部完全なるときに百の價值を有して居た農地一筆が、今其の面積の二割を減失したが爲めに、残部は使用上八十の價值は持ち得ないで七十の價值しか持たぬこととなれば、其の小作料は従前の七割に低減せらるべきで、小作人は三割低減の請求を爲し得るものと見るべきである。法文の表面の解釋上からいへば、面積が二割減少したならば借賃二割減の請求權が生ずるやうにも見へるけれども、其の解釋は經濟上の使用價值測定の法則の上から考へて右の如くすべきものと思はれる。又之を減失した部分の價值に應ずといふことに見れば、全部として百の價值を有する土地でも、減失した部分だけを取放してその價值をいへば、その面積は全

部の二割に當つて居ても價值は十五しか持たぬこともあり得る。従つて借賃減額の割合はたゞ一割五分減といふことになる。併しそれは妥當でないから、減失した部分の價值に應じて借賃は減額さるべきものではなく、残部となれる部分の價值に應じて新借賃額が定まるやうに減額を行はるべきものと、解釋せなければならぬ。

我が小作法幹事私案に於ては、小作人の故意又は過失に因らずして小作地の収益減少したるときは、小作人は其の割合に應じ小作料の一次的減額を請求し其の減收著しきときは其の一次的免除を請求することを得（第二十五條第一項）、とし、又更に法令に依り地租の免除又は徵收猶豫ありたる年に於ては、小作人は其の小作料の免除又は其の支拂の猶豫を請求することを得（同條第二項）るものと定めて居る。右前半の規定は前に述べたる現行民法第六百九條の規定よりも其の適用の範圍が甚だ廣かるべきと同時に、民法條文に於けるやうに減額の限度に關する定を設けないことにせんとしたものである。即ち民法第六百九條に於ては、減額請求權は、賃借人が不可抗力に因り借賃よりも少き収益を得たるときに限り生ずるものとし、その減額は収益の額に至るまでと限定されてあるに反して、小作法幹事私案に於ては、小作人の故意又は過失に因らずして収益減少したるとき其の割合に應じて減額を請求するを得るものとせんとするのだから、小作人の故意又は過失に因らない収益減少の場合には不可抗力に因る場合よりも遙かに多かるべき筈で、不可抗力によるといふ

ことは過失なき事由といふことよりは其の意義が狭いのである。又後者に在つては、たゞ収益の減少といふ事實さへ表はるれば、其の収益が小作料よりも少きことを必要の條件としないのである。更に又其の小作料減額の程度もたゞ収益の減少の割合に應ずるものとするのだから、収益の額に至るまでといふ限定を受けることはない。

要するに小作料の免除又は減額といふことは、小作制がまだ幼稚で、多少ともに分益小作制たる面目を維持する間は廣く行はるゝもので、その事が契約上に明示されてなくても、一般の慣習として殆んど當然に行はるゝものと考へられるほどである。然るに小作制が漸次發達して純企業的小作が行はれるに至れば、小作人は純企業家として業務經營上の成績は、利得にならうとも損失を生ずる場合があらうとも、一身に於てすべて之を引受け、之が爲めに貸主を煩はすことはないといふ風になつて來て、それが企業の企業たる所以であると考へられるに至るから、小作料免除や減額のこととは原則としては行はれず、たゞよく／＼の場合に對する例外として行はれるに過ぎることになる。そして小作料の減額が屢々行はれるやうでは、地主も小作人も共に所得が安定しないで經濟上不便だから、その行はれざるに至ることは、經濟的に之を見て大いなる進歩として便利を齎すものといふ風に考へられる。

然し小作料の減額が原則としては行はれないことになれば、小作人は不慮の災害や凶作等の場合に於ける

業務上の損失に對する保障を得なければならぬから、一面に於て保險制度の完備を必要とすると同時に、其の保障の意味に於て損得を平均する必要上、小作料の額は一般的に稍々低く定められることになるべき筈のものである。

何れにしても、小作料減額の行はれなくなるといふことは、直ちに小作人が高い小作料を負擔するといふことにはならないのである。されば法律に於て小作料減額の請求權はたゞ極めて例外的な場合に限り之を認め、原則的には之を認めないにしても、一般的に小作料の率又は額を低くする道さへ立てば、小作人は決して不利益を被ることにはならない。然かも減額請求を廣く許すことゝするに於ては、其の減額の程度に關して地主に小作人との間に頻繁に爭議の行はれる虞があるから、政策としては寧ろ小作料減額を請求し得る場合は之を少くして、もし其の道を講ずることが可能であるならば一般的に小作料標準を低下せしむる道を講ずることに力を注ぐのが、有効な政策であらねばならぬ。然しそれはどうしても、小作制一般の發達特に小作人の地位の向上と經濟實力の培養とに伴はなければならぬのである。

最後に一言すべきことは、若し小作料減額の請求權が認めらるゝものならば、場合に依つては、小作料増額の請求權も認めらるべきものなりや否やといふことである。即ち租税其他の公課の増加、地價の騰貴、比隣地代の昂騰等の事實が發生したやうな場合には、地主は契約上定められたる地代の増加を請求する權利を

有するや否やの問題である。此點に關しては我國の法律には何等の規定が設けられて居らぬ。従つて法學者の見解區々であるやうだが、之を經濟的に觀れば之は一概に論定し難く、地代増加の理由なりとせらるゝ各事項に就いて、其の性質を明かにした上で判斷せなければならぬ。仍て試に之を攷へて見るに、租税の増加の場合には、その租税公課が土地の所有價值に對して賦課せられるものならば、それは勿論地主が獨り之を負擔すべきもので、その増加を理由として小作料引上を行ひ得べき筈のものではない。然るに若しその租税公課が農業業務に對して、其の收益價值に對して賦課せられるものならば、其の増加の行はれた場合には小作人も其の一部を負擔すべき筈で、従つて其の轉嫁の意味に於て其の限度の小作料増加が請求せらるゝに對して、小作人が之を拒み得べき理由はない。從來學者やゝもすれば、公租公課といへば十把一拵げにして其の負擔を攷へて以て小作料増加請求權の有無を考へて居たやうだが、それはあまり粗雑な觀方といはねばならぬ。どうしても公租公課といはれるものゝ各々に就いて其の性質を見極め、何人が之を負擔するのを至當とするかを攷へてかゝらなければならぬ。

次に地價の騰貴が小作料引上の理由になるなどと考へる者あらば、それは全く經濟理論に闇い者といふべきである。元來地價なるものは、小作料を基礎として定まるものでこそあれ、小作料が地價を基として定まるものではない。されば小作料が上れば地價は當然騰貴すべきだが、地價が高くなつたから小作料を上げる

といふことは理窟に合はぬ。觀念として成立し得ないことである。

次に比隣地代の騰貴による借賃の増加といふことは、宅地の如きものに付ては謂へるかも知れぬが、収益を目的とする小作に在つては、當該地の収益が何等か小作人に固有ならざる原因から増加するに於てこそ地代増加の理由は生ずれ、比隣の地代が何程昂騰しやうとも、當該地の収益が増加せざる限り之が爲めに地代増加請求の有効に行はれ得べき筈はない。

すべて右の如くであるが故に、或種の公租公課の増課以外には上に掲げた諸事實は地代引上の理由とはなり得ない。然るに今農産物の價格が比年騰貴するやうな状態ありとせば、之が爲めに土地の収益は年々増加して行くことになるから、そんな場合には貨幣の一定額を以て小作料と定めて居る小作契約に在つては、小作料引上げの請求は地主に於て之を爲し得るものと見なければならぬ。然しそれはたゞ貨幣定額小作料制の下に於いてのみのことであつて、貨幣小作料でも小作料の高が収益歩合に依て定められるものに在つては、直ちに當然に小作料引上が問題となるといふ譯には行かぬ。まして現物小作料制に在つては、定額制でも歩合制でも、生産物の價格は契約上の小作料には關係のないことである。此の場合にはたゞ収益實物そのものの増加が小作人に固有ならざる理由に依て生じ、其の狀勢が繼續する場合に限り、定量小作料に於てのみ小作料を増加すべき權利の發生し得べきものと見るべきである。然しそれも小作契約期間が比較的長き場合に

のみ限らるゝことで、たゞ一二收穫季の収益が多だつたからといふだけの理由で、直ちに小作料増加の請求を爲し得べきやうなものではないと見るのが穩當であらう。

要するに小作料に關する事項は極めて重要な事項であるから、小作法規が制定せられる場合には、之に關してはかなり詳細な規定を爲すことを要する。小作制度調査會幹事私案は上述の如くかなり立入つた規定を爲さんと企てたのである。然るに昭和二年の草案は極めて之をばかしてしまつた。そして農地法案に至つては此等小作條件に關しては、その所謂「互讓相助の精神に則り」て解決せしめんと欲し、又農地委員會なるものを設けて、その盡力に依つて小作諸條件の改定の如きも圓滑に行はしめんことを期するのである。

農地委員會に關しては法案は「自作地の創設維持農地の使用收益關係の調整其他農地に關する事項を處理する爲市町村に農地委員會を置くことを得。農地委員會に關する規定は勅令を以て之を定む」(第三條)、と規定し、その職能としては甚だ廣汎な職能を認めんと欲してゐるやうである。そして「小作關係の當事者は合意を以て農地委員會に將來に向つて小作料其他の小作條件の改定を請求することを得。裁判所は當事者又は小作官の申立に依り農地委員會の決定著しく不當なりと認むるときは其の決定を取消すことを得。此の申立は決定の通知ありたる日より二週間内に之を爲すに非ざれば其の効力なし。農地委員會の決定は取消の申立なくして前項の期間を経過し又は申立を棄却する裁判の確定したる日より當事者間の契約の内容を爲す」(第五條)としてある。

以て如何に法案が、農地委員會の活動に期待する所の多大であるかを察するに足るであらう。農村の事情に對してはふさはしいことであつて、農地委員會を一種のツレイド・ボードたらしめんとするのは、可いことである。然し小作料に關する法の規定はもつと立入つて定めて置くことが肝要である。法が小作料其他の重要小作條件の準據すべき大綱を示さないで、一切農地委員會の決定に委ねるのでは宜しくない。それでは國家の態度はやゝ無責任の譏を免れ難いであらう。

尙ほ農地法案には、次の如き規定がある。即ち「小作地の小作料の額其他小作料に關する條件が比隣の小作地の小作料の増減其他の事情の變更に因り不相當なるに至りたるときは契約の條件に拘らず當事者は將來に向つて小作料に關する條件の變更を請求することを得」(第十三條)といふのであつて、ゆとりのある規定である。農地法案なるものは大體この調子で出來てゐるのである。

次に小作に關する法的規律の行はるゝに當つては、地主と小作人との權利義務の限定を明確にすることの最も大切であることは言を俟たない。而して兩者の權利義務の限定は、苟も小作契約の内容に關する事柄である限りは、種々の事項に就いて行はるべきもので、前に既に之を論じた所の小作期間や小作料等に關する法律上の規定は、一として兩者の權利義務の限定たる意義を有せざるものはない。併し茲に小作人の權利義

務として論ぜんとする所は、此等小作契約の内容に關するものではなく、小作契約そのものの効果として、又之に關する法律上の規定よりして、小作人が地主及び第三者特に小作地の取得者に對して有する總括的な權利義務、換言すればその權務上に於ける小作人の地位、乃至は小作權其もの、讓渡、轉貸等に關する小作人の權利義務の關係である。

何れにしても小作人の有する權利と義務とは、先づ地主に對しては、小作契約が双務契約たる性質上、小作人に對して地主の有する權利義務と互に對應するものである。又小作人が土地の取得者に對して有する權利や、小作權を轉貸し又は讓渡するに就いての權利義務は、小作權が賃借權として有する法律上の性質より之を攷査すべきものである。從て茲に論ぜんとする所は、主として小作權の法律上の性質に關する議論とならざるを得ざる次第で、然かも之に就いては、從來法學者の間には隨分盛な論争と熱心な研究とが行はれて居り、法律の専門家たらざる私が今更素人論を試むる必要もないかも知れぬ。併し私は小作制度の經濟上の性質上よりして常に問題を攷へ、又主として經濟關係を見、經濟上の必要よりして吾々が法律に對して斯くありたきものと希望する所のものを明かにするといふ立場に於て、少しく此問題に關する解説を爲すと同時に論議を試みて見たいのである。

されば私は小作關係に於て地主の有する權利義務及び小作人の有する權利義務に就いて、諸方面に涉つて

然かもよく纏つた取扱をすることに意を用ゐるよりも、寧ろ小作人の立場を主位に置き、其の一般的に有する權利義務として考へなければならぬ所のものゝ中で、最も重要な諸點を選んで、其等に就いて稍々詳細な攷究を試むることとする。

本題に立入つて之を攷ふるに、小作人が法律上に於て有する地位は、法系の異なるに從て少からざる徑庭を見るのである。即ち羅馬法に在つては、一般的に賃借はたゞ單純な債權關係に過ぎずと見て居た。從つて今小作契約に就いて云へば、小作地が賃借人たる地主よりして、第三者に賣却せられたるが如き場合に於ては、賃借契約は之に依つて除却せられ、新所有者は其他を自作するも將又之を新たに小作に附するも自由であつて、ともかく在來の小作契約は土地の賣買の爲めに斷絶せられるのである。此の關係は普通に『賣買は賃借を破る』原則として知られて居る。併し之は獨り賣買の場合に於て然るものたるに止らず、交換や贈與の如きでも、總べて小作地の所有權移轉の生じた場合に於ては、其地に關する小作關係は之に依て破却せられ、小作人は土地の讓受人に對して小作權を主張することが出来ないことになつて居たのである。尤も其の場合に『賣買は賃借を破る』といふと雖も、それは賣買契約が成立した爲めに小作關係が破られるのではなく、賣買契約の行はれた結果として小作地の所有が移轉せられるに因り、小作關係が破られることになるに過ぎぬ。又その場合にたとへ小作地の賣買讓渡が行はれても、貸主と借主との間の契約が當然之に依

て破られて消滅に歸するものではなく、その場合に表はれ来る所のは、たゞ賣買に依る土地所有移轉の結果、貸主が借主をして引續き其地の小作を爲さしむることが出来なくなるといふ事に外ならぬ。換言すれば貸主が借主に對して負ふ義務が果されなくなるといふ事に外ならぬ。従て其場合は小作人は損害賠償の請求權を得、前地主は其の義務を負ふことになり得る。即ち貸主と借主との間に於ける契約關係は土地讓渡の行はれたる後に於ても、兩當事者間に之を解除し又は終焉せしむることの行はれざる限りは、依然存續する次第である。たゞ現實なる小作關係のみが終焉に歸せしめられるのである。

然るに獨逸固有法に在つては、多くの對人的權利關係は、當事者が其の權利の對象物に支配權を獲得したる瞬間より、物權的のものと同様と看做さるゝことになつて居た。されば貸貸借に在つては、賃借人に其の物件が引渡された以後は其の賃借權は物權的效力を有するものとせられ、従つて其の以後、其の物件が第三者に讓渡せらるゝことありとも、其は何等賃貸借關係に觸るゝことなきものである。即ち『賃貸借は賣買に優先する』原則 (Heuer geht vor Kauf) が行はれるのであつて、小作地にしても其の引渡を受けた小作人は、小作地が第三者に讓渡せらるゝとも、それには關係なく契約期間の盡くる迄は依然として小作を續けることが出来るのである。之れ普國法 (das preussische allgemeine Landrecht) の採つた態度であつて、賃借人の法律上の地位は、羅馬法に於けるに比して甚だ強いものとせられた。

右羅馬法の採れる所と普國法の採れる所とは、賃借人の地位に對して大いなる相違を生ぜざるを得ない次第で、賃借權を純然たる債權と見るか、之を一定の條件の下に物權と見るかにつき、兩者は各々其の代表的見地を示すものと謂ふことが出来る。獨逸民法は其の第一章案に於ては羅馬法の如く、賃貸借は債權關係たるに過ぎずと見、従て土地の所有權をば法律行為に依て得たる者の如きは、未だその土地の賃借人に引渡されざる以前ならば之を差止むることを得、既に引渡されたる以後ならば賃借人を排除するを得るものとせんとしたのである。然るに此の態度に對しては大いなる反對論が起り、第二委員會に於ては、現時の社會生活狀態の下に於ては賃借人の利害をば大いに顧慮する必要あるものとせられ、小作人其他の賃借人は其の賃借期間繼續して賃借を爲し得ることに關して大いなる利害を感じるものなれば、法律は出來得る限り其の賃借關係より賃借人の驅逐せらるゝことに對して保障を與へざるべからずといふ考が勝を占ることゝなつた。

此の考慮よりして獨逸民法は、依然として賃貸借關係を法律關係としては債權關係と見ることを革めなかつたけれども、土地の賃貸借に在つては、其の地が賃借人に引渡されたる以上は、其の後に於て第三者に讓渡せらるゝことありとも、在來の賃貸借關係は之が爲めに破らるゝことなきものとし、讓受人は在來の貸主に代り其の賃貸借上に於ける權利義務の關係を引受くる旨を規定するに至つた。

我が民法は賃貸借に關しては明かに債權主義を採つて居る。従つて我が民法の下に於ては賃借人たる普通

の小作人の如きは、賃借権を以つて賃借地の第三取得者に對抗するを得ない。其他の第三者に對抗することの出来ぬのも、債権の原則として言を俟たざる所である。されば小作地に關して之を言へば、それが有効に賣買譲渡されたる場合に、小作地の譲受人が小作人に對して小作地の返還を請求したるときは、小作人は其の賃借権たる小作権を理由として之を拒絶することは出来ない。小作人はたゞ貸主に對して、その債務不履行に因る損害賠償を請求するを得る權利を有するに過ぎない。

右は我が民法に於ける原則的規定より之を見た所である。けれどもただ此の原則だけに止めて置いて、何等賃借人を保護すべき例外的規定を設けないでは賃借人の權利は頗る薄弱なものとならざるを得ない。然るに現時の社會生活の下に在つては、例へば借屋住ひをして居る人は、自己所有の家屋に住んで居る人よりも多數であり、土地にしても亦賃借關係は頗る重要な關係である。特に農地の小作は自作よりも廣く行はれ、小作人の數は自作人より多いのだから、此等の不動産の賃借者の權利を斯く薄弱のものと爲して置いて何等之を保障しないのは宜敷ない。せめて賃借契約の繼續期間中は安神して借家又は小作地の利用を爲し得るものたらしめんことは、社會政策上甚だ重要な事といはねばならぬ。

茲に於てか民法には、一般的に不動産の賃借は之を登記したるときは爾後其の不動産につき權利を取得したる者に對しても其の効力を生ずる(第六百五條)ものとの規定を設けて居る。此の規定あるが爲めに、不

動産の賃借人は賃借の登記さへして置けば、たとへ其の後賃借人が賃借物の所有權を第三者に譲渡することあるも、賃借に依る法律關係は依然として存続するは勿論、賃借の事實關係も當然賃借物の譲渡に依つて破らるゝことなく、賃借人はその賃借利用を續けて行くことが出来る。即ち賃借に依る法律關係は讓受人たる新所有者と賃借人との間に存続するのである。

斯くの如く、不動産の賃借は之を登記すれば、第三者に對抗するを得るものとなるが故に、登記後に於ける賃借権の効力は物權と選ぶ所のないものとなる。然らば賃借は之を登記すれば賃借権は物權と變ずるものなりやといふに、元來我が民法では、物權たるものは法律上に之を列擧する主義を採つて居るのに、登記せる賃借権については何等法律上此點に關する規定がないから、それが物權となるものとは解せられない。やはりそれは權利としては債權たるに過ぎないけれども、登記に依つて之に公示力が與へられた以上はその効力に於て物權的効力が認められるものとなると解釋する外はない。

兎も角法律は、登記の方法に依つて不動産の賃借人の權利を確實にすることにしたのであるが、然るに現時の社會生活は愈々以つて不動産の賃借人の地位を安固にし、更に一層その權利を確實にする必要を生み來つた。特に土地及び家屋を住居の目的を以つて賃借する者の權利を安固にする必要が生じ、住居問題の困難は我國に在つても、民法に於ける右の規定だけを以つてしては、十分に時勢の要求に合致し兼ねる有様を呈

するに至らしめたので、人も知る如く借家法及び借地法を特別法として制定するに至つた。そして此の法律の規定により、又彼の建物保護に關する法律（明治四十二年法律第四〇號）の規定に依り、借家及び借地權は登記を要せずして第三者に對抗するを得ることとなり、新たに其の賃借目的物に付き物權を取得したる者と借主との間に賃貸借としての効力を有することになつた。即ち借家法は『建物ノ賃貸借ハ其ノ登記ナキモ建物ノ引渡アリタルキハ爾後其ノ建物ニ付物權ヲ取得シタル者ニ對シ其ノ効力ヲ生ス』（同法第一條第一項）と規定せられた。又借地法に於ては、先づ其の借地權の意義を限定して『本法ニ於テ借地權ト稱スルハ建物ノ所有ヲ目的トスル地上權及ヒ賃借權を謂フ』（同法第一條）と爲して居る。然るに前掲建物保護に關する法律に従へば、建物の所有を目的とする土地の賃貸借に於て、土地の賃借人が其の土地の上に登記したる建物を有するときは、土地の賃貸借は其の登記なきも、之を以つて第三者に對抗するを得ることになつて居るのである。

然るに今や又時勢の要求は、小作に關する賃貸借に於ても、小作人の小作權を法律を以つて今少しく安固のものとなせなければならぬとするに至り、小作權に於ても亦やはり登記を待たないで、之を第三者に對抗するを得るものと爲し、新たに小作地の上に物權を取得したる者に對しては、小作人との間に從來の小作關係が承繼せらるゝ効力を有するものとなしければならぬといふ希望が、大に表はれて來ることになつた。小作

制度調査委員會に提出せられたる小作法幹事私案は其の第五條第一項に於て『小作權ハ其ノ登記ナキモ小作地ノ引渡アリタルキハ爾後其ノ小作地ニ付物權ヲ取得シタル者ニ對シテモ其ノ効力ヲ有ス』と規定して居る。即ち之れ借家法に於ける前掲條文と相呼應せんとするものであつて、賃借目的物の引渡が行はれたる以後は、賃借權は登記を待たずして其の賃借物に付き物權を取得したる者に對しても其の効力を有するものとなす主旨に出て居るのである。

農地法案に於ても同様に『賃貸借は其の登記なきも小作地の引渡ありたるときは爾後其の小作地に付物權を取得したる者に對し其の効力を生ず。民法第五百六十六條第一項及び第三項の規定は登記せざる賃貸借の目的たる小作地が賣買の目的物なる場合に之を準用す。民法第五百三十三條の規定は前項の場合に之を準用す』（第十一條）と規定し、幹事私案と殆んど同一字句を用ゐてゐる。昭和二年の草案も同様である（第四條）。此の條文案は、其の據る所は大體に於て獨逸民法に在る。即ち前に掲げた如く、獨逸民法第五百七十一條第一項は、賃借地が賃借人に引渡されたる以後貸主より第三者に讓渡せられたる場合には、讓受人は以後其の從來の貸主に代つて其の權利を承繼し其の義務を負擔するものと規定して居る次第だから、小作法幹事私案がやはり小作地の引渡ありたるときは爾後其の小作地につき物權を取得したる者に對しても小作權は其の効力を生ずと爲さんとするのは、正に其の軌を一にするものであつて、共に賃借地の引渡ありたることを以て

賃借權に物權的對抗力を有するを得しむる理由となさんとするのである。然るに農地法案第十一條第一項及び小作法幹事私案第五條第一項は、借家法第一條第一項と同様に、小作地の引渡ありたるときは爾後其の小作地につき物權を取得したる者に對し云々と定めんとし、小作權を以て廣く其の小作地につき物權を取得したる者に對抗するを得るものとせんとして居る。此點は獨逸民法の規定する所に比し更に小作權の對抗力の及ぶ範圍を廣くせんとするものである。獨逸民法第五百七十一條第一項に在つては、賃借地が貸主に依て第三者に讓渡せられたる場合のみを規定し、其の讓渡とは賣買、贈與、遺贈等すべて所有權の移轉を目的とする法律行爲を意味するのである。されば獨逸民法に於ては引渡の完了されたる賃借地の對抗力は右諸行爲の結果新たに賃借地の所有權を得たる者に對してのみ認められるに反して、小作法幹事私案は、所有權たると抵當權たると地役權たると、その他何れの物權たるを問はず、すべて其の小作地に付き物權を取得したる者に對して小作權の對抗力を認めんとするものである。惟ふに之は我が民法が第六百五條に於て不動産の賃借は之を登記したるときは、爾後其の不動産に付き物權を取得したる者に對しても其の効力を生ずるものと爲して居る所に順應し、其の登記の除外例を造り、小作地は引渡さへ行はるれば登記が行はれずとも已に十分に其の物權的對抗を有するものと爲さんとする主旨に出でたものであるから、そこで此の第六百五條同様に其の對抗力の及ぶ範圍を獨逸民法に於けるよりも廣くすることになつたのであらう。

次に又我が民法第六百五條、借家法第一條第一項、小作法幹事私案第五條第一項等に於て『……其効力ヲ生ス』と規定し『第三者ニ對抗スルコトヲ得』としなかつたのは、獨逸民法第五百七十一條第一項が、讓受人は貸主に代つて其の權利義務に任ずるものとして居ると同巧異曲のものであつて、賃貸人が賃貸借の登記又は引渡以後賃貸物の所有權其他の物權を第三者に讓渡したるときは、賃貸借に依る法律關係は新所有者と從來の借主との間に存続するものとし、賃借人が讓受人に對抗し得るに止らず、讓受人も亦賃貸借關係より生ずる權利を借主に對して有することになり、又其の義務を負擔することになる旨を意味するのである。要するに、借地權の對抗力をば、登記を待たないで認めんとする獨逸民法及び我が小作法幹事私案の如きは、賃借地の引渡といふことに重きを置き、その行はれたる以後は借地權は物權的對抗力を有するものとなさんとするのだから、條文の解釋上に於ては、『引渡』といふことの意味を明確にすることが頗る大切である。而して普通には、此の場合に於ける引渡とは借地人が其の土地に對して實際的に之を支配し得る状態に置かるゝことだと解釋せられ、引渡を了するとは従つて貸主が賃借物をば借主に對して契約上の使用に適する状態に於て交付し、借主は其地の使用に必要な實際上の力をば直接に其地に對して持ち得る状態に置かるゝことを意味するものとせられるけれども、此種の細末に涉つた解釋論を試むることは私の志でないから、茲にはたゞそれだけを一言するに止めて置く。

それよりも重要なことは、不動産の賃借権が登記せられずとも、賃借物の引渡の行はれたる以後は、物権的對抗力を有するものとせられることであつて、單純なる債權たるに過ぎずとせられる賃借権に、法の規定により斯かる物権的對抗力の賦與せられるといふことが、最も注意に値する所である。而して法律は何が故に斯かる物権的効力を有し得る不動産の賃借権をば頭から物權とするをしないで、依然として之を債權として置き乍ら、然かも其の對抗力に於ては殆んど物權と多く相選ばざる程度にまで之を強くせんとするか。此點は大いに攷究に値する所たらざるを得ない。又賃借権の物権的對抗力は、何が故に不動産に付てのみ斯くの如く認められるに拘らず、動産に付ては認められないのか。此點も亦攷へて見る必要がある。又引渡されたる賃借不動産の有する對抗力と占有權の對抗力との連絡關係如何といふことも、併せ攷究すべき問題たらざるを得ない。

此等の問題を攷究せんが爲めには、今少しく賃借権なるもの、法的性質について、研究を試むる必要がある。即ち賃借権をば、たゞ法典に於て物權中に入れられて居ないから物權でなく、債權中に加へられて居るから債權だといふばかりで満足せず、其の權利としての性質を討究して、それが果して物權たる性質のものなりや債權たる性質を有するものなりや、將又兩者の性質の何れをより多く有するものなりや、その何れとして法典に規定するのを妥當とするやを精確に見定めることが、學問上に於ては重要なことだと思はれる。

成文法以外に法律なく、成文に規定されたる權利以外に權利なしといふ見地を採つて居る人達には、斯かる研究を試むる餘地はあるまいが、成文法典を離れて法律の意義を立て權利の概念や本質を見究めんとする者には、右の研究は十分その餘地あるものでなくてはならぬ。

少しく此の問題に就いて考へて見るのに、賃借権が果して物權であるか、それとも債權であるかといふことに就いては、從來法學者の間に既にかなり精密な研究が行はれて居るが、諸家の見る所は必ずしも一致しないで、之を物權と見る論者と債權と見る論者と相分れて互に論難を交はして居る有様である。而して今賃借権の權利としての性質を見定めん爲めには、先づ以て物權と債權との區別から見てかゝる必要があるが、之に就いても亦學者間に論争が行はれて意見の一致を見難い。即ち或學者は、權利の物權性は權利者が義務者より或物を取去ることの出来る權能を基礎とするものと考へ、權利者が斯かる法律上の地位に在る場合に彼は其物に付いて物權を有すと解すべきものだとする。然るに他の學者は、物權の性質は權利其もの、内容に依つて定まるもので、人が直接に或物に對する法律上の支配權を有する場合には、彼は其物に對して物權を有し、若し人が他人の行爲を介して物に對して權利關係を有する場合には、彼が有する權利は債權に外ならずとする。されば此の見解に従へば、物權とは人と物との間に存する直接の權利關係だといふことになるのである。然るに又他の學者は、權利の對抗力が絶對的なるか制限的なるかに依つて物權と債權との區別は

立てられるべきもので、訴訟上の保護の絶對的なものは之を物權と見なければならぬと主張する。

債權と物權との區別に關する右等の見解の中、現今最も多數の學者が之を認め通説と謂ひ得べきものは、物權をば其の權利の内容より見て債權と區別し、人の行爲を介せず直接に物に對して法律上の支配を爲すことがその權利の内容たる權利は之を物權と見るべきものだといふ見解である。仍て即ち今問題になつて居る賃借權に就いて見るに、賃借契約は諾成契約たるが爲めに其の契約が成立しさへすれば、賃借人は賃貸人に對して權利を有し又義務を負ふことになるけれども、其の賃借の目的がまだ引渡されない以前に在つては、賃借人の權利はたゞ賃貸人をして契約の主旨に従つて賃借物の使用及び收益を爲し得べきやうに之に必要な行動を取らしむるを得る權利たるに止り、それが單純なる債權たるに過ぎざること疑なき所である。然れども賃貸人が其の義務を果たし、賃借物を賃借人に引渡し、其他賃借人をして能く其の目的物の使用及び收益を爲し得る地位に居らしめた曉に於ては、賃借人は賃借物に對して直接の法律關係を有することになり、彼は其の物の使用及び收益を爲し得べき法律上の地位に居ることになる。そして此の法律上の地位は他人の物を使用收益し得べき一種の權利たることは疑のない所である。そこで扱て賃借人の有する直接なる物の使用收益を爲し得べき權利は、債權なりや物權なりやといふに、私は之をどうしても物權と見るのが正當だと考へる。

即ち賃借物が賃借人に引渡された後は、賃借人は賃貸人の行爲を介せずして直接に其物を支配し得べき法律上の地位に置かれたるものであつて、彼は其の賃借物に付いては占有權を有し、何人の目から之を見ても其の目的物と賃借人との間には直接なる法律關係が成立つてゐる。されば賃借契約は契約として債權關係なりとも、其の主旨に従て目的物が引渡され賃借人が其物を使用收益し得る法律上の地位に置かれた以上は賃借人と目的物との間に物權關係が生じ、斯くて賃借人が直接に其の賃借物を使用收益し得る權利をこそ實に賃借權ともいふべきものである。さればその關係は恰も賣買に依て物の所有權が買主に獲得せられるのと同様で、賣買契約は元より債權關係だけれど、其の結果買主の手に移る所有權は物權である。されば私は契約の一種類として賃借といふ債權關係を認むることは洵に正當なことだと思ふけれども、それと同時に又法律は物權中の一として賃借權なるものを認め、之に關する獨立の規定を定むべきものだと思ふ。

所が民法學者の多數は、賃借權は債權たるに過ぎずと爲すのであつて、賃借人が目的物を直接に使用收益し得る權利は獨立の權利ではなくて、債權たる賃借權に従たる權能に外ならずとの理由により、其の物權的性質を否認せんとする。成文民法の解釋論として學者が斯かる説明をするのは已むを得ないであらうが、成文法を離れて之を考ふれば、物を直接に支配し其の使用收益を爲す權能が、債權としての賃借權に従たる一種の二次的權能たるに外ならずと見る見地の立場はどうも了解し難い。私の見る所では、賃借權としては目

的物を直接に使用収益する権能こそ最も重要なものであつて、賃借権の内容から假りに此の権能を抜き去れば、賃借権は空蟬となつてしまふ外はない。此の重要な権能に比すれば、賃借人が賃貸人に對して賃借物の使用収益を爲さしむべきことを請求する債權としての権能の如きは、寧ろ甚だ從たるものに過ぎない。之はたゞ賃借人が直接に目的物の使用収益を爲し得る地位に立ち得んが爲めに、其れに必要な條件を整へしめ法律上の所要形式を調へしむるだけのことを請求する權利たるに過ぎぬ。賃借人の主眼とする所のものは法律上の條件や形式ではなくて、實に目的物の使用収益といふ實質的の利用關係に外ならぬのである。重要なものを從と見、重要ならざるものを主と見る論者の見地は、私には不當の見地としか見えない。

尙又之を經濟の實際關係からいふも、實地に其の物を使用収益する人が或物に對して有する關係と、たゞ其の物の所有者たりといふ法律上の關係と、何れが尊重に値するものなりやといへば、前者は勿論後者よりも重要である。此事は特に農業に於て然りとする。蓋し農業に在つては、躬自ら土地を使用し、之を愛し之を培ひて、其の上に勞働を行ひ其の上に生産の業務を営む小作人が土地に對して有する關係と、たゞ其の土地の所有者として土地臺帳上の名義人となつて居る地主が其地に對して有する關係と、何れが重き意義を有し、經濟的に之を見て何れが當然尊重せらるべきかといへば、言ふ迄もなく前者は尊いものとせなければならぬからである。即ち賃貸關係の在る間は、小作人が土地を使用し其の上に業務を営めばこそ、土地の生

産力は其の力を經濟的に實現し、土地の經濟價値は現實に發揮せられる次第で、地主が土地を所有するといふことは法律的にはともかく、經濟的には土地の上の生産に對して何等の現實關係を有しないのである。即ちマーシャル教授の言ふが如く小作人が *acting partner* であり、地主は *sleeping partner* たるに外ならぬ。果して然りとせば、經濟生活其他社會生活の實狀に適應して、其の要求する所を規範化して社會生活の調子を整へて行くことを以て存在の唯一理由とする法律は、經濟上尊重すべきものを尊重して之に強き力を與へ、經濟上從たる地位に在るものは、法律上に於てもやはり從たる地位を與へるのが正當である。法律といへば本來斯くなければならぬ筈のものである。

要するに私は、賃借權なるものは、少くとも小作權なるものは、賃貸契約の主旨に従ひ目的物の引渡の了せられたる上は、物權たる性質を有するものと見たい。従つて獨逸民法や我が小作法幹事私案が、既述の如く小作地の引渡ありるときは爾後其の土地に付き所有權其他の物權を取得したる者に對しても、賃借權をして効力を有するものと爲すことは、當然至極のことであらねばならぬ。私の希望を謂へば、物權としての賃借權を民法上に認め、之に關する規定を物權篇中に設けて然るべきだと思ふのだけでも、民法の改正は容易な事業でないとするならば、せめて小作に關してだけでも小作法といふ特別法を設けて、小作權をして物權的効力を有するものたらしむることは、之を時勢の要求から謂つても、亦事理の當然から謂つても、

便宜を得たるものと見るべきである。

右は主として法律に關する議論であるが、翻つて我國の小作慣行に於て、小作地の賣買の行はれる際、小作人の利益がどの程度に於て顧みられて居るかを見るに、從來は地主の社會上の地位が高く、その經濟上の實力が強かつた爲めに、殆んど多く小作人の利益が顧みられてない有様であつた。けれども又多少は其の願慮せられたる所もあり、然かも從來はたゞ權利關係としてといふよりは、人情上小作人に氣の毒だから、賣買が行はれても直ちに小作地を取上げることはいないといふやうなのが多數の例であつた。

試に小作慣行に關する資料に載する所を見るに『永小作地ヲ除キ普通ノ小作地ニ於テハ賣買ニ依リ地主ノ代リタルトキハ新地主ニ於テ任意ニ處置シ得ルモ新地主ニ於テ自作ヲ爲サ、ル限リハ概ネ從來通り繼續小作セシムルカ如シ尤モ年期ヲ定メ其ノ期間解約シ得サル小作地ニ在リテハ舊地主ヨリ新地主ニ此ノ旨交渉シテ繼續セシム』と示されて居る。

尙ほ小作地の賣却に際して、一般的に小作人に先買權を與ふるを可とする意見は、かなり廣く行はれて居る所であつて、小作法幹事私案は此點に關して第十六條を設けてゐる。

次に小作人の權利義務に關する重要事項中の一として攷ふべきは、賃借權の讓渡及び賃借物の轉貸である。我が民法は賃借權を以て債權と見るものであるに加へて、賃借人が賃借物を使用し收益する手段方法や使

用收益の程度に至つては、賃借人の爲人や才能等の異なるに従つて異らざるを得ない次第だから、賃借權は賃借人の承諾あるにあらざれば之を讓渡するを得ざるものとし、又賃借物を轉貸するを得ざるものとして居る（民法第六百十二條第一項）。従つて小作に在つても、小作權は貸主の承諾あるにあらざれば之を讓渡するを得ず、又小作地の轉貸即ち所謂『又小作』をさすことも許されないのである。然し之は貸主の承諾を得なければ讓渡轉貸してならぬといふだけのことだから、其の承諾さへ得れば之を爲し得ること勿論の義であつて、其の承諾は事前の承諾たるを原則とするが事後承諾であつても一向差支ない。たゞ法律論としては事後承諾の場合には、其の承諾の効力に遡及力ありや否やの點が問題となり得るであらう。又法律論としては、賃借人の承諾を得ないで行はれたる賃借權の讓渡や轉貸に就いて、其の行爲は無効なりや、將又賃借人に於て之を理由として賃借契約を解除し得るに止るや等のことが、問題となるであらう。

尙ほ少しく小作地の轉貸の場合について見るに、轉貸は賃借人が第三者をして賃借物の使用收益を爲さしむることを約する契約であるから、賃借人と賃借人との間には依然として賃借關係が存続し、賃借人と轉借人との間に新たに別個の賃借關係が成立つことになるのである。而して従前の賃借人と賃借人との間の關係は轉貸借の行はるゝことに依つて、何等の影響をも被らないのである。然し乍ら轉貸借が適法に行はれたる場合には、轉借人は法律の規定に従つて、賃借人に對して直接に義務を負ふことになる（民法第六百十三

條第一項)。そして又此の場合には、轉借人は借賃の前拂を以て貸貸人に對抗することを得ず(同條同項)と規定されてあるから、轉借人が轉貸人に對して借賃の前拂を爲すとも、それを理由として貸貸人の轉借人に對する借賃請求を拒絶することは出来ない。

右等の賃借權の讓渡及び賃借物の轉貸に關する諸規定は、大抵皆正當の規定であつて、永小作權の如く賃借權を以つて物權と見ざる限りは、小作權について現行法上此種の規定の設けられるのは、已むを得ない所である。

然るに農地法案に於ては、小作地の轉貸に關しては、次の如くたとへ貸貸人の承諾あるときと雖も之を轉貸することを得ざるものと定めんとしてゐる。

第十四條 賃借人ハ貸貸人ノ承諾アルトキト雖モ小作地ヲ轉貸スルコトヲ得ズ但シ疾病其ノ他已ムコトヲ得ザル事由

ニ因リテ自ラ耕作スルコト能ハザル爲一時轉貸スルハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ但書ノ場合ニ於テ賃借人ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ轉貸ヲ拒ムコトヲ得ズ

第一項但書ノ規定ニ依ル轉貸借ノ終了ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項但書ノ規定ニ依ル轉借人ハ更ニ之ヲ轉貸シ又ハ其ノ權利ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

併し農地法案に於ては、市町村其の他營利を目的とせざる團體が賃借したる小作地を更に其の住民又は團體員をして使用又は収益せしむる場合には第十四條の規定を適用しないことにし(第十五條)又賃借人が第十

四條の規定に違反して第三者をして小作地の使用又は収益を爲さしめた場合には、賃貸人は賃貸借の解除を爲すことを得としてゐるのである(第十六條)。

昭和二年の小作法草案に於ても、小作權の讓渡は賃貸人の承諾あるにあらざれば之を讓渡することを得ないのを原則とし(第五條)轉貸に關しては賃貸人の承諾あるときと雖も之を轉貸するを得ざるを原則としてゐる(第三十一條)。小作制度調査會に於ける幹事私案も亦同一の態度を取つてゐる(第六條及第七條)。

何れも小作地の轉貸に伴ふ弊害を防止せんが爲めであつて、之を許すに於ては、中間小作人を生じ、小作關係に於て寄生虫的搾取が行はれることになり易いからである。

獨逸に在つては、小作人が何等かの理由に依り小作契約期間の未だ盡きない前に小作關係から脱退し、自己の代りに小作契約上の權利義務を引受けて之に任ずる者を据へることは、實際の必要上法律の之を認むる所である。但しその場合に賃貸人の承諾を要するものと爲すことは、我が民法に於けると同様である。即ち舊小作人が脱退し新小作人が入り來ることを目的とする法律行爲又は小作人の入代ること自體を *Pachtüberstand* と稱し、従前の小作人を *Absteher* と呼び、新たに入り來る小作人を *Abstandnehmer* と名づくるのである。

最後に小作權の賣買及び小作地轉貸に關する我國の慣行を窺つて見るに、小作權の讓渡に關しては『小作

株の賣買なるものが行はれて居る。而して小作株の賣買は永小作地に於ては普通のこととして行はれるが、一般小作地に於ては比較的利益多き小作地又は小作地の供給の少い地方に於て行はれるのを例とするやうである。賣買を禁止する例もある。而して其の賣買は地主の承諾を得て明からさまに行はれるのもあるが、小作人に於て窃かに之を賣却譲渡し、地主に於ては小作料の不納なき限り之を黙認するのが寧ろ多數の例である旨を小作慣行に關する資料は示して居る。又小作地の轉貸に關しては、永小作地に於ては永小作人が自由に之を行ふを得ること勿論だが、普通の小作地に在つては、地主の承諾を得なければ小作地の轉貸を爲し得ざること一般の慣例である。地主に依ては絶対に之を禁止するものもあるが、小作料の滞納なき限りは轉貸を黙認する例も少くないやうである。

以上私は、小作法が制定されるとすれば、その中に規定さるべき事項について、重要なものを拾つて之れに關する理論と規定方針とを明かにしたのだが、我國今日の實狀として、斯かる内容を有する小作立法が何時正式に行はれるであらうかは豫測し難い。併し農地法案程度のものであるならば、恐らくは近々制定公布せられるに至ることであらう。たゞ考ふべきことは、農地法案の如き立法を爲すことが果してよく實際的に小作關係の調整を爲すに役立ち、小作關係より生ずる種々の紛争を減少軽減せしむるに足るや否やといふことと、小作立法を斯くの如く自作農地の創設維持と結合して、同じ法律の内容として併存せしむることが、

立法技術上はともかく、社會政策上より之を觀たる立法精神に合致し得るや否やといふことである。此は今差當つて考究すべき重要問題であらねばならぬ。

茲にその研究の資に便せんが爲めに、昭和二年に公にされた小作法草案の全文と、大正十一年に小作制度調査會に幹事私案として示されたもの、全文とを掲載して置く。農地法案は昭和十二年三月二日附の官報號外に載つてゐるから、此所に採録するには及ぶまい。

小作法案

第一章 總 則

第一條 本法ハ耕作ヲ目的トスル土地ノ賃貸借及ビ永小作ニ之ヲ適用ス

本法ニ於テ小作地ト稱スルハ前項ノ賃貸借ノ目的タル土地ヲ云ヒ永小作地ト稱スルハ前項ノ永小作ノ目的タル土地ヲ謂フ

第二條 賃借人が小作地ニ附隨シテ宅地、採草地、立木、建物其ノ他ノ物ヲ使用又ハ收益スル權利ヲ有スル場合ニ於テ其ノ權利ノ存續及ビ消滅ハ小作地ノ賃貸借ノ存續及ビ消滅ニ從フ但シ當事者が別段ノ定ヲナシタルトキ又ハ小作地ノ附隨物ニ關スル債務不履行ニ因リ契約ノ解除アリタルトキハ此ノ限ニアラズ

第三條 第八條乃至第十條、第十二條、第十三條、第十八條及ビ第七十五條ノ規定ニ異ル契約ニシテ賃借人又ハ轉借人ニ不利ナルモノハ之ヲ定メザルモノト看做ス

第二章 小作地賃貸借ノ効力

第四條 小作地賃貸借ハ其ノ登記ナキモ小作地ノ引渡アリタルトキハ爾後其ノ小作地ニ付物權ヲ取得シタル者ニ對シ其ノ効力ヲ生ズ

民法第五百六十六條第一項及ビ第三項ノ規定ハ登記セザル賃貸借ノ目的タル小作地ガ賣買ノ目的物ナル場合ニ之ヲ準用ス民法第五百三十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五條 小作地ノ賃借權ハ賃貸人ノ承諾アルニ非ザレバ之ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ別段ノ慣習アル場合ニ於テハ其ノ慣習ニ從フ

第六條 賃貸人ガ其ノ小作地又ハ永小作權ヲ賣却セムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃借人ニ對シ一定ノ期間ヲ定メ買取ノ協議ニ應ズベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第三十三條ノ法人又ハ團體ガ前項ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ買取ノ意思ナキトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ遲滞ナク其ノ小作地ヲ使用スル團體員又ハ住民ニ對シ前項ノ通知ニ基キ賃貸人ト直接買取ノ協議ヲナスベキ旨ノ通知ヲナシ且其ノ旨ヲ賃貸人ニ通知スルコトヲ要ス

第七條 前條ノ期間内ニ賣買ノ協議調ハザルトキハ以後賃貸人ハ其ノ小作地又ハ永小作權ヲ他ニ賣却スルコトヲ得期間満了前ト雖前條ノ通知ヲ受ケタル者買取ノ意思ナキコトヲ表示シタルトキ又同ジ

第三章 小作地賃貸借ノ終了

第八條 當事者ガ小作地賃貸借ノ期間ヲ定メザリシトキハ各當事者ハ民法第六百十七條第二項ノ規定ニ拘ラズ何時ニテモ解約ノ申入ヲナスコトヲ得

小作地賃貸借ハ前項ノ解約申入後一年ヲ經過スルニ因リテ終了ス

第九條 前條又ハ第十三條ノ規定ニ依リ賃貸借終了ノ場合ニ於テ小作地ニ終了ノ時ヨリ一年内ニ收穫スベキ作物(作物ニ付主從ノ別アルトキハ主タル作物)ガ現ニ存スル時ハ收穫終了スルマデ賃貸借ハ仍存続スルモノト看做ス但シ賃借人又ハ轉借人ガ信義ニ反シ賃貸借關係ノ終了ヲ妨グル目的ヲ以テ濫ニ作付ヲナシタル場合ハ此ノ限ニアラズ

第十條 當事者ガ小作地賃貸借ノ期間ヲ定メタルモ其ノ一方又ハ各自ガ其ノ期間内ニ解約ヲナス權利ヲ留保シタルトキハ前二條ノ規定ヲ準用ス

第十一條 小作地賃貸借ノ期間ヲ定ムルトキハ其ノ期間ハ五年ヲ下ルコトヲ得ズ若シ之ヨリ短キ期間ヲ以テ賃貸借ヲナシタルトキハ其ノ期間ハ之ヲ五年トス

前項ノ規定ハ兵役、疾病其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リテ自ラ耕作スルコト能ハザルタメ一時土地ヲ賃貸スル場合又ハ土地使用ノ目的ノ變更其ノ他特別ノ事由ニ因リテ五年以上賃貸スルコト能ハザルコト明ナル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十二條 前條第二項ノ規定ニ依リ五年未滿ノ期間ヲ定メタル場合ヲ除ク外小作地賃貸借ノ期間ヲ定メタル場合ニ於テ當事者ガ期間満了前六月乃至一年内ニ相手方ニ對シ更新拒絕ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ賃貸借ヲ更新セザル旨ノ通知ヲナサザルトキハ前賃貸借ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ賃貸借ヲナシタルモノト看做ス

第十三條 第八條又ハ第十條ノ規定ニ依リ解約ノ申入アリタル場合ニ於テ其ノ申入後二月内ニ賃貸借ノ繼續ニ關シ小作調停法ニ依リ調停ノ申立ノ受理アリタルトキハ其ノ賃貸借ハ調停終了スルマデ仍存続スルモノト看做ス、但シ調停ノ申立ノ却下アリタルトキハ此ノ限ニアラズ

前條ノ規定ニ依ル通知アリタル場合ニ於テ其ノ通知後二月内ニ更新ニ關シ小作調停法ニ依ル調停ノ申立ノ受理アリタルトキ亦前項ニ同ジ

第十四條 小作地ノ賃貸借ニツキ期間ノ定アルコト明ナラザルトキハソノ賃貸借ハ期間ノ定ナキモノト推定ス

第十五條 小作地ノ賃貸人ハ賃借人ニ背信ノ行爲ナキ限り不當ノ理由ニ因リ惡意ヲ以テ解約ノ申入ヲナシ又ハ契約ノ更新ヲ拒ムコトヲ得ズ

賃借人解約ノ申入又ハ更新ノ拒絶ガ前項ノ規定ニ反スルコトヲ主張セムトスルトキハ其ノ申入又ハ拒絶ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ一月内ニ訴ヲ提起スルコトヲ要ス

第十六條 小作地賃貸借ニ於テハ賃借人が信義ニ反シ故意ニ賃借人ヲ害スル目的ヲ以テ小作料ヲ滯納シタルトキ又ハ小作料全額ノ一年以上ノ滯納其ノ他之ニ準ズベキモノトシテ命令ニ定ムル滯納ヲ爲シタルトキハ賃借人ハ契約ヲ解除スルコトヲ得

第十七條 賃借人が小作料ノ一部ノ支拂ヲナサムトスル場合ニ於テハ賃借人ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ其ノ受領ヲ拒ムコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テ賃借人ハ一部ノ支拂ヲ受領スルモ之ガタメ小作料ノ減額其ノ他ノ請求ヲ承諾シタルモノト推定セラルルコトナシ

第十八條 小作地返還ノ場合ニ於テ小作地ニ作物アルトキハ賃借人ハ賃借人ニ對シ時價ヲ以テ之ヲ買取ルベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ賃借人又ハ轉借人ガ信義ニ反シ買取ラシムル目的ヲモツテ濫ニ作付ヲナシタル作物ニ付テハ此ノ限ニアラズ

第十九條 小作地返還ノ場合ニ於テハ賃借人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃借人ニ對シ其ノ承諾ヲ得テナシタル客土、灌溉、排水工事等小作地ノ改良ノタメニ支出シタル費用其ノ他ノ有益費ノ償還ヲ賃借人ニ對シ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ異リタル慣習アルトキハ其ノ慣習ニ從フ

第二十條 第十八條ノ規定ニ依ル作物ノ買取價額又ハ前條ノ規定ニ依ル有益費ノ償還額ニ關シ當事者間ニ協議調ハザル場合ニ於テハ申立ニ因リ裁判所ハ鑑定委員會ノ意見ヲ聽キ之ヲ定ム

第二十一條 前條ノ場合ニ於テ賃借人が作物ノ代價又ハ有益費ノ償還ニ充ツルタメ裁判所ノ命ズル額ヲ供託シタルトキハ賃借人ハ小作地ノ返還ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十二條 鑑定委員會ノ組織其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 賃借人が第八條若ハ第十條ノ規定ニヨリ解約ノ申入ヲナシタル場合又ハ第十二條ノ規定ニ依リ契約ノ更新ヲ拒ミタル場合ニ於テハ賃借人ハ賃借人ニ對シ契約ヲ以テ定メタル一年分ノ小作料ノ全額以下十二分ノ一以上ニ相當スル額ノ範圍内ニ於テ作離料ヲ支拂フコトヲ要ス賃借人ハ作離料ノ支拂ト引換ニ賃借人ニ對シ小作地ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第二十四條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ賃借人が第八條若ハ第十條ノ規定ニヨリ解約ノ申入ヲナシタルトキ又ハ第十二條ノ規定ニ依リ契約ノ更新ヲ拒ミタルトキハ之ヲ適用セズ

一、賃借人ノ責ニ歸スベキ事由ニ因リ賃借人が小作地賃貸借ヲ解除スルコトヲ得ベキ事由存スルトキ
二、小作地賃貸借ノ更新ヲナス慣習ナキトキ
三、第十一條第二項ノ規定ニヨリ小作賃貸借ノ期間ヲ定メタルトキ

第二十五條 賃貸人ハ作離料ノ支拂ニ充ツルタメ小作料一年分ニ相當スル額ヲ供託スルコトヲ得

第二十六條 作離料ノ額ニ付當事者間ニ協議調ハザルトキハ申立ニヨリ裁判所ハ鑑定委員會ノ意見ヲ聽キ一切ノ事情殊ニ左ノ各號ノ事項ヲ參酌シテコレヲ定ム

一、賃借人ノ通常受タベキ損失

二、賃貸人ガ小作地賃貸借ヲ終了セシムルニ至リタル事情

三、小作地ノ普通ノ收穫高

四、小作料ノ額

五、賃借人ガ小作地ヲ繼續シテ賃借シタル期間

六、第七十五條ノ規定ニ依ル償金ノ有無及ビ額

第二十七條 第二十條及ビ前條ノ規定ニ依ル裁判ハ小作地ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ於テ非訟事件手續法ニ依リ之ヲ爲ス

第二十八條 前條ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲナスコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス

第二十九條 第二十條及ビ第二十六條ノ規定ニ依ル申立ヲ受理シタルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ事件ヲ小作調停法ニ依ル調停ニ付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ調停ニ付スル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第三十條 第二十條及ビ第二十六條ノ規定ニ依ル裁判ノ費用ニ付テハ民事訴訟費用法第十六條及ビ民事訴訟用印紙法第十六條ノ規定ニ依ル

第四章 小作地轉賃借ノ効力及ビ終了

第三十一條 賃借人ハ賃貸人ノ承諾アルトキト雖小作地ヲ轉賃スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル特別ノ事由アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テ賃貸人ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ小作地ノ轉賃借ヲ拒ムコトヲ得ズ

第一項但書ノ規定ニ依ル轉賃借ノ消滅ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項但書ノ規定ニ依ル小作地ノ轉賃人ハ更ニコレヲ轉賃シ又ハソノ權利ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第三十二條 賃借人前條第一項ノ規定ニ反シ又ハ同條第三項ノ規定ニ依ル命令ニ反シ第三者ヲシテ小作地ノ使用又ハ收益ヲナサシメタルトキハ賃貸人ハ小作地賃貸借ノ解除ヲナスコトヲ得

轉賃人前條第四項ノ規定ニ反シ第三者ヲシテ小作地ノ使用又ハ收益ヲナサシメタルトキハ轉賃人ハ小作地轉賃借ノ解除ヲナスコトヲ得

第三十三條 產業組合ソノ他營利ヲ目的トセザル法人又ハ團體ガ賃借シタル小作地ヲ其ノ團體員ニ使用及ビ收益セシムル場合ニ於テハ第三十一條ノ規定ハ之ヲ適用セズ市町村其ノ他ノ公共團體ガ賃借シタル小作地ヲ其ノ住民ニ使用及ビ收益セシムル場合又同ジ

前項ノ團體員又ハ住民ガ其ノ小作地ヲ第三者ヲシテ使用又ハ收益セシムル場合ニ於テハ前二條ノ規定ヲ準用ス

第三十四條 第十八條乃至第三十一條ノ規定ハ第三十一條第一項但書ノ規定ニ依ル轉賃借ニ付之ヲ準用ス

第三十五條 第四條ノ規定ハ第三十三條ノ法人又ハ團體ガ賃借シタル小作地ヲ其ノ團體員又ハ住民ニ使用及ビ收益セシムル場合ニ於テ其ノ小作地ニ付物權ヲ取得シタル者ト其ノ團體員又ハ住民トノ關係ニ付之ヲ準用ス

第八條乃至第三十條ノ規定ハ第三十三條ノ法人又ハ團體ガ賃借シタル小作地ヲ其ノ團體員又ハ住民ニ使用及ビ收益セ

シムル場合ニ其ノ法人又ハ團體ト團體員又ハ住民トノ關係ニ付之ヲ準用ス

第三十六條 小作地ノ轉貸借アル場合ニ於テハ轉貸人ハ轉借人ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ小作地貸借終了ニ關スル通知ヲナスコトヲ要ス

第五章 永小作權ノ効力及ビ終了

第三十七條 第六條、第七條、第十八條乃至第二十一條ノ規定ハ永小作地ノ所有者ト永小作人トノ關係ニ付之ヲ準用ス永小作人ガ永小作地ヲ貸借シタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ準用セラルル第六條ノ規定ニ依リ通知ハ其ノ土地ノ賃借人ニ對シ之ヲ爲スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第七條ノ規定ヲ準用ス

第三十八條 果樹ノ栽培ヲ目的トシテ永小作權ヲ設定シタル場合ニ於テハ其ノ永小作權ノ存續期間ハ二十年以上七十年以下トス若シ七十年ヨリ長キ期間ヲ以テ永小作權ヲ設定シタルトキハ其ノ期間ハ之ヲ七十年ニ短縮ス

前項ノ永小作權ノ設定ハ之ヲ更新スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ更新ノ時ヨリ七十年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十九條 永小作權ノ期間滿了ノ後永小作人ガ耕作ヲ繼續スル場合ニ於テ永小作地ノ所有者ガ之ヲ知リテ異議ヲ述ベザルトキハ前契約ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ存續期間二十年ノ永小作權ノ設定アリタルモノト推定ス

第四十條 永小作人ガ破産ノ宣告ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外民法第二百七十六條ノ規定ニ依リ永小作權ノ消滅ノ請求ハ二月ヲ下ラザル期間ヲ定メテ小作料ノ支拂ヲナスベキ旨ヲ催告シ其ノ期間内ニ支拂ナキトキニ非ザレバ之ヲナスコトヲ得ズ

第四十一條 第十五條ノ規定ハ永小作地ノ所有者ガ第三十九條ノ異議ヲ述べタル後一月内ニ永小作人ガ其ノ土地ニツキ賃借ノ申出ヲナシタル場合ニ之ヲ準用ス

第六章 小作條件ノ變更

第四十二條 不可抗力ニ基ク收穫高ノ減少ヲ理由トスル小作料ノ減額又ハ免除ノ申出ハ收穫着手ノ日ヨリ遅クトモ十五日前ニ之ヲナスコトヲ要ス但シ宥恕スベキ事由アルトキハ此ノ限ニアラズ

第四十三條 前條ノ規定ニ依リ申出アリタル場合ニ於テ當事者ノ一方ガ相手方ニ對シ檢見ノ申出ヲナサントスルトキハ遲滞ナク之ヲナスコトヲ要ス

檢見ノ方法ニ付當事者ノ協議調ハザルトキハ小作官ノ定ムル方法ニ依リ之ヲ行フコトヲ要ス

檢見ノ申出ヲナスモ相手方之ニ應ゼザルトキハ小作官ノ定ムル方法ニ依リ之ヲ行フコトヲ得

第四十四條 前條第二項及ビ第三項ノ規定ハ契約又ハ慣習ニヨリ當事者ガ毎年檢見ノ上小作料ノ額ヲ定ムル場合ニ於テ契約又ハ慣習ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ檢見ニ付之ヲ準用ス

第四十五條 前二條ノ規定ニ依リ檢見ヲナス者ハ土地ノ立入、耕作狀況ノ調査、坪刈其ノ他檢見ノタメ必要ナル行爲ヲナスコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ生ジタル損失ハ檢見ヲナス當事者ノ負擔トス

第四十六條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムルトコロニ依リ減收調査委員ヲシテ小作地又ハ永小作地ノ減收調査ヲナサシムコトヲ得

第四十七條 減收調査ニ關スル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ國庫及ビ市町村之ヲ負擔ス

第四十八條 當事者ハ合意ヲ以テ關係地ノ所在地ヲ區域トスル小作委員會ニ對シ小作料其ノ他小作條件ノ改定ヲ請求スルコトヲ得

第四十九條 小作委員會ノ設立、組織其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十條 裁判所ハ當事者又ハ小作官ノ申立ニ因リ小作委員會ノ判定著シク不當ナリト認ムルトキハ鑑定委員會ノ意見ヲ聽キ其ノ判定ヲ取消スコトヲ得此ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

前項ノ申立ハ小作委員會ノ判定ノ通知アリタル日ヨリ二週間内ニ之ヲナスニ非ザレバソノ効ナシ

第五十一條 小作委員會ノ判定ハ取消ノ申立ナクシテ前條第二項ノ期間ヲ經過シ又ハ申立ノ棄却ノ裁判アリタル時ヨリ當事者間ニ於テ契約タルノ効力ヲ生ズ

第五十二條 第五十條ノ裁判ニツイテハ第二十七條及ビ第三十條ノ規定ヲ準用ス

第五十三條 當事者ハ合意ヲ以テ小作條件ノ改定ヲナサシムルタメ一人又ハ數人ノ仲裁者ヲ選定スルコトヲ得前三條ノ規定ハ仲裁者ノ判定ニ付之ヲ準用ス

第七章 小作料ノ供託

第五十四條 小作料ノ支拂又ハ小作地ノ返還ヲ命ズル判決ニ付假執行ノ宣言ヲナス場合ニ於テ裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ債務者が相當額ノ保證ヲ供託スルコトヲ條件トシテ執行ヲ免ルベキコトヲ宣言スルコトヲ得

第五十五條 小作料ノ支拂又ハ小作地ノ返還ヲ命ズル判決ニ付假執行ノ宣言アリタル場合ニ於テ第一審ノ受訴裁判所ハ債務者ノ申立ニ因リ相當額ノ保證ヲ供託セシメ其ノ執行ノ停止又ハ既ニナシタル執行處分ノ取消ヲ命ズル事ヲ得

第五十六條 小作料ニ關シ爭議ヲ生ズル處アル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ債務者ニ對シ相當額ノ供託ヲ命ズルコトヲ得

裁判所ハ爾後ノ事情ニ依リ前項ノ供託額ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

債務者ガ前二項ノ規定ニ依リ供託ヲナシタルトキハ爾後事ノ事件ニ付假差押ヲナスコトヲ得ズ

第五十七條 小作料債權ニ基ク假差押ヲ命ズル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ裁判所ハ假差押ノ執行ヲ停止シ又ハ既ニナシタル假差押ヲ取消スコトヲ得ルタメ債務者ニ於テ供託スベキ保證額ヲ假差押命令ニ記載スベシ

第五十八條 裁判所ハ小作料債權ニ基ク假差押ヲ命ズル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ債務者ノ申立ニ因リ相當額ノ保證ヲ供託セシメ假差押ノ停止又ハ取消ヲ命ズルコトヲ得

第五十九條 小作關係ノ爭議ニ付債務者ニ對シ小作地ノ占有ヲ解ク假處分ヲ命ズル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ裁判所ハ執達吏ニ小作地ノ保管ヲ命ズルト同時ニ債務者ガ小作地ノ現狀ノ變更其ノ他判決ノ執行ヲ妨グベキ行爲ヲナサザルコトノ誓約ヲナシ又ハ相當額ノ保證ヲ供託スルコトヲ條件トシテ小作地ノ使用ヲ債務者ニ許シ得ベキコトヲ命ズルコトヲ得

債務者ガ前項ノ保證ヲ供託シタル場合ニ於テ不法ニ小作地ノ現狀ヲ變更シソノ他判決ノ執行ヲ妨グベキ行爲ヲナシタルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ決定ヲ以テ債權者ノタメニ之ヲ沒收ス

第六十條 債務者ニ對シ小作地ノ占有ヲ解ク假處分ヲ命ズル場合ニ於テ爾後事情ノ變更ニ因リ必要ト認ムルトキハ裁判所ハ既ニナシタル假處分ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第六十一條 第五十四條乃至第五十八條ノ規定ニヨリ債務者供託ヲナシタル場合ニ於テ小作料債權確定シタルトキハ債權者ハ供託物ニ付他ノ債權者ニ優先シテ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

第六十二條 第二十一條、第二十五條、第五十四條乃至第五十九條及ビ第六十三條ノ規定ニヨル供託ハ金錢又ハ小作料トシテ支拂フベキ物ヲ以テ之ヲ爲ス

前項の場合ニ於テ著シク物ノ品質ヲ損傷スル虞アルトキ又ハ其ノ貯藏ニ付不相應ナル費用ヲ生ズベキトキハ執行裁判所ハ申立ニ因リ其ノ物ヲ競賣シ賣得金ヲ供託スベキ旨ヲ供託物ノ保管者又ハ執達吏ニ命ズルコトヲ得

第六十三條 小作料債權ニ基テ假執行ノ宣言又ハ假差押命令ノ執行トシテ小作地ノ作物ノ差押ヲナシタル場合ニ於テ相當ト認ムルトキハ執行裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ債務者ヲシテ差押物ノ隱匿毀損其ノ他執行ヲ妨グベキ行爲ヲナサザルコトノ誓約又ハ相當額ノ保證ノ供託ヲナサシメタル上執達吏占有ノ儘債務者ヲシテ收穫ヲナサシメ其ノ他差押物ニ付管理上必要ナル處置ヲナサシムルコトヲ得

執達吏前項ノ規定ニ依リ債務者ヲシテ差押物ノ保管ヲナサシムルトキハ封印其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスルコトヲ要ス

第五十九條第二項ノ規定ハ第一項ノ保證ニ付之ヲ準用ス

第六十四條 本章ノ規定ハ永小作地ノ所有者ト其ノ永小作人並ニ小作地ノ轉貸人ト轉借人トノ關係ニ付之ヲ準用ス

第八章 罰則

第六十五條 鑑定委員又ハ鑑定委員タリシ者故ナク評議ノ顯末鑑定委員ノ意見若ハ其ノ多少ノ數又ハ小作官ノ意見ヲ漏泄シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十六條 第五十九條及ビ第六十三條ノ規定ニヨリ誓約ヲナシタル者其ノ誓約ニ違反シタルトキハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス第六十四條ノ規定ニ依リ準用セラルル第五十九條及ビ第六十三條ノ規定ニ依ル誓約ヲナシタル者ニ付又同

附 則

第六十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十八條 本法ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ存スル土地ノ貸貸借及ビ永小作ニ付亦之ヲ適用ス

第六十九條 本法施行ノ際現ニ存スル小作地ノ貸貸借ニシテ五年未滿ノ期間ヲ定メタルモノハ其ノ期間ハ契約ノ時ヨリ五年トス但シ第十一條第二項ニ該當スル場合ニ於テ五年未滿ノ期間ヲ定メタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七十條 本法施行ノ際現ニ存スル小作地ノ轉貸借ニシテ期間ノ定アルモノハ其ノ期間、期間ノ定ナキモノハ本法施行ノ日ヨリ二十年間仍其ノ効力ヲ有ス

第七十一條 第十一條乃至第十三條ノ規定ヲ除ク外第二章及ビ第三章ハ前條ノ轉貸借ニ之ヲ準用ス

第七十二條 本法施行ノ際現ニ存スル小作地ノ貸貸借又ハ轉貸借ニ付本法施行前ナシタル解約ノ申入ニシテ本法ニ之ニ相當スル規定アルモノハ之ヲ本法ニ依リナシタルモノト看做ス

第七十三條 本法施行ノ際現ニ存スル小作地ノ貸貸借ニシテ本法施行後一年內ニ其ノ期間滿了スベキモノニ付當事者ガ其ノ滿了前六月內ニ相手方ニ對シ更新拒絶ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ貸貸借ヲ更新セザル旨ノ通知ヲナシタルトキハ第十二條ノ通知アリタリモノト看做ス

第七十四條 本法ノ規定ハ本法施行前ニ賃借人又ハ轉借人ノ支出シタル小作地ノ有益費ノ償還ニ付テハ之ヲ適用セズ

第七十五條 本法施行ノ際現ニ作株(小作權、上地代、甘土代、ざる代、鉞先代等ノ名稱ヲ以テ賣買セラルルモノヲ含ム)又ハ永小作權ノ賣買ノ慣習アル地方ニ於テ其ノ慣習ノ存續スル小作地又ハ永小作地ヲ返還セシムル場合ニ於テハ相當ノ償金ヲ支拂フコトヲ要ス

第七十六條 本法ニ於テ町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニアリテハ之ニ準ズベキモノトス

小作制度調査委員會幹事私案「小作法案」

小作權

第一條 本法ニ於テ小作權ト稱スルハ永小作權及耕作又ハ牧畜ヲ目的トスル土地賃借權、地主ト稱スルハ小作權ノ目的タル土地ノ所有者又ハ賃貸人、小作人ト稱スルハ小作權者、小作料ト稱スルハ民法第二百七十條ノ小作料並小作地ノ使用及收益ノ對價トシテ支拂フ金錢其他ノ物ヲ謂フ

本法ニ於テ小作地ト稱スルハ小作權ノ目的タル土地ヲ謂ヒ地主ガ之ニ附隨シテ其ノ小作人ニ使用收益セシムル宅地探薪地其ノ他ノ土地立木及建物其ノ他ノ工作物ヲ包含ス他人ノ土地ニ於テ耕作又ハ牧畜ヲ爲ス權利ニシテ永小作權ナルヤ否ヤニ付争アル時ハ永小作權タル小作權ト推定ス
契約又ハ慣習ニ依リ小作料ノ支拂ニ換ヘテ勞務ニ服シ又ハ勞務ニ服スル報酬トシテ他人ノ土地ニ於テ耕作又ハ牧畜ヲ爲ス場合ニ於テハ小作權ノ設定アリタルモノト看做ス

小作權ノ存続期間

第二條 小作權ノ存続期間ハ七年以上五十年以下トス但シ開墾下年期、開拓墾下年期、新開免租年期又ハ荒地起返免租年期アル場合ニ於テハ其ノ小作權存続ノ最長年期間ハ五十年ニ其ノ年期ノ期間ヲ加ヘタルモノトス
七年以下ノ小作權ヲ設定シタルトキハ又期間ヲ定メズ若クハ期間ニ付疑アルトキハ之ヲ七年トス
兵役、疾病其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ又ハ爾後三年以内ニ其ノ小作地ガ公衆ノ利益トナルベキ道路、水路建築、自作ノ目的ニ使用セラルルコト明ナルガ爲短期ノ小作權ヲ設定スル必要アルコト明確ナル場合ニ限り小作審

判所ノ判定ヲ以テ七年以下ノ小作權ヲ設定スルコトヲ得

前項ノ小作權ハ之ヲ更新スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ七年ヲ下ルコトヲ得ズ
本條ノ規定ハ永小作權ニハ之ヲ適用セズ

第三條 小作權ノ期間滿了ノ時ヨリ少クトモ六月前ニ小作人ガ小作權設定ノ更新ヲ申込ミタル時ハ地主ガ遲滞ナク小作審判所ノ判定ヲ以テ之ヲ拒ミタル場合ヲ除クノ外其ノ更新アリタルモノト看做ス

前項ノ申込アリタルトキハ爾後小作權ノ期間滿了スルニ至リタル時ト雖モ小作審判所ノ判定アル迄之ヲ滿了セザルモノト看做ス

第一項ノ期間ニシテ短キ慣習アル時ハ其ノ慣習ニ從フ

第四條 小作權ノ期間滿了ノ後小作人ガ目的物ノ使用又ハ收益ヲ繼續スル場合ニ於テ地主ガ遲滞ナク異議ヲ述ベザリシ時ハ前契約ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ小作權ヲ設定シタルモノト看做ス
前項ノ規定ハ小作權ガ地主ノ請求ニ依リテ消滅スル場合ニ之ヲ準用ス

小作權ノ對抗力

第五條 小作權ハ其ノ登記ナキモ小作地ノ引渡アリタルトキハ爾後其ノ小作地ニ付物權ヲ取得シタルモノニ對シテモ其ノ効力ヲ有ス

民法第五百六十六條第一項及第三項ノ規定ハ登記セザル小作權ノ目的タル小作地ガ賣買ノ目的物ナル場合ニ之ヲ準用ス

民法第五百三十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

法令ニ依リ登記シタル小作權者ノ取得スベキ權利ハ登記セザル小作權者モ之ヲ取得ス

小作權ノ讓渡及小作地ノ轉貸、賃貸

第六條 小作人ハ豫メ地主ノ承諾ヲ得タル後其ノ小作權ヲ讓渡スルコトヲ得但シ之ト異ル慣習アル場合ニ於テハ小作人ハ其ノ慣習ニ從フコトヲ得

地主ハ正當ノ事由アル場合ヲ除ク外前項ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ズ

小作人ガ第一項ノ承諾ヲ求メタル場合ニ於テ地主ガ一週間内ニ確答ヲ爲サザル時ハ其ノ承諾アリタルモノト看做ス

小作權ノ讓渡ヲ禁止又ハ制限スル契約ハ之ヲ無効トス

小作權ノ讓渡ニ付争アル場合ニ於テハ地主又ハ小作權ハ其ノ判定ヲ小作審判所ニ申請スルコトヲ得第一項乃至第三項ノ規定ハ永小作權タル小作權ニハ之ヲ適用セズ

第七條 小作人ハ其ノ小作地ヲ轉貸スルコトヲ得ズ但シ兵役疾病其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ其ノ小作ヲ自ら爲スコト困難ナルトキニ限り小作人ハ其ノ小作地ヲ其ノ事由ノ繼續スル間他人ニ轉貸スルコトヲ得

地主、小作人、轉借人ハ小作地轉貸借ノ事由ニ付小作審判所ニ其ノ判定ヲ申請スルコトヲ得

小作地ノ轉貸又ハ賃貸ハ當事者ノ一方又ハ双方ガ其ノ旨ヲ地主ニ通知スルニアラザレバ之ヲ以テ地主ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二十六條ノ規定ハ小作地ノ轉貸又ハ賃貸ヲ爲ス小作人ニ之ヲ準用ス

小作權者タル產業組合ガ其ノ小作地ヲ耕作又ハ牧畜ノ目的ヲ以テ組合員ニ轉貸スル場合ニハ本條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第八條 前條第一項但書及第六十三條ニ依ル小作地ノ轉貸借アル場合ニ於テ轉貸人ガ其ノ小作權ヲ拋棄シタル時ハ之ヲ轉借人ニ讓渡シタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ永小作地ノ賃貸借アル場合ニ之ヲ準用ス

第九條 轉貸借アル小作地ノ地主ガ小作權消滅ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テ之ヲ其ノ轉借人ニ通知セザルトキハ其ノ轉借權ハ消滅セザルモノト看做ス

前項ノ通知アリタルトキハ其ノ轉借權ハ其ノ通知後一年ヲ經過スルニ因リテ消滅ス但シ其ノ消滅ガ收穫後、作付前、慣習ニ依リテ定マリタル時期其ノ他小作人ノ損害最モ少ナキ時期ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ收穫ノ終リタルトキ、慣習ニ依リテ定マリタル時期又ハ爾後一年内ノ損害ノ最モ少ナキ時期迄存続スルモノト看做ス

本條ノ規定ハ永小作地ノ賃貸借アル場合ニ之ヲ準用ス

第十條 本法ノ規定ハ第二條乃至第四條ノ規定ヲ除ク外轉貸人及轉借人間ノ關係ニ之ヲ準用ス永小作人ト其ノ永小作地ノ賃借人トノ關係ニ付亦同ジ

小作權ノ消滅

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ地主ハ小作審判所ノ判定ヲ以テ其ノ小作權ノ消滅ヲ請求スル事ヲ得但シ小作權ニ價格アル場合ニ於テハ其ノ代價ヲ提供シテ請求スルコトヲ要ス

一、小作人ガ引續キ三年間小作料ヲ滞納シ又ハ其ノ滞納額ガ二年分ノ小作料額以上ニ達シタルトキ

二、小作人ガ小作地ヲ著シク荒蕪セシメ其ノ小作地ニ永久ノ損害ヲ及ボスベキ行爲ヲ爲シタルトキ

三、小作人ガ其ノ小作地ヲ耕作又ハ牧畜以外ノ目的ニ繼續使用シタルトキ

第五章 小作法案と農地法案

四八七

小作權ハ前項ノ請求アリタル後一年ヲ經過シタルニ因リテ消滅ス但シ其ノ消滅ガ收穫後、作付前、慣習ニ依リテ定マリタル時期其ノ他小作人ノ損害最少ナキ時期ニ非ザル時期ニ當ル場合ニ於テハ其ノ收穫ヲ終リタルトキ、慣習ニ依リテ定マリタル時期又ハ爾後一年内ノ損害最少ナキ時期迄存続スルモノト看做ス

第十二條 地主ハ本法ノ規定ニ依ルニ非ザレバ小作權ヲ消滅セシムルコトヲ得ズ

第十三條 小作地ニ質權ヲ設定シタル場合ニ於テ地主ガ質權者ノ住所氏名ヲ小作人ニ通知セザルトキハ小作人ハ地主ニ對シテ小作料ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

第十四條 小作人ハ六月前ノ豫告ヲ以テ小作權ヲ拋棄スルコトヲ得但シ是ヨリ短キ慣習アル場合ニ於テハ其ノ慣習ニ從フ

前項ノ豫告期間ハ主タル作物アル場合ニ於テハ其ノ收穫時期ヨリ遡リテ起算スルモノトス

第十五條 民法施行前永久存続スベキモノトシテ設定シタル永小作權タル小作權ハ民法施行ノ日ヨリ五十年ヲ經過シタル後一年内ニ小作權者ニ於テ相當ノ代價ヲ支拂ヒテ其ノ小作地ノ所有權ヲ買取り又ハ其ノ小作地ノ相當ナル割合ノ分割ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ買取又ハ分割アリタル場合ニハ永小作權ハ之ニ依リテ消滅ス

小作人ガ第一項ノ權利ヲ拋棄シ又ハ一年以内ニ之ヲ行使セザルトキハ爾後一年内ニ所有者相當ノ代價ヲ支拂ヒテ其ノ小作權ヲ買取ルコトヲ得

本條ノ相當ナル代價及相當ナル割合及其ノ區域ニ付爭アルトキハ地主又ハ小作人ハ其ノ判定ヲ小作審判所ニ申請スルコトヲ得

地主又ハ小作人ガ本條ニ依ル權利ヲ拋棄シ又ハ行使セザル場合ニ於テハ其ノ小作權ハ消滅セザルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ爾後五十年ヲ經過シタルトキハ本條ノ規定ヲ適用ス

小作地ノ賣却

第十六條 地主ガ其ノ小作地ヲ賣却スル場合ニ於テハ其ノ小作地ノ小作人ニ對シ賣却ノ相手方及價格ヲ明示シテ之ヲ買取ルベキヤ否ヤヲ確答スベキコトヲ催告スルコトヲ要ス

前項ノ催告アリタル場合ニ於テ小作人ガ爾後一月内ニ之ヲ買取ルベキ旨又ハ其ノ賣却ニ對シ異議アル旨ヲ述ベタルトキハ地主ハ之ヲ賣却スルコトヲ得ズ但シ小作人ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ異議ヲ述ブルコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テ小作人ガ催告ヲ受ケタル後一月内ニ確答ヲ爲サザルトキハ異議無キモノト看做ス

小作人ガ之ヲ買取ルベキ旨ヲ述ベタル後二月内ニ代價ノ提供ヲ爲サザルトキ及小作人ガ其ノ賣却ニ對シ異議ナキトキハ地主ハ爾後一月内ニ於テ當初ノ相手方ニ小作人ニ明示シタル價格ヲ以テ之ヲ賣却スルコトヲ得

小作地ノ賣却ニ付爭アルトキハ地主又ハ小作人ハ其ノ判決ヲ小作審判所ニ申請スルコトヲ得

地主ガ本條ノ手續ヲ爲サズシテ小作地ヲ賣却シタルトキハ小作人ハ其ノ賣買ノ無効ヲ小作審判所ニ申請スルコトヲ得

小作料

第十七條 小作人ハ小作料ヲ支拂フ義務ヲ有ス小作料ノ滯納アリタル場合ニ於テハ地主ハ其ノ最後ノ二年分ノ小作料ニ付其ノ小作地ノ生産物ニシテ其ノ小作人ノ占有スル物ノ上ニ先取特權ヲ有ス

前項ノ先取特權ハ他ノ權利ニ對シテ優先ノ効力ヲ有ス但シ國稅徵收法ニ依リ徵收スルコトヲ得ベキ請求權、共益費用ノ先取特權、不動産保存ノ先取特權、不動産工事ノ先取特權及永小作權又ハ小作地賃貸借ノ登記前ニ登記シタル質權抵當權ニ後ル

第十八條 地主ノ變更其ノ他ノ事由ニ依リ小作料ヲ支拂フベキ場所ニ變更ヲ生ジ從前ヨリモ遠隔トナリ又ハ運搬困難トナリタル場合ニ於テハ小作人ハ從前ノ場所ニ於テ其ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ爭アルトキハ地主又ハ小作人ハ其ノ判定ヲ小作審判所ニ申請スルコトヲ得

第十九條 現物ヲ以テ支拂フ小作料ハ其ノ年其ノ地方ニ生産シタル物ノ普通品トス
其ノ小作地ニ生産シタル物ガ前項ノ普通品ニ該當セザル場合ニ於テハ小作人ハ自己ノ生産シタル物ノ普通品又ハ金銭ヲ以テ其ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

前項ノ金銭ハ其ノ年其ノ地方ニ生産シタル物ノ普通品ヲ收穫後三月間ノ平均相場ヲ以テ換算シタルモノトス

第二十條 現物ヲ以テ小作料ヲ支拂フ場合ニ於テハ收穫後三月以内ニ金銭ヲ以テ支拂フ場合ニ於テハ收穫後六月以内ニ其ノ支拂アリタルトキハ小作料支拂ニ付遲滞ナキモノト看做ス但シ當事者ハ書面契約ヲ以テ之ト異ナル支拂期日ヲ定ムルコトヲ得

第二十一條 小作人ハ其ノ小作料ヲ分割シテ支拂フコトヲ得前項ノ支拂ノ提供アリタルトキハ小作人ハ爾後其ノ部分ニ付テハ遲滞ノ責ニ任ゼズ

第二十二條 小作料ノ支拂ニ遲滞アル場合ニ於テハ地主ハ損害賠償トシテ年百分ノ五ノ利息ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ規定ニ異リタル契約アル場合ニ於テモ地主ハ名義ノ何タルヲ問ハズ年百分ノ十以上ノ利息ヲ取得スルコトヲ得

得ズ

前二項ノ規定ハ小作料ノ支拂ニ代ヘテ消費貸借ヲ締結シタル場合ニ之ヲ適用ス

第二十三條 地主又ハ小作人ハ小作料ノ種類、品質、額、換算ニ付爭アルトキハ其ノ判定ヲ小作審判所ニ申請スルコトヲ得地主小作人間ニ一定ノ割合ヲ以テ收益ヲ分配スルコトヲ條件トシテ小作權ヲ設定シタル場合ニ於ケル其ノ分配ノ割合ニ付爭アルトキ亦同ジ

前項ノ申請アリタルトキハ小作審判所ハ契約ノ如何ニ拘ラズ其ノ小作地ノ相當小作料ヲ判定スルコトヲ要ス
相當小作料ノ判定アリタル場合ニ於テ其ノ判定確定シタルトキハ當事者ノ變更ニ拘ラズ申請ノ年次ヨリ其ノ相當小作料ヲ以テ小作地ノ小作料トス

第二十四條 相當小作料ハ三年間之ヲ變更スルコトヲ得ズ但シ一定ノ割合ヲ以テ收益ヲ分配スルモノト定メタルモ
ラ一定ノ數量又ハ一定ノ金額ノ小作料ニ變更スル場合及小作地ノ一部減失又ハ一部返還ノ場合ハ於テハ此ノ限ニ在ラズ前項但書ノ場合ニ於テ相當小作料ヲ變更セントスルトキハ地主又ハ小作人ハ其ノ變更ノ判定ヲ小作審判所ニ申請スルコトヲ要ス

第二十五條 小作人ノ故意又ハ過失ニ因ラズシテ小作地ノ收穫減少シタルトキハ小作人ハ該收ノ割合ニ應ジ小作料ノ一時の減額ヲ請求シ其ノ減收著シキトキハ其ノ一時の免除ヲ請求スルコトヲ得

法令ニ依リ地租ノ免除又ハ徵收猶豫アリタル年ニ於テハ小作人ハ其ノ小作料ノ免除又ハ其ノ支拂ノ猶豫ヲ請求スルコトヲ得

前二項ノ減免又ハ支拂猶豫ノ請求ニ付爭アルトキハ地主又ハ小作人ハ其ノ判定ヲ小作審判所ニ申請スルコトヲ得

前項ノ申請アリタルトキハ小作審判所ハ相當ナル減免額及其ノ年次又ハ支拂猶豫及其ノ年次ヲ判定スルコトヲ要ス

第二十六條 相當小作料ノ判定アリタル小作地ノ地主ハ敷金、保證金ヲ受ケ又ハ前拂小作料、手數料、小作料設定料其ノ他直接名義ノ何タルヲ間ハズ相當小作料以外ノ利益ヲ受ケ物又ハ設備ノ使用料若ハ代價トシテ相當小作料ノ本旨ニ反スル不當ノ價格ヲ受タルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ前條ノ相當減免額又ハ支拂猶豫ノ判定アリタル場合ニ之ヲ準用ス

費用ノ償還、損害賠償

第二十七條 小作人ガ小作地ニ付公租、公課其ノ他地主ノ負擔ニ屬スル必要費ヲ支出シタルトキハ地主ハ直ニ其ノ費用ヲ小作人ニ償還スルコトヲ要ス

第二十八條 小作人ガ小作地ニ客土、灌漑、排水工事等ノ土地改良ヲ爲シ又ハ其ノ他ノ有益費ヲ支出シ小作地返還ノ際其ノ價格ノ増加ガ現存スルトキハ地主ハ其ノ選擇ニ從ヒ其ノ費用又ハ増加額ヲ小作人ニ償還スルコトヲ要ス

第二十九條 小作人ガ契約ノ有無ニ拘ラズ法令ニ依リ小作料ノ品質、俵裝、荷造其ノ他ニ關スル制限ヲ受ケタルトキハ小作人ハ其ノ選擇ニ從ヒ之ガ爲ニ増加シタル負擔額ヲ小作料ノ支拂額ニ應ジ之ト引換ニ支拂フベキコトヲ地主ニ請求スルコトヲ得

第三十條 小作人ガ契約又ハ慣習ニ從ヒ小作地ニ播種又ハ栽植シタル作物、築造シタル工作物其ノ他ノ設備ニシテ小作地返還ノ際現存シ第二十七條及第二十八條ニ依リ其ノ費用ヲ償還セラレザルモノニ付テハ小作人ハ其ノ際ニ於ケル地主ニ對シ相當ナル價格ヲ以テ其ノ作物、工作物又ハ設備ヲ買取ルベキコトヲ請求スルコトヲ得地主又ハ前小作人ヨリ買受ケタル作物、工作物又ハ設備ニ付亦同ジ

第三十一條 前四條ノ償還又ハ請求ニ付争アルトキハ地主又ハ小作人ハ小作審判所ニ其ノ判定ヲ申請スルコトヲ得

第三十二條 小作地返還ノ際ニ殘存スル土地改良、工作物其ノ他ノ設備ハ小作人ノ負擔ニ於テ爲シタルモノト推定ス

第三十三條 小作權消滅ノ場合ニ於テ小作人ハ第二十七條及第二十八條ノ償還並第二十九條及第三十條ノ支拂ヲ受ケル迄其ノ小作ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ耕作ノ中途又ハ小作人ノ損害最モ少キ時期ニ非ザル時期ニ於テ償還又ハ支拂アリタルトキハ其ノ收穫ヲ終リタルトキ又ハ爾後一年内ノ損害ノ最モ少ナキ時期迄其ノ小作ヲ繼續スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ小作人ガ小作ヲ繼續スル間ハ其ノ小作權ハ消滅セザルモノト看做ス但シ償還又ハ支拂ヲ受クベキ日ヨリ二年間ハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第三十四條 小作人ガ故意又ハ過失ニ因リテ其ノ小作地ヲ著シク荒廢セシメ若ハ之ヲ毀損シタルトキハ地主ハ小作人ニ對シ之ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得前項ノ請求ニ付争アルトキハ地主又ハ小作人ハ其ノ判定ヲ小作審判所ニ申請スルコトヲ得

小作審判所

第三十五條 小作審判所ハ區裁判所ヲ以テ之ニ充ツ

小作審判所ノ裁判權ハ區裁判所ノ事ヲ行フ

判事二人以上ヲ置キタル區裁判所ニ於テハ前項ノ裁判權ヲ行フベキ判事ハ地方裁判所長之ヲ定ム

第三十六條 小作審判所ノ管轄區域ハ區裁判所ノ管轄區域ニ依ル小作審判所ニ對スル申請ハ其ノ小作地所在地ノ小作審判所ノ管轄トス

第三十七條 小作審判所ハ第二條ノ短期小作權ノ設定、第三條ノ拒絕、第六條ノ小作權ノ讓渡、第七條ノ轉貸事由、第十一條ノ小作權ノ消滅、第十五條ノ代價割合及區域、第十六條ノ小作地賣却、第十八條ノ小作料支拂ノ場所、第二十三條ノ相當小作料、第二十四條ノ相當小作料ノ變更、第二十五條ノ相當減免又ハ支拂猶豫、第三十一條ノ償還又ハ請求、第三十四條ノ賠償ニ付裁判權ヲ有ス
前項ノ判定ヲ爲スニ當リ小作權ノ存否、種類及小作地ノ範圍ニ付争アルトキハ小作審判所ハ其ノ判定ヲ爲スコトヲ得

第三十八條 小作審判所ハ判定ニ先チ各當時者ニ一應本法ニ依ル仲裁契約ヲ締結スベキコトヲ勸告スルコトヲ得

第三十九條 本法ノ規定ニ依リ小作審判所ニ判定ヲ申請シ得ベキ事項ニ關スル訴ハ小作審判所ノ判決ニ對シ上訴シタル場合ノ外通常裁判所之ヲ受理スルコトヲ得ズ

第四十條 小作審判所ノ判決ハ通常裁判所ノ判決ト同一ノ効力ヲ有ス
前項ノ判決ニ不服ナルモノハ控訴院ニ上訴スルコトヲ得

第四十一條 小作審判所ハ判定ヲ爲ス場合ニ於テハ左記ニ該當スル者ヨリ各一人ノ參與員ヲ選定シテ事實ノ判斷及意見ノ陳述ヲ爲サシムルコトヲ要ス但シ必要アリト認ムルトキハ小作審判所ハ參與員ヲ各三人ト爲スコトヲ得

一、農業ニ關スル知識又ハ經驗アル地主

二、引續キ三年以上農業ニ從事シ現ニ自作人ニシテ地主又ハ小作人ニ非ザル者

三、引續キ三年以上農業ニ從事シ現ニ小作人ニシテ地主ニ非ザル者

第四十二條 左ニ掲グル者ハ參與員タルコトヲ得ズ

一、當事者、其ノ親族、共同權利者及共同義務者

二、未成年者

三、小作審判所ノ管轄區域ニ住居セザル者

四、禁治産者及準禁治産者

五、二年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者

第四十三條 小作審判所ハ小作監督官其ノ他ニ判定上必要ナル事項ノ調査ヲ囑託スルコトヲ得

第四十四條 小作審判所ニ對シ地主ガ自作其ノ他ノ目的ヲ以テ第三條ノ判定ノ申請ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ意思ガ相當期間自作其ノ他正當ノ事由アルニ非ズシテ單ニ小作人ヲ變更スルニ止マルモノナルトキハ小作審判所ハ其ノ申請ヲ却下スルコトヲ要ス

第四十五條 本法ニ於テ小作審判所ノ判定スベキ相當小作料トハ相當ナル種類及數量又ハ相當ナル一定金額若ハ相當ナル種類及分配ノ割合ノ小作料ヲ謂フ

小作審判所ニ於テ相當小作料ノ判定ヲ爲スニハ左ノ事項ヲ斟酌スルコトヲ要ス

一、土地ノ生産力

二、風水害其ノ他災害ノ多少

三、勞力、肥料其ノ他小作地ノ經營ニ要スル小作人ノ支出

四、小作人ノ爲シ又ハ負擔シタル土地改良

五、小作人ノ爲シ又ハ負擔シタル現物小作料ノ改良

六、地主ノ爲シ又ハ負擔シタル土地改良

小作審判所ハ當事者双方ノ請求又ハ地方ノ慣行ニ從ヒ第二十五條第一項ノ適用ナキ一定金額ノ相當小作料ヲ判定スルコトヲ得

第四十六條 小作審判所ニ提出スル書類ニハ印紙ヲ貼用スルコトヲ要セズ

仲 裁

第四十七條 本法ニ依リ小作審判所ノ判定ヲ申請シ得ベキ事項ニ付テハ地主及小作人ハ契約ヲ以テ一人又ハ數人ノ仲裁人ヲシテ之ヲ判斷セシムルコトヲ得

第四十八條 仲裁契約ニ於テ仲裁人ノ選定ニ關スル定メナキトキハ地主及小作人ハ各別ニ一人ノ仲裁人ヲ選定ス

第四十九條 地主及小作人合意ヲ以テ一人ノ仲裁人ヲ選定スル場合ニ於テ當事者間ニ合意アラザルトキハ地主若ハ小作人ガ各別ニ一人又ハ數人ノ仲裁人ヲ選定スル場合ニ於テ既ニ仲裁人ヲ選定シタル一方ノ催告アリタル後七日内ニ相手方ガ其ノ選定ヲ爲サザルトキハ小作審判所之ヲ選定ス

第五十條 民事訴訟法中仲裁手續ニ關スル規定ハ本法ノ仲裁ニ之ヲ準用ス但シ管轄通常裁判所ノ行フベキ事項ハ小作審判所之ヲ行フ

監 督

第五十一條 小作監督官ハ第四十三條ノ調査ヲ爲スノ外命令ノ定ムル所ニ依リ小作ニ關スル監督及調査ヲ爲シ小作ニ關スル爭アル場合ニ於テハ和解ヲ勸メ地主及ビ小作人ノ選定ニ依リ仲裁人タル權限ヲ有ス

第五十二條 小作監督官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ小作地ヲ臨檢シ耕作ノ狀況面積其ノ他必要ナル事項ヲ調査シ又ハ自

ラ之ヲ行ヒ收穫物ヲ検査スルコトヲ得

小作監督官ハ職務ノ執行ニ必要ナルトキハ收穫作物ノ收穫調整ヲ命ジ又ハ自ラ之ヲ爲スコトヲ得

第五十三條 小作監督官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ小作ニ關スル證書、記録其他必要ナル書類ノ提出ヲ命ジ之ヲ検査シ必要ナル場合ニ於テハ訊問ヲ爲スコトヲ得

第五十四條 小作權設定ノ約款ニシテ本法ノ規定ニ反スル特約ハ之ヲ無キモノト看做ス

罰 則

第五十五條 第七條及第二十六條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

取得シタル利益ハ之ヲ小作人又ハ轉借人ニ返還セシメ其ノ既ニ消費シタルモノハ其ノ價格ヲ返還セシム

前項ノ返還ヲ爲スコト能ハザルトキハ之ヲ沒收又ハ追徴ス

第五十六條 第十六條ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス若シ當初明示シタルヨリモ低廉ナル價格ヲ以テ之ヲ賣却シタルトキハ其ノ差額ハ之ヲ沒收又ハ追徴ス

第五十七條 地主ガ小作審判所ノ判定ヲ以テ小作權設定ノ更新ヲ拒絕シタ場合ニ於テ故ナク小作審判所ニ申立テタル自作其ノ他正當ノ目的ニ使用セザルトキハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第五十八條 第四十一條ノ參與員ハ刑法第九十五條、第九十六條、第九十七條、第九十八條、第九十九條、第一百零一條ノ規定ニ付テハ之ヲ公務員ト看做ス

第五十九條 本法ニ依ル小作監督官ノ職務執行ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ゲタル者又ハ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附 則

- 第六十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第六十一條 本法ハ本法施行ノ際現ニ存スル永小作權及耕作又ハ牧畜ヲ目的トスル土地賃借權ニ之ヲ適用ス
- 第六十二條 本法施行前ニ設定シタル小作權ニシテ存續期間ノ定メナキモノ及其ノ期間ガ本法施行ノ日ヨリ七年内ニ滿了スルモノノ存續期間ハ本法施行ノ日ヨリ七年トス
- 第六十三條 本法施行ノ際現ニ存スル小作地ノ轉賃借ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ二十年間ハ第七條ノ規定ヲ適用セズ二十年後ニ於テ第七條ノ規定ニ反スル轉賃借アル場合ニ於テハ小作權ノ讓渡アリタルモノト看做ス

總べて上に論ずる所を以て、私は我邦社會政策の一般に涉つて、其の主要事項に就いては、大體その實情と理論とを明かにし得たと信ずる。以上の外に尙ほ社會事業については説明すべく論議すべき多くのものがあるが、之は自ら又別個の研究に委ぬるを可とするであらう。少くとも本書は紙數が之を許さないから、全然之には觸れないことにする。

附 録 日本社會政策年表

一 參考書

- 1 現代法令全集(日本評論社)
- 2 世界經濟年表(大阪商大經濟研究所)
- 3 日本勞働年鑑(大原社會問題研究所)
- 4 社會法と市民法(岩波書店)
- 5 日本社會事業大年表(刀江書院)
- 6 其他社會政策の教科書、論文等。

二 重點を法令欄にをく。

三 期間は明治末期以降。

四 三段に分ち

社會史・法令・施設
とする。

日本社會政策年表

社 會 史

法 令

施 設

明治六年（一八七三）

勝區舊跡等衆庶遊觀ノ場所へ公園設置（一、一五）

明治七年（一八七四）

恤救規則（一二、八）

明治二十八年（一八九五）

質屋取締法（三、一三）
同 右細則（七、二六）

明治二十九年（一八九六）

移民保護法（四八）

明治三十二年（一九九九）

工場法案農商工會議ニ諮問セラル

罹災救助基金法（三、二二）

臺灣罹災救助基金規則（一二、二二）

水難救護法（三、二九）

同 施行細則（七、二九）

同 取扱手續（七、二九）

行旅病人及行旅死亡人取扱法（三、二八）

行旅病人行旅死亡人及同伴者ノ救護並取扱ニ關スル件（六、一九）

外國人タル行旅病人行旅死亡人及同伴者救護並取扱特例（六、一九）

行旅病人死亡人等引取及費用辨償ニ關スル件（六、一七）

北海道舊土人保護法（三、二）

同 施行規則（四、八）

船員法（三、八）

同 施行細則（六、一二）

明治三十三年 (一九〇〇)

教育所ニ在ル孤兒ノ後見職務ニ關スル法律 (三、一三)
 教育所ニ在ル孤兒ノ後見職務執行ニ關スル特例 (四、一三)
 教育所ニ在ル棄兒、迷兒、遺兒其ノ他父又ハ母ニ於テ親權ヲ行ヒ難キ情況ニアル未成年者ノ後見ニ關スル件 (三、二七)
 精神病者監護法 (三、一〇)
 同 施行規則 (六、二八)
 未成年者喫煙禁止法 (三、七)
 鐵道營業法 (三、)
 産業組合法 (三、七)
 感化法 (三、一〇)

明治三十五年 (一九〇二)

日英同盟成ル救貧案ノ提出 (二月)

國勢調査ニ關スル法律 (二、二)

明治三十七年 (一九〇四)

日露戰爭起ル

明治三十八年 (一九〇五)

北海道罹災救助基金法 (三、一)

道府縣罹災救助基金管理法 (七、五)

工場抵當法 (三、一三)

鑛業法 (三、八)

鑛業抵當法

鐵道抵當法

鑛業法施行細則 (六、一五)

明治三十九年 (一九〇六)

内務省ヨリ公益職業紹介所設置獎勵

傷廢兵院法 (四、七)

ノタメ六大都市ニ補助金下附

傷兵院基金管理規則 (八、三〇)

明治四十年 (一九〇七)

尾尾、別子銅山罷業暴動起ル(二、四)(足)(六、四)(別)

鐵道部内ノ現業員ノ共済組合ニ關スル件(四、一九)

東京癡兵院設立(二月)
大阪婦人ホーム設立(五、二八)

社會政策學會設立(九、一六)

行旅病人及行旅死亡人取扱法ヲ樺太ニ施行スルノ件(一〇、一)

世界的恐慌
日本社會黨解散(四、二二)

北海道幌内炭山坑夫放火騒擾、軍隊出動(四、二八)

片山潜、平民協會ヲ組織(二、二二)

鐘淵紡績三池工場ノ女工同盟罷業

專賣局現業員ノ共済組合ニ關スル件(六、一九)

恤救規則ニヨル國庫補助廢止(五月)

横濱電車同盟罷業解決(六、六)

市町村ニ於ケル民勢調査ノ際申告ヲ拒ミ若ハ虚偽ノ申告ヲ爲シタル者等ノ處罰ニ關スル件(八、一一)

明治四十二年 (一九〇九)

赤旗事件(六、二二)

ハワイノ日本人勞働者四千名同盟罷業ヲ開始(五、一〇)

印刷局現業員ノ共済組合ニ關スル件(三、一五)

東京本所ニ無料宿泊所開設(一一、七)

選信部内現業員共済組合ニ關スル件(五、二六)

沖繩縣罹災救助基金法(三、三一)

同 法施行手續(四、一)

臺灣總督府鐵道部現業員共済組名ニ鐵道現業員共済法ヲ準用ノ件(三、二九)

産業組合法施行規則(八、二二)

明治四十三年 (一九一〇)

韓國併合

借地法案提出——不成立

大阪紡績會社松島分工場ニ同盟罷業(一一、一六)

賣文社設立(九月)

水難救護法ヲ樺太ニ施行スルノ件(三、二三)

朝鮮總督府鐵道局現業員ノ共済組合ニ關スル件(九、三〇)

明治四十四年 (一九一三)

東京市電同業罷業 (一二、三一)
米 騰貴

工場法 (三、二九)
電氣事業法 (三月)

片山潜等社會黨ヲ組織 (一〇、二五)

恩賜財團濟生會設立 (五、三〇)
淺草、芝、小石川ニ市設職業紹介所
設置 (一一)

大正元年 (一九一二)

日大労働總同盟友愛會成ル (東京)
(八、一五)

行旅死亡人ヲ火葬スルノ件 (一〇、
一八)

財團法人大阪職業紹介所設立 (一
月)

御内帑百萬圓ヲ慈善救濟費トシテ
下賜 (九、一三)

海軍造船兵事業現業員ノ共濟組合
ニ關スル件 (三、二三)

東京市濟民協會設立 (八、七)

大正三年 (一九一四)

歐洲大戰勃發

大隈内閣成ル

慈善救濟資金トシテ六十萬圓御下賜
(五、二四)

行政廳ヲシテ依囑ニ依リ、恩賜財團
濟生會ノ事務ヲ施行セシムルノ件
(二、二〇)

名古屋電車賃値下運動暴動化

朝鮮水難救護令 (四、七)
國際貿易統計作成ニ關スル協約 (六、

東北四州救濟會設立 (一、一三)
右ヲ東北八州災害救濟會ト改稱 (一、
一四)
(右ニ十五萬圓御下賜)
免囚保護團體タル財團法人輔成會設

大正四年 (一九一五)

賑恤資金百萬圓御下賜 (一一、一
〇)

二九)

立 (東京) (七、三一)

米價調節ニ關スル勅令

無盡業法 (六、二二)

無盡業法施行細則 (一〇、五)

大正五年 (一九一六)

大阪ニ職工組合期成同志會設立 (五
月)

簡易生命保險法 (七、一〇)

同 施行令 (八、一八)

同 規則 (八、一八)

工場法施行令 (八、三)

工場法施行規則 (八、三)

礦夫勞役扶助規則 (八、三)

統計ノ進歩改善ニ關スル件 (五、一〇)

恩賜救恤資金窮民救助規定 (朝)

(一、四)

罹災救助基金法中追加 (三、二八)

恩賜濟生會病院開院 (東京) (五、三
〇)

大正六年 (一九一七)

- 米價騰貴甚大
- 內務省救濟課新設
- 臨時產業調查局官制
- 大阪職業組合期成同志會成ル (八、二六)
- 東京市白米廉賣 (一〇、七)
- 東京ニテ全國救濟事業大會開會 (一、三)

十歲以上十二歲未滿ノ者ノ就業許可取扱方 (八、三)

鑛業警察規則 (八、三)

內務省救濟課
東京風水害救濟會 (溢澤榮一) 設立 (一〇、四)

- 軍事救護法 (七、二〇)
- 同 施行ニ關スル件 (一〇、三〇)
- 同 施行令 (一二、八)
- 精神病者監護法ヲ樺太ニ施行スルノ件 (三、二四)
- 物價調節令
- 暴利取締令
- 請願令 (四、五)
- 國立感化院令 (八、二〇)

元屯田步兵救恤金賜與ニ關スル件 (六、八)

救濟事業調查會設置 (六、五)
經濟調查會設置

大正七年 (一九一八)

- 米騒動發ル……富山縣 (八、三)
- 歐洲大戰休戰條約成立

煤煙ニ關スル責任判決
米騒動波及

- 京、阪、名 (八、一一)
- 神戸 (八、一二)
- 東京 (八、一三)
- 賑恤費三百萬圓下賜 (八、一三)
- 米騒動ニ關スル新聞記事掲載禁止 (八、一四)

罹災救助基金法手續 (三、二九)

北海道罹災救助基金法施行手續 (三、二九)

大阪市設簡易食堂開設 (六、一)

東京臨時救濟會設立 (八、一五)

- 勞働者募集取締規則 (朝鮮) (二、二九)
- 備人扶助令公布 (一一、二二)
- 勤儉貯蓄獎勵ニ關スル件 (一一、二六)

- 宇部炭坑夫暴動 (八、一七)
- 福岡縣嶺地炭坑夫暴動 (八、一九)
- 福岡縣志免村海軍探炭所坑夫暴動 (八、二六)
- 福岡縣二瀬炭坑夫暴動 (八、二七)
- 佐賀縣岩谷炭坑夫暴動 (八、二八)
- 長崎縣相知炭坑夫暴動 (八、三〇)
- 熊本縣萬田炭坑夫暴動 (九、四)

大正八年 (一九一九)

附 錄

國際勞働憲章宣示
 第一回ワシントン國際勞働會議開
 催(十月—)
 大阪印刷工組合設立(一、四)
 内務省保健衛生調査會、勞働者及小
 學校教員ノ家計調査ヲ行フ
 大原社會問題研究所(二、九)
 茨城縣唐蕨炭坑夫暴動(三、六)
 大阪鐵工組合成ル(五、一八)
 日本勞働聯合會發會(六、一四)

陸軍作業廳現業員ノ共濟組合ニ關ス
 ル件(四、一)
 林野現業員共濟組合令(六、二五)
 林野現業員共濟組合規則(六、二八)
 精神病院法(三、二七)
 臺灣總督府地方廳ニ於テ質舖ヲ設ル
 コトヲ得ルノ件(一二、一)
 臺灣總督府地方廳ノ設クル質舖ニ關
 スル件(一二、一)
 朝鮮阿片取締令
 樺太廳鐵道事務所及郵便局現業員共
 濟組合規則(一〇、一)

勞働保護協會設立(一、二二)
 大阪市營宿泊所開設(六、一)
 東京ニS・M・U設立(傳給生活者
 同盟)
 京都市職業紹介所開設(六月)
 大阪市中央職業紹介所開設(八、一)
 財團法人勞資協調會設立(一二、二
 二)

東京府職工生計調査ヲ施行(六月)
 大阪市職工・勞働者ノ家計調査ヲ
 行フ(六月)
 鐵道院、八時間勤務制採用ヲ發表
 (七、一一)

埼玉縣ニ最初ノ小學校教員團體組織
 (七、一一)
 東京砲兵工廠有志小石川勞働會ヲ結
 成(八、一)

國際勞働調査委員會開催(八、五)
 大日本鑛山勞働者同盟會設立(九、一)
 住友各工場、勞働八時間制實施(九、
 二九)

川崎造船所八時間制ヲ實施(一〇、三)
 大阪ニテ勞働代表反對全國勞働者大
 會開催(一〇、八)
 日本勞働黨結成(一一、二四)

大正九年 (一九二〇)

川崎造船所ニ我國最初ノサボタージ
 ュ
 全國無產者大會東京ニ開催(一、二)

現業員ノ共濟組合ニ對スル政府給與
 金ニ關スル件(四、一)
 遞信部内職員共濟組合規則(一〇、四)

内務省社會局新設(八、二四)
 財團法人協調會中央職業紹介所設立
 (一月)

- 二) 生活改善同盟會成立(東京)(一、二五)
- 大日本機械技工組合發會
- 八幡製鐵所職工大罷業(二、五—一〇)
- 東京市電從業員怠業(二、二三—二九)
- 日本最初ノメーデー
- 民間労働組合ト官業労働組合トノ大合同(五、一六)
- 借家人同盟民衆大會(東京)
- 紡績組合(友愛會)發會(六、一三)
- 第一回公益職業紹介所主任會議(七月)
- 日本機械労働組合成立(大阪)一〇、一二

- 警察共濟組合令(三、二四)
- 同 規則(七、一三)
- 免因保護事業獎勵費取扱規定(三、一)
- 鐵道院共濟組合規則(四、一)
- 罹災者救助規定(樺、九、一九)
- 關東廳遞信官署職員共濟組合規則制定(一一、一九)
- 朝鮮總督府遞信官署現業員共濟組合規則制定(一二、二九)

- 職業組合法案(農商務省)
- 労働組合法案(憲政會)
- 疾病保險法案(憲政會)
- 治安警察法改正案(國民黨)
- 工場法中改正法律案及ビ鑛業法中改正法律案

全日本鑛夫總聯合會成立(一〇、二〇)

大正十年 (一九二一)

- 國際聯盟成立
- 農商務省三府五縣ノ工場職工家計調査施行(二月)
- 協同會家計調査施行(六月)
- 三菱造船所工場委員制實施(八、三一)
- 大日本労働聯盟成立(八月)
- 日本最初ノ労働學校(東京)(九、一六)
- 友愛會、日本労働總同盟ト改稱(一〇、一)
- 內務省社會局、東京市細民ノ家計調査施行(一一月)

- 住宅組合法(四、一一)
- 住宅組合法施行規則(七、六)
- 住宅組合登記取扱手續(七、六)
- 借地法(四、八)
- 借家法(四、八)
- 借地法及借家法ノ施行期日及施行地區ニ關スル件(五、一三)
- 職業紹介法(四、九)
- 同 施行令(六、二九)
- 米穀法(四)
- 米穀買入手續(五、三一)
- 國有林野現業員共濟組合規則中改正(一、七)
- 朝鮮總督府專賣局現業員共濟組合

- 小作制度調査會開カル
- 社會事業調査會設置(一、一三)
- 協同會中央職業紹介所開設(六、一)
- 內務省ニ社會事業打合せ會開催(七、一)
- 財團法人協同會中央職業紹介所ヲ中央職業紹介局ト改稱(七、一)
- 労働保險調査會設置(一二、一〇)
- 治安警察法改正法案
- 工業労働法案
- 小作法案
- 労働委員會法案(協同會)

關スル件(五、二六)
 臺灣總督府鐵道職員共濟組合規則
 (七、二九)
 婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際
 條約ニ調印(九、三〇)
 黃燐々寸製造禁止法(四、一一)

健康保險法案
 借地借家調停法案

大正十一年(一九二二)

社會局官制

日本車輛製造株式會社ノ職工七百名
 罷業(二、二五)
 全國水平社設立(京都三、三)
 大阪電燈株式會社罷業
 日本農民組合結成(四、九)
 關西勞働組合同盟會結成(四、二九)
 機械勞働組合聯合會成立(東京、六、
 四)

關東州ニ於ケル住宅組合ニ關スル件
 (一一、一六)
 借地借家調停法(四、一一)
 保險健康法(四、一二)
 海軍作業廳所屬雇員以下現業員ノ共
 濟組合ニ關スル件(三、二九)
 船員職業紹介法(四、一一)
 同 施行規則(一一、一八)
 船員職業紹介法第三條ニ依ル補助金

內務省社會局贅澤廢止會ヲ設置(七、
 一四)
 社會局設置(一一、一)
 過激社會運動取締法案(政府)
 勞働組合法案(國民黨)
 農業組合法案(國民黨)
 工場法中改正法律案(國民黨)
 失業保險法案(憲政會)
 借家法改正法案

橫濱社會問題研究所

野田醬油株式會社職工大罷業(千五
 百名、七、二三—二八)
 大阪最初ノ紡織勞働組合結成(九、
 二二)
 大阪ニ日本勞働組合創立大會開催決
 裂(九、三〇)
 農商務省鑛夫生計調査施行(九—
 一一)
 東京府社會課、俸給生活者家計調査
 (一一月)

小作調停法案

支給ニ關スル件(一一、一八)
 失業ニ關スル條約(一一、二三)
 未成年者飲酒禁止法(三、三〇)
 少年法(四、一七)
 少年法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件
 (一一、二九)
 少年審判所設置ノ件(一一、一〇)
 假出獄少年取締規則(一二、一八)
 少年審判費用規則(一二、一八)
 矯正院法(四、一七)
 矯正院處遇規定(一二、一八)
 人口動態調査令(一一、二)
 同 施行細則(一一、二)
 統計資料實地調査ニ關スル法律(四、
 一九)
 朝鮮總督府專賣局現業員共濟組合格
 則制定(三、二四)

製鐵所共濟組合同則(一一、一八)
簡易生命保險法改正法

大正十二年(一九二三)

關東大震災

陪審法

小作制度調査會官制

野田醬油株式會社爭議再發(二、三

四、八)

大阪、灘製糖工爭議(三、二)

全日本煙草労働組合成立(大阪四、五)

全國購買組合聯合會設立許可(五、

一四)

中部労働組合聯合會組織(五、二六)

東京池貝鐵工所爭議(六、二五)

官業労働關西同盟會設立(七、三〇)

千萬圓御下賜(九、三)

內務省直轄土木事業ニ從事スル現業
員ノ共濟組合ニ關スル件(七、三)

土木事業従事員共濟組合同則(七、

二〇)

造幣局現業員ノ共濟組合ニ關スル件

(一、二二)

造幣局共濟組合同則(一、二三)

傷兵院法施行規則(三、三一)

精神病院法施行令(六、三〇)

同 施行規則(六、三〇)

工業労働者最低年齡法(三、三〇)

船員最低年齡法(三、三〇)

同 施行令(一一、二〇)

矯正院設置(一、一)

少年審判所設置

(東京市、大阪市一、一)

國際労働機關帝國事務所設置(一、

一五)

協調會中央職業紹介局廢止(三、三

一)

職業紹介事務局設置(四、一)

大阪職業輔導會發會(四、三〇)

社會局健康保險部設置(六、一)

勞資協調會館開館(東京市芝公園、

六、二三)

船員職業紹介委員會設置(八、二八)

借家人同盟會(神田)

東京市中央職業紹介所活動

海軍各工作廳、軍縮整理職工ヲ解雇

(一一、一〇)

神戸日本郵船社員爭議、停船(十一

月)

岸和田、和泉、寺田紡績會社爭議(一

一月)

日本労働組合聯合成立(大阪、一二、

一五)

船員最低年齡法施行細則(一一、二

〇)

農業ニ使用シ得ル兒童ノ年齡ニ關ス

ル條約(一一、一九)

朝鮮感化令(九、三)

中央卸賣市場法(三、三〇)

中央卸賣市場ノ區域ノ指定(一二、

一七)

中央卸賣市場法施行規則(一〇、二

九)

同右法第七條ノ規定ニ依リ損失ノ補

償ニ關スル件(一〇、二九)

中央卸賣市場補助金交付規則(一〇

二九)

労働統計實地調査令(五、二三)

労働統計實施調査施行規則(六、二)

暴利取締、支拂延期

京濱各地ニ食糧局出張所設置(九、

二〇)

工場監督官會議

逓信局長官會議

專賣局長官會議

鐵務監督官會議

六大都市職業紹介所長事務打合會

職業紹介事務局官制ノ發布

職業紹介聯絡事務打合會

全國職業紹介所長宛社會局ノ諮問

船員職業紹介委員會官制公布

保險局設置計畫

生活費低減諸施設

産業組合調査會ノ設置

蠶絲業法改正法案ノ審議

農村副業衰退善後策

地租移讓問題ニツキ稅制調査會

- 治安維持ノ三緊急勅令
- 工場法改正法律(三、二九)
- 瓦斯事業法
- 臨時物資供給令及同特別會計令(九、二二)
- 產業組合中央金庫法(四、五)
- 市町村義務教育費國庫負擔法(三、二七)
- 同 施行令(六、一八)
- 恩給法(改正)(四、一三)
- 恩給法施行令(八、一六)
- 船員ノ最低年齢及健康證明ニ關スル法律(三、二九)
- 產業組合中央金庫法(四、六)
- 同 施行規則(七、五)
- 工場統計規則(一一、一一)
- 第十四回帝農總會
- 帝國農政協會協議會
- 大阪府社會課、鮮人専門職業紹介所設置
- 朝鮮總督府、下關驛ニ鮮人職業紹介所設置
- 對震災諸施設

大正十三年 (一九二四)

- 阪神電鐵、大阪市電從業員同盟罷業社會事業助成費等御下賜(一、一六一、二六)
- 官業勞働同盟海上會設立(吳、三、一六)
- 第一回農民デ一開催(四、九)
- 神戸市定居細民生計調査(八月)
- 關東勞働組合聯合會組織(九月)
- 別子勞働組合(一、〇一)
- 總同盟關東同盟會分裂(第一回、一〇六)
- 全國勞働統計實地調査施行(一〇、一〇)
- 全國勤儉週間(一一、一〇—)
- 借地借家臨時處理法(七、二二)
- 職業紹介法施行規則(一一、二七)
- 勞働者募集取締令(一二、二九)
- 勞務者使用取締規則(樺、四、二三)
- 海上ニ使用セラル、兒童及年少者ノ強制體格検査ニ關スル條約(八、七)
- 海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齢ヲ定ルムル條約(八、七)
- 小作調停法(七、二二)
- 同右施行期日及施行外地域指定ノ件(九、二六)
- 小作調停ノ手数料等ニ關スル件(一、三)
- 關東州阿片令(三、二七)
- 雇人口入營業取締規則中改正(五、一)
- 職業紹介委員會設置(二、二二)
- 產業勞働調査所設立(東京)(三、一)
- 臨時震災救護事務局廢止(三、三一)
- フエビアン協會設立(東京)(四、二七)
- 恩賜財團慶福會ノ設立
- 財團法人同潤會ノ設立
- 職業紹介委員會官制公布
- 自作農地創定施設要綱(小作制度調査會答申ノ案)
- 第二回帝國農政協會大會
- 帝國農會米穀法改正運動
- 第十五回帝國農會總會
- 婦人宿泊所(東京、横濱)

大正十四年 (一九二五)

- 治安維持法
- 普通選舉法
- 社會局勞働組合法案公表
- 全國勞働組合協議會成立 (二、三)
- 八幡ニ無産者民憲黨 (三、六)
- 生野鐵山坑夫罷業 (四、二六)
- 日本勞働組合評議會創立 (五、二四)
- 貝島炭鐵坑夫大罷業 (七、五)
- 營業法中改正 (七、二二)
- 借地借家調停法中改正 (七、二二)
- 逓信部内職員共濟組合法中改正 (一〇、二一)
- 簡易保險規則中改正 (六、九)
- 營利職業紹介事業取締規則 (二、一九)
- 農林省統計報告規則 (一〇、二八)
- 商工省統計報告規則 (一〇、二八)
- 會社統計規則 (一〇、二八)
- 輸出組合法
- 重要輸出品工業組合法
- 失業統計調查令 (五、二三)
- 朝鮮總督府鐵道局現業員共濟組合法
- 國際勞働協會設立 (三、二二)
- 失業救済ノタメノ地方債
- 日本フエビアン協會解散 (二、二五)
- 東京大阪兩地方職業紹介委員會ノ設立
- 市町村職業紹介委員會規程例ノ作製
- 職業紹介事務局官制改正
- 地方職業紹介事務局長會議

- 最初ノ國際無産青年デー (九、六)
- 關東勞働組合聯合會創立 (九、二二)
- 全國失業業者 (内閣統計局) 一〇五、五九五
- 大阪社會事業聯盟 (一〇、一三)
- 日本農民黨結成 (一〇、一七)
- 富士紡川崎工場職工爭議 (一一、一三一—一三〇)
- 岐阜縣ニ小作爭議
- 東京市社會局、勞働者登簿ヲ開始
- 則 (四、一)
- 臺灣總督府專賣官署共濟組合法規則、(六、三〇)
- 職業紹介法施行令中改正 (六、二四)
- 製鐵所共濟組合法中改正 (一一、一九)
- 船舶職員法施行細則中改正 (一一、二五)
- 治安維持法 (四、二一)
- 借地法及借家法施行期日及施行地域ニ關スル件 (四、一〇)
- 借地借家調停法ノ施行期日及施行地域ニ關スル件 (四、一〇)
- 治安警察法中改正法 (四、八)
- 副業獎勵規則 (五、九)
- 大阪府失業防止委員會ノ設置
- 東京市自由勞働者失業救済委員會ノ設置
- 大阪市勞働共濟會失業共濟實施
- 六大都市日僱勞働者失業救済事業實施
- 工場監督課諸調査ヲ行フ
- 産業福利協會ノ設置
- 船舶無線電信施設法公布
- 生活費低減ノタメノ諸施設
- 神戸勞働保險組合ノ設立
- 預金部ノ社會事業資金貸付
- 簡易保險積立金貸付
- 第十六回帝國農會總會 (一〇、二七)

大正十五年 (昭和元年) 一九二六

- 治安警察法第十七、三十條廢止
- 普通選舉法施行
- 資本利子稅法制定
- 相續稅法改正
- 小作法案立案
- 府縣社會事業費低利貸付
- 京都學生事件檢舉(一、一五)
- 共同印刷所職工總罷業(一、二〇)
- 日本勞働組合聯合會分裂(一、二〇)
- 勞働立法反對大阪全勞働者大會(二、三)
- 獨立勞働協會(二、六)
- 勞働法案反對示威運動(東、大阪、京、神、横、岡山、二、七)
- 全日本鐵道從業員組合(二、一一)
- 第一回建國祭(二、二)
- 職業婦人聯盟(大阪)(二、一一)
- 建康保險法施行令(六、三〇)
- 同 施行規則(七、一)
- 現業員ノ共濟組合ニ對スル政府給與金増額ニ關スル件(一二、二九)
- 專賣局共濟組合規則(一二、三〇)
- 陸軍共濟組合規則(九、一六)
- 海軍共濟組合規則(一二、三〇)
- 郵便年金法(三、三〇)
- 郵便年金令(八、一〇)
- 郵便年金規則(八、一一)
- 工業勞働者最低年齡法施行規則(六、七)
- 工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約(八、一九)
- 勞働爭議調停法(四、九)
- 同 施行令(六、二四)
- 同 法第一條第一項第六號ノ事業ヲ定
- 金融制度調査會設置
- 社會局、母子扶助法制
- 定準備ノ調査開始(六月)
- 社會事業調査會設置決定(六、二二)
- 婦人兒童賣買禁遏國民委員會成立(一〇、二)
- 東京ニ全國兒童保護事業會議(一二、二)
- 名古屋地方職業紹介委員會成立
- 知識階級失業者職業紹介施設改善要綱
- 知識階級者海外職業紹介斡旋
- 第一回職業紹介事業講習會
- 職業紹介ニ關スル會議
- 中央職業紹介事業研究會
- 郡廳ニ件フ吏員ノ失業對策
- 知識階級者就職斡旋協議會(神戸市)

- 東京電機工友會(二、一一)
- 總同盟大阪紡織勞働組合設立(二、二八)
- 勞働農民黨(三、五)
- 日本農民組合分裂(三、一一)
- 關東木村勞働組合(四、四)
- 濱松樂器爭議(四、一)
- 學生消費組合(五、一)
- 自由擁護同盟(六、一七)
- 日本交通總同盟(六、二七)
- 橫濱市電爭議(六)
- 全日本農民組合同盟(六月)
- 青年訓練所開設(七、一)
- 全鮮左傾分子大檢舉(七、二四)
- 東洋モスリン罷業(八、六)
- 橫濱S・M・U設立(八、二八)
- 石川島造船所爭議(八月)
- ムルノ件(七、一〇)
- 勞働者募集取締令
- 健康保險法改正(三、二九)
- 健康保險特別會計法
- 工場法改正
- 鐵夫勞役扶助規則改正(六、二四)
- 救貧法(五、二五)
- 備人扶助令中改正(六、三〇)
- 暴力行為等處罰ニ關スル法律
- 産業組合法中改正(四、六)
- 工場法施行規則中改正
- 簡易生命保險法中改正(三月)
- 農業倉庫業法中改正(三、二七)
- 自作農創設維持補助規則(五、二一)
- 市町村義務教育費國庫負擔法中改正
- 少年職業紹介就職斡旋協議會(神戸市其他)
- 國際勞働協會ノ失業防止策要綱
- 日備勞働者失業救濟事業實施
- 工場監督官會議開催(六月)
- 災害豫防勞働衛生講習會
- 工場附屬寄宿舍規則案要綱(社會局私案)
- 生活費低減施設(住宅、公益市場、共同宿泊所、簡易食堂、公益浴場、公益質屋)
- 不良住宅地區改良法案要綱
- 文政審議會義務教育年限延長建議案
- 小學校令改正ト幼稚園令制定
- 社會教育主事會議
- 兒童扶助法案要綱
- 感化院法改正諮問

プロフィンテルン日本支部
 東京市水道局罷業
 全國家計調査實施(九月)
 東京ニ日本農民黨(一〇、一七)
 日本海員組合合同(一〇、二六)
 東京計器健康保險組合(一一、五)
 關東消費組合聯盟(一一、一七)
 淺野セメント等ニ健保ニ反對ノ爭議
 (一一月)
 日本共產黨再組
 社會民衆黨結成
 日本勞農總聯合
 日本勞農黨
 東京市電總罷業(以上一二月)

昭和二年 (一九二七)

人口食料問題調査局官制

不良住宅地區改良法(三、三〇)

健康保險法ニヨル保險給付開始(一)

岡山孤兒院ノ解散
 小作法制定準備
 帝農第十七回總會
 恩給制度改正計畫
 文部省、小學校教員保健施設計畫
 貨銀前借制廢止計畫
 婦人ノ坑内労働及深夜業禁止ノ決議
 (國際労働協會)
 少年求人求職者取扱並就職後ノ指導
 保護要領(通達)
 移民、移人民ニ對スル施設

臺灣銀行破綻

労働組合法案提出——不成立

日本水平社(京都)

磐城炭坑爭議

大阪ニ日本勞農總聯合創立大會、

(一、二五)

臺灣社會事業獎勵費御下賜

朝鮮自由労働組合(東京)

惡法反對全國無產團體協議會(二、

二三)

慈善救済資金下賜

全日本農民組合發會式

日本農民總同盟(東京)

日本郵船司厨部大罷業

水産勞資總聯盟

大日本紡績會社大罷業

東京朝鮮労働組合

同 施行令(七、一三)

同 施行規則(七、一三)

防火地區内借地權處理法(四、一)

工場附屬寄宿舎規則(四、六)

労働者募集取締規則(樺)(四、六)

公益質屋法(三、三一)

同 施行規則(七、一六)

同法第三條ノ規定ニ依ル國庫補助ノ

件(七、一六)

地方農林統計費補助規則(六、七)

海外移住組合法

健康保險法施行令中改正(三、一二)

労働統計實地調査令中改正(五、一

一)

關東廳警察共濟組令(六、六)

同 規則

花柳病豫防法(四、四)

一)

東京ニ知識階級職業紹介所設置(五、

一)

移民收容所官制

労働者扶助法案要綱

工場法中改正法律案

工場監督官會議

身體障害ノ程度ノ標準制定

工場災害防止及び労働衛生講習會

交通、土木、建築労働者災害保障法

ノ立案

労働保險調査會開催

健保診療組織ノ完備

健保改正運動

右社會局改正案

義務教育年限延長問題

義務教育費國庫負擔金増額問題

四國地方評議會
 南海鐵道大罷業
 野田醬油大労働爭議罷業ニ發展（九月）
 全國婦人同盟
 日本労働黨第一回大會（東京、二、二七）
 全國ニ兵役短縮デ

國立感化院規則中改正（四、六）
 感化院施行規則中改正（四、六）
 陸軍院法施行規則中改正（四、六）
 國立癩療養所官制（一〇、一〇）
 癩療養所職員制中改正
 癩療防ニ關スル施行規則中改正、
 （一一、三二）
 船員最低年齡法（改正二、二、三）

全國工場鑛山労働者教育協議會
 小作法案
 自作農創定ニ關スル地方主任會議
 農地倉庫案
 帝農總會（第十八回）

昭和三年（一九二八）

經濟審議會官制
 治安維持法改正
 第一次朝鮮共產黨事件ノ判決
 日本共產青年同盟
 解放運動犧牲者救援會
 第二次共產黨事件
 倉敷紡績爭議

労働者災害補償ニ付テノ内外人労働者ノ均等待遇ニ關スル條約（一一、八）
 労働者職業病補償ニ關スル條約（一、一八）
 雇員扶助令公布（六、八）
 關東州阿片令中改正（七、二七）

労働者災害扶助法案（審議未了）
 工場危害豫防及衛生規則案要綱發表
 工場法中改正法律案
 工場監督主任官會議
 安全委員會
 健康保健署長會議
 船員保健法案要綱（社會局案）

内閣印刷局爭議
 労働農民黨等ニ解散命令（四、一〇）
 日本労働組合協議會全國準備委員會結成（四、一五）
 河上博士職ヲ辭ス（四、一六）
 新人會解散——（四、一七）
 京、九、東北大社會科學研究室解散（四月）
 日本海員組合大會、最低賃銀制ノ件ヲ可決——
 東洋モスリン龜戶工場爭議
 全國社外船從業員同盟罷業
 東洋モスリン金町工場罷業
 日本紡績橋場工場爭議
 富山縣ニ電氣料値下爭議
 南海電鐵爭議
 大阪メリヤス爭議

鐵夫勞役扶助規則中改正（九、一）
 治安維持法中改正（六、二九）
 僱人扶助令中改正（六、二七）
 健康保險法施行規則中改正（四、七）
 海軍給與令中改正（六、二九）
 海軍共濟組合規則中改正（六、三〇）
 土木事業從事員共濟組合規則中改正（九、二五）
 陸軍職工規則中改正（五、五）
 郵便年金積立金運用規則（八、三〇）
 學齡兒童就學獎勵規定（一〇、四）
 花柳病豫防法施行令（六、二二）
 同 施行規則（六、二三）
 關東廳救濟所規定（七、三一）
 船員最低年齡法施行期日ノ件（二、一〇）
 造幣局共濟組合規則中改正（四、六）

全國實業補習教育會議
 農業經營上ノ各種獎勵金
 帝國農會大會（一、二四）
 第十九回帝國農會通常總會（一一、二四）
 小商店女店員保護法制定計畫
 海外移住組合聯合會總會
 國立移民收容所

芝浦製作所爭議
 日本鋼管爭議
 日本勞働組合總聯合大
 阪聯合會結成
 全國非戰同盟
 御大禮賑恤金下賜
 日立製作所爭議
 東京ガス爭議
 政治的自由獲得勞農同盟改組
 日本勞働組合協議全國代表者會議
 臺灣阿片令改正

林野現業員共濟組合規則中改正(八、三〇)

昭和四年 (一九二九)

社會政策審議會官制
 東京市電ストライキ(十二月)
 臺灣社會事業團體ニ下賜金
 東京府消費組合協會

朝鮮簡易生命保險令(五、四)
 救護法(四、二)
 工場危害豫防及衛生規則(六、二〇)
 鐵夫雇傭勞役扶助規則(樺一、三)

社會政策審議會設置(七、一九)
 同 廢止(一一、二八)
 勞働者災害扶助法案
 禁酒法案

横濱市電總罷業
 横濱下ツク總罷業
 東京モスリン爭議
 四・一六事件
 東洋モス爭議
 東京交通勞働組合
 日本農民總同盟及全日本農民組合
 合同
 東京市電從業員二千名整理
 東京市社會局、知識階級ノ失業登錄
 秋田縣小作爭議暴動化
 社會事業ニ下賜金
 勞農黨結成(一一、一)

資源調査法(四、一二)
 同法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件(一一、二〇)
 資源調査令(一一、二〇)
 關東州及南滿洲鐵道附屬地並ニ南洋群島ニ於ケル資源調査ニ關スル件(一一、二〇)
 臺灣資源調査規則(二、三〇)
 工場調査規則(一一、二八)
 工場調査規則第一條第二項ノ規定ニ依ル原料及材料原動機並ニ作業機械及設備ノ種類(一一、二八)
 工場調査規則第一條第三項ノ規定ニ依ル生産分類(一一、二八)
 鑛業調査規則(一一、二九)
 農業調査令(四、二四)
 農業調査施行規則(四、二四)

肥料管理法案
 勞働組合法案
 工場法中改正法律案
 家借法中改正法律案
 健康保險中改正法律案
 公娼廢止ニ關スル法律案
 健康保險署長會議(五、二三—)
 健康保險課長會議
 勞働保險調查會總會(第十三、十四回)
 船員保險法案要綱
 勞働者教育協議會
 社會教育局分課規定
 米穀調查會設置
 帝國農會第二十回總會
 拓務省開設

- 海事資源調查規則(一一、二七)
- 地方鐵道及軌道資源調查規則(一二、一四)
- 物價調查規則(一一、二六)
- 絲價安定融資補償法
- 工場深夜業廢止
- 朝鮮警察共濟組合令(一一、一)
- 同 規則(一一、二九)
- 臺灣警察共濟組合令(一二、二九)
- 陪審法中改正(四、四)
- 社會政策審議會官制中改正(七、一八)
- 工場法中改正(三、二七)
- 工場法施行令中改正(六、二五)
- 工場法施行規則中改正(五、一八)
- 工場附屬寄宿舍規則中改正(八、二三)

- 鑛夫勞役扶助規則中改正(六、二六)
- 船舶職員法中改正(四、一)
- 社會局官制中改正(七、三〇)
- 健康保險署官制廢止(七、三〇)
- 健康保險特別會計法中改正(三、二七)
- 健康保險法中改正(三、二七)
- 同 施行令中改正(五、二八)
- 同 施行規則中改正(六、一)
- 土木事業從業員共濟組合規則中改正(三、二七)(五、二九)
- 造幣局共濟組合規則中改正(六、一及一一、二)
- 製鐵所共濟組合規則中改正(五、三〇)
- 專賣局共濟組合規則中改正(六、五)
- 海軍共濟組合規則中改正(一二、五)

陸軍共済組合規則中改正(六、二〇)
 逕信部内職員共済組合規則中改正、
 (五、三一)
 雇員扶助令施行規則(七、二七)
 小作調停法中改正(五、二八)
 移民保護法施行細則中改正(五、二
 八)
 朝鮮簡易生命保險規則(九、二五)
 癩豫防ニ關スル件中改正(三、二七)

昭和五年(一九三〇)

産業合理局官制
 失業防止委員會官制
 地方失業救済事業費國庫補助百十二
 萬圓支出決定(三、二五)
 新潟小作爭議暴動化
 鐘紡淀川工場大罷業

石炭夫又ハ火夫トシテ使用シ得ル年
 少者ノ最低年齢ヲ定ムル條約(一二、
 一五)
 資源調査法第一條ノ規定ニ依ル陸軍
 軍需品ノ生産能力調査ニ關スル件、
 (一二、一一)

臨時産業審議會
 東京市自由労働者失業保險開始(三、
 一)
 失業防止委員會(四、二六)
 労働組合法案
 借家法中改正法律案

同兵庫工場大罷業
 東京市電總罷業
 神戸市電罷業
 全國労働組合同盟
 一般使用人組合
 東洋モスリン龜戶工場罷業
 ガス偵下東京市民大會
 全国私設社會事業團體ニ下賜

同 海軍軍需品ノ生産能力調査ニ關ス
 ル件(一二、一六)
 輸出補償法
 臺灣警察共済組合規則(一、一)
 健康保險積立金運用規則(二、二七)
 臺灣總督府營林現業員共済組合令
 (三、三一)
 強制労働ニ關スル條約調印(六、二
 八)
 工場法施行規則中改正
 船舶職員法施行細則(二、一五)
 簡易生命保險積立金貸付方針(六、
 一三)
 簡易生命保險規則中改正(七、一五)
 臺灣總督府癩療所官制(九、二七)
 臺灣總督府營林共済組合規則(四、
 一六)

失業手當法案
 工場監督主任官事務打合會(四、一
 四—一五)
 鐵務監督主任打合會
 労働者災害扶助法案
 労働者災害扶助責任保險法案
 健康保課組事務打合會
 健康課長會議
 勞務者教育協會具體案
 農山漁村救済低資供給
 帝農二十一回總會
 全國職業指導協議會
 ブラジル移民金融機關設立案
 失業防止委員會ノ内外移住民問題大
 綱

昭和六年（一九三一）

滿洲事變起ル
 小作法案提出
 日本農民組合成
 全國社會事業團體ニ下賜
 東京芝浦製作所罷業
 日本商工會議所、労働組合法案反對
 建議決
 日本經濟聯盟會、労働組合法案反對
 聲明
 預金部融通失業業者
 救濟事業資金

労働者災害扶助責任保險法（四、二）
 同 施行令（一一、二八）
 同 施行規則（一一、二八）
 救護法施行令（八、一一）
 同 施行規則（八、一一）
 入營者職業保障法（四、二）
 同右ヲ朝鮮・臺灣及樺太ニ施行スル
 ノ件（一〇、三一）
 同 施行令（一〇、三一）
 同 施行規則（一〇、八一）
 關東州及南滿洲鐵道附屬地並ニ南洋
 群島ニ於ケル入營者職業保障ニ關ス
 ル件（一〇、三一）
 労働者災害扶助法（四、二）

阿片委員會設置（四、一）
 小作法案
 治安警察法中改正法律案
 労働組合法案
 労働争議調停法中改正法律案
 船員保險法案
 鑛山監督局長會議
 小兒保險ノ制定
 健保課長會議
 第一回労働者教育協議會
 農林審議會設置
 農業保險要綱
 帝國農會第二十二回總會（一〇、二
 八——）
 失業防止委員會——知識階級失業對

策ニ關スル決議

同 施行令（一一、二八）
 同 施行規則（一一、二八）
 國立公園法（四、一）
 同 施行令（九、一九）
 同 施行規則（九、一九）
 家計調査施行規則（七、一）
 重要産業統制ニ關スル件
 蠶絲業組合法
 軍事救護法中改正（三、三〇）
 軍事救護法施行令（一二、七）
 土木事業従業員共済組合法中改正
 （七、二四）
 專賣局共済組合法中改正（一一、
 一一）
 林野現業員共済組合法中改正（八、
 三一）
 陸軍職工規則改正（七、三）

- 米穀法中改正(三、三〇)
- 米穀法施行令(六、三〇)
- 米穀法施行規則(七、一)
- 産業組合中央金庫法中改正(五、二三)
- 保險募集取締規則
- 刑事補償法(四、一)
- 簡易生命保險法中改正(三、三一)
- 簡易生命保險令中改正(六、一九)
- 同 規則中改正(八、一八)
- 軍人遺族記章令(八、四)
- 癩瘰防法中改正(四、一)
- 寄生蟲病瘰防法(四、一)

昭和七年(一九三二)

失業對策委員會官制
米穀統制調査委員會官制

- 供給勞働者扶助令(一、八)
- 強制勞働ニ關スル條約(一二、七)

大阪市、失業保險制度ヲ實施(六、一)

- 五・一五事件
- 日本フアシズム聯盟
- 横濱市電總罷業
- 東京地下鐵罷業
- 東京府下活動寫眞説明者總罷業
- 東武鐵道大罷業
- 三井、失業救済金寄附
- 寺田紡績爭議(七、一六)
- 日本勞働組合會議
- 東京市電氣局爭議惡化、強制調停法適用
- 日本勞働同盟
- 尼崎汽船爭議
- 玉川電車罷業
- 國民精神文化研究所官制

- 朝鮮小作調停令(一二、一〇)
- 米穀貯藏獎勵規則(一一、二八)
- 朝鮮穀物檢査令(九、二四)
- 救護法(實施)
- 商業組合法
- 金錢債務臨時調停法(九、六)
- 資本逃避防止法
- 罹災救助基金法中改正(九、八)
- 産業組合法中改正(九、六)
- 同 施行規則中改正(九、三〇)
- 産業組合中央金庫法中改正(九、六)
- 産業組合中央金庫特別融通及損失補償法
- 自作農創設維持補助規則中改正(九、三)
- 經濟更生部設置ニ關スル勅令(九、二六)
- 失業對策委員會設置(七、二二)
- 失業防止委員會廢止(七、二二)
- 農林負債整理組合法案
- 工場監督主任官協議會
- 鑛山監督局長會議
- 非常時局匡救諸問題
- 健保課長會議
- 農山漁村經濟更生ニ關スル諸施設
- 帝農總會(第二十四回)

- 農山漁村共同作業場獎勵規則(一〇、三)
- 農山漁村經濟更生計畫助成規則(一〇、六)
- 農村經濟更生中央委員會規定(一一一六)
- 米穀法施行令中改正(一〇、一)
- 寄生蟲病豫防法施行規則(七、二三)

昭和八年 (一九三三)

- 外國爲替管理委員會官制
- 國際聯盟脫退通告
- 日本逓信從業員組合
- 日本產業勞働俱樂部
- 日本製鐵從業員組合
- 日本港灣從業員組合
- 關門、船頭總罷業

- 郵便年金掛金一時拂ノ場合ニ於ケル豫定利率及掛金額(九、二五)
- 兒童虐待防止法(四、一)
- 兒童虐待防止ニ依ル費用負擔及國庫補助ニ關スル件(八、二)
- 同法第七條ニ依ル業務及行爲ノ種類指定ノ件(八、二)

- 農漁業災害保險法案
- 農業保險法案
- 漁船保險法案
- 工場監督主任官事務打合會議
- 鑛山監督局長會議
- 健保課長會議
- 勞務者教育協議會

愛國運動一致協議會

- 少年救護法(五、五)
- 米穀統制法(三、二九)
- 同 施行令(一〇、二三)
- 同 施行規則(一〇、二四)
- 米穀ノ買入代價ニ對シ金利加算ニ關スル件(一二、二七)
- 米穀統制法ノ一部ヲ朝鮮臺灣及樺太ニ施行スルノ件(一〇、二三)
- 米穀統制法第七條ノ規定ニヨル米穀ノ輸入又ハ輸出ノ制限ニ關スル件、(一一、二〇)
- 米穀統制法施行規則(一、一一)
- 國家重要研究事項(九、一五)
- 農村負債整理組合法(三、二八)
- 外國爲替管理法
- 勞働者災害扶助法施行規則中改正(九、六)

- 農山漁村經濟更生計畫
- 帝農第二十五回總會
- 商店法案要綱

- 同 施行令中改正(一二、一二)
- 海陸共済組合規則中改正(一〇、九)
- (一一、二〇)
- 移民保護法施行細則中改正(七、一四)
- 恩給法中改正(四、八)
- 恩給法施行令中改正(九、九)
- 恩給給與規則中改正(九、九)(一、二、一)
- 米穀需給調節特別會計法中改正(三、二八)
- 米穀法施行令中改正(六、二)
- 米穀法施行規則中改正(六、三)
- 米穀統制委員會官制
- 米穀委員會官制廢止
- 農業動産信用法(三、二八)
- 職業紹介法施行規則中改正

昭和九年(一九三四)

- 滿洲國帝政實施
- 第五回婦選大會
- 大阪ニ愛國勤勞祭
- 遷友同志會分裂
- 東京市電全線罷業
- 風水害罹災民ニ内帑金御下賜
- 三井合名、農村救済費寄附
- 選信従業員聯盟結成大會(東京)
- 東北冷害凶作救恤金御下賜
- 日本勞働組合總聯合會
- 大會——日本主義原則ヲ採用
- 日本勞働組合全國評議會結成大會

簡易生命保險規則中改正(一〇、五)

- 簡易保險健康相談所規則(九、一四)
- 日本製鐵株式會社ノ従業者ニ對スル扶助ノ特例ニ關スル件(一、二五)
- 旭川市舊土人保護地處分法(三、二四)
- 少年救護法施行令(九、二九)
- 同 施行規則(九、二九)
- 少年救護法第二十四條第一項但書ニ依ル承認ニ關スル規則(一〇、二二)
- 公益質屋法ヲ樺太ニ施行スルノ件(一一、八)
- 政府所有米穀特別處理法(三、二九)
- 同 施行令(五、一九)
- 貸銀調査規則(三、二四)

國民生活安定ニ關スル原案要綱

- 工場監督主任官事務打合會議
- 礦山監督局長會議
- 土石採取場安全及衛生規則(五、三)
- 健保課長會議
- 勞務者輔導學級實施要項
- 勞務者教育協議會
- 米穀對策
- 蠶絲對策
- 時局匡救對策——農村工業化運動——
- 農山漁村經濟更生計畫實施
- 關東廳救療所(四、二五)
- 米穀局(農林省內)設置
- 凶作地對策

- 右ニ依リ調査ヲ爲スベキ商工會議所
及調査勞務者ノ種類(三、二四)
- 健康保險法中改正(三、二六)
- 同 施行令中改正(一二、二七)
- 鑛業法中改正(三、二八)
- 船舶安全施行令
- 陸軍共濟組合規則中改正(六、一四)
- 殉職學校職員表彰規定(一一、三〇)
- 米穀對策調査會官制(九、一)
- 東北振興調査會官制(一二、二四)
- 凶作地ニ對スル政府所有米穀ノ臨時
交付ニ關スル法律(一二、一〇)
- 臨時米穀移入調節法(三、二九)
- 農業倉庫業法中改正(三、一一)
- 農會法中改正(四、六)
- 朝鮮農地令(四、一一)
- 職業紹介法施行規則中改正(一二、
- 東北聯合經濟更生協議會決議事項、
(大原年鑑所載)
- 帝農第二十六回總會——其ノ賭建議
(大原年鑑)

昭和十年(一九三五)

- 一八)
- 陸兵院法中改正(三、二五)
- 簡易生命保險規則中改正(六、一四)
- 米穀處理委員會官制(五、一八)
- 勞働者災害扶助法施行令中改正實施
(一、一五より)
- 罹災救助基金ノ貯蓄額ニ關スル件、
(二、一六)
- 工場法中改正法律(三、三〇)
- 勞働者災害扶助法中改正法律(三、
三〇)
- 外國勞働者取締規則(關)(三、九)
- 内閣審議會、内閣調査局官制(五、
一〇)
- 社會保險調査會官制(七、二六)
- 社會保險調査會設置(七、二七)
- 臨時東北振興事務局設置
- 退職積立金法案
- 米穀自治管理法案
- 米穀統制法中改正法律案
- 租共同貯藏助成法案
- 肥料業統制法案
- 借地借家調停法中改正法律案
- 小作調停法中改正法律案

- 青年學校令(三、三〇)
 - 鑛業法中改正(三、二九)
 - 健康保險法施行規則中改正(五、一)
 - 勞働者災害扶助責任保險法施行令中改正(三、二二)
 - 專賣局共濟組合規則中改正(三、一九)
 - 海軍共濟組合規則中改正(一〇、二八)
 - 林野現業員共濟組合規則中改正(六、一)
 - 朝鮮船舶安全令(一、一二)
 - 移民保護法施行細則中改正(七、二二)
 - 農村工業獎勵規則
 - 米穀統制法施行令中改正
 - 不動産融資及損失補償中改正(三、
- 小作法案
 - 農家食糧差押禁止法案
 - 國民保健施設充實ニ關スル法律案
 - 工場監督主任官事務打合會議
 - 健保課長會議
 - 東北振興調查會第一回總會
 - 帝農第二十七回總會

昭和十一年(一九三六)

- 二七)
- 滿洲ニ於ケル死歿者臨時特別賜金賜與規程(四、八)
- 朝鮮癩豫防令(四、二〇)
- 朝鮮麻藥取締令

- 警察共濟組合貸付規程(一、三)
- 同 預託規程(一、三〇)
- 職業紹介法中改正法律(五、二七)
- 礦夫勞役扶助規則中改正ノ件(七、六)
- 退職積立金及退職手当法(六、三)

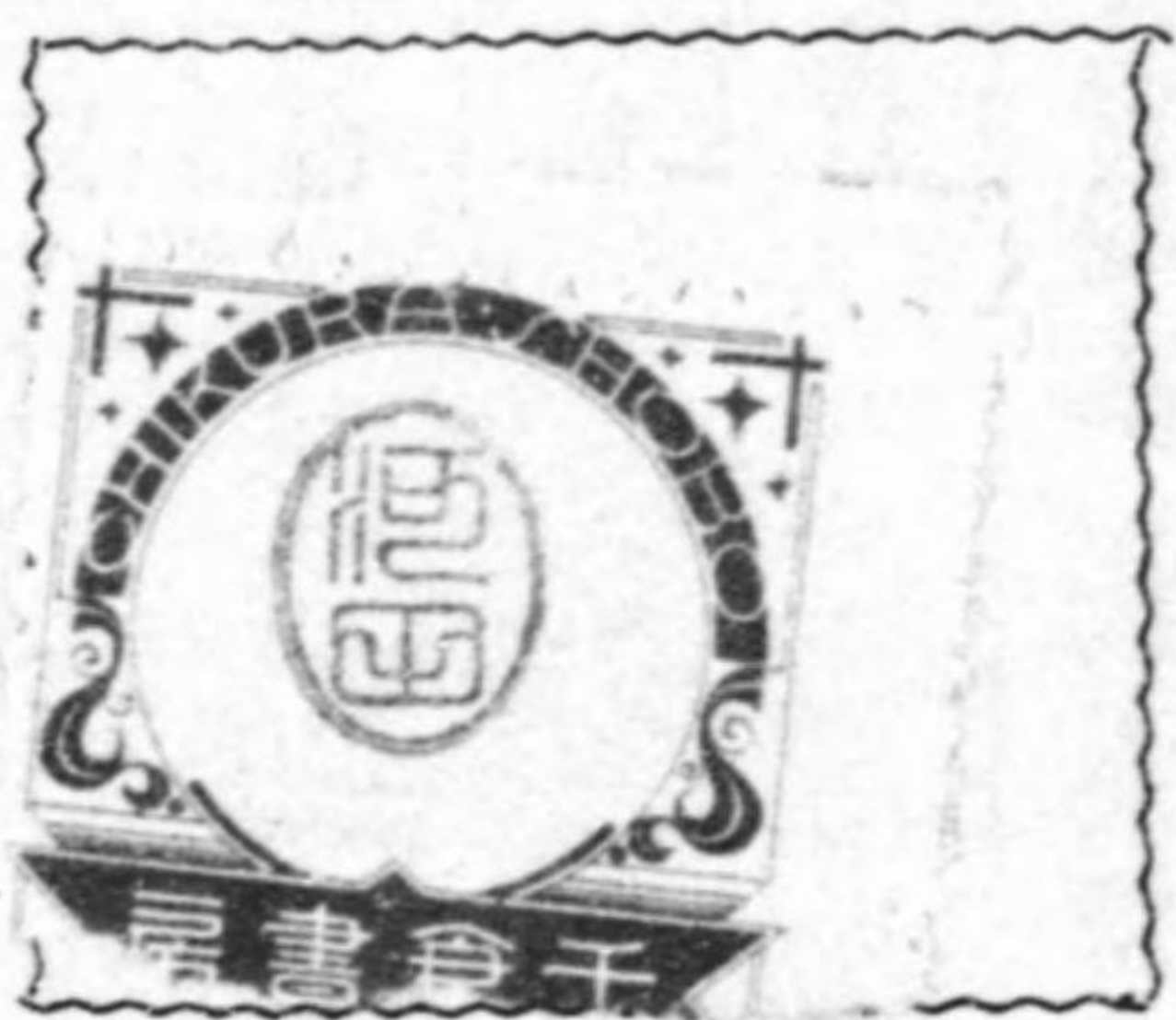
昭和十二年(一九三七)

- 救護法中改正法律(三、三一)
- 母子保護法(三、三一)

軍事救護法中改正法律(三、三一)
北海道舊土人保護法中改正法律(三、三一)

昭和十二年八月十一日印刷
昭和十二年八月十四日發行

「日本社會政策」
定價 二 圓



發行所

東京・京橋
第一相互館

千倉書房

電話 京橋 三八一七
八八三
七七一
八九五六
振替東京 九七

著作者 河田 嗣 郎

發行者 東京市京橋區京橋三丁目一番地
千倉 豐

印刷者 東京市神田區神保町三丁目二九ノ一號
山 縣 精 一

青野印刷所整版 山縣印刷株式會社印刷 勝井製本

工業經營全書		定價 一圓八十錢	
送料十四錢 (印は既刊)		(昭和十二年八月現在)	
(内容は本進呈)		(以後各月一册配本)	
(申込金不要)			
第一卷	*工業經營總論	第十一卷	*生產管理
第二卷	*纖維工業經營	第十二卷	*購買管理及倉庫管理
第三卷	機械工業經營	第十三卷	工場事務管理
第四卷	化學工業經營	第十四卷	*工業會計及原價計算
第五卷	電氣化學工業經營	第十五卷	*工業經營比較
第六卷	工業經濟論	第十六卷	*工場經營統計
第七卷	*工業立地論	第十七卷	販賣政策
第八卷	工場設備	第十八卷	*工業金融
第九卷	勞務管理	第十九卷	工業統制論
第十卷	貸銀論	第二十卷	日本工業統制及工業法則
第一卷	理化學研究所長・工博 大河内正敏	第十一卷	大阪商大教授 村本福松
第二卷	桐生高工校長・工博 西田博太郎	第十二卷	日本産業能率研究所長 上野陽一
第三卷	東京工大教授・工博 關口八重吉	第十三卷	金子會計事務所長 金子利八郎
第四卷	東京工大教授・工博 内田壯	第十四卷	東京商大教授 太田哲三
第五卷	廣瀨高工校長・理博 富山保	第十五卷	廣瀨高商教授 黒澤清
第六卷	京都帝大助教授 大塚一朗	第十六卷	名古屋高商教授 名古屋高商教授 郡藥之助
第七卷	東京工大講師・拓大教授 川西正鑑	第十七卷	神戸商大教授 平井泰太郎
第八卷	東京工大教授・工博 大槻樞	第十八卷	日本興業銀行理事・法博 栗橋越夫
第九卷	労働科學研究所・文博 榎原葆見	第十九卷	東京帝大助教授 有澤廣巳
第十卷	東京商大教授・商博 増地庸治郎	第二十卷	商工大臣 吉野信次

日本經濟政策		東京帝國大學教授 土方成美
日本資源政策		資源局長 松井春生
日本財政政策		京都帝國大學教授 沙見三郎
日本工業政策		商工大臣 吉野信次
日本農業政策		東京帝國大學教授 那須皓
日本商業政策		慶應大學教授 向井鹿松
日本原料政策		前商工大臣 伍堂卓雄
日本貿易政策		京都帝國大學教授 谷口吉彦
日本物價政策		高橋經濟研究所長 高橋龜吉
*日本社會政策		大阪商科大學學士長 河田嗣郎
*日本人口政策		東京商科大學學士長 上田貞次郎
日本金融政策		交涉中
定價 各册 一圓八十錢		東橋京・京東 館互相一第
送料十四錢 (印は既刊)		振替 八七九
(内容は本進呈)		房書倉千
(申込金不要)		
(以後各月一册配本)		

(昭和十二年八月現在・各月一册配本)

東京商科大学
法商學博士
神戶商業大學
商學博士

上田貞次郎 責任編輯
瀧谷善一 編輯

經營學大系

定價各冊 (送料十四錢)
分買自由
二圓 *印は既刊

(一)	商學概論	東京商科大学講師	內池廉吉
(二)	經營學原理	神戶商業大學教授	平井泰太郎
(三)	經營學概論	大阪商科大学教授	村本福松
(四)	經營財務論	東京帝國大學教授	中西寅雄
(五)	經營分析	東京商科大学教授	高瀬莊太郎
(六)	商業經營論	大阪商科大学助教授	松井辰之助
(七)	貿易論	慶應大學教授	向井鹿松
(八)	取引所論	神戶商業大學教授	福田敬太郎
(九)	工業經營論	東京商科大学教授	增地庸治郎
(一〇)	金融論	神戶商業大學教授	田中金司
(一一)	外國為替論	京九帝國大學教授	谷口吉彦
(一二)	銀行經營論	慶應大學教授	金原賢之助
(一三)	信託業論	神戶商業大學助教授	新庄博
(一四)	保險論	神戶商業大學教授	瀧谷善一

(一五)	生命保險論	早稻田大學教授	末高信
(一六)	海上保險論	大阪商科大学教授	椎名幾三郎
(一七)	交通論	早稻田大學教授	島田孝一
(一八)	海運論	京都帝國大學教授	小島昌太郎
(一九)	簿記學	大阪商科大学助教授	木村和三郎
(二〇)	會計學	東京商科大学教授	太田哲三
(二一)	工業會計	橫濱高等商業學校教授	黒澤清
(二二)	會計監査	神戶商業大學教授	原口亮平
* (二三)	稅務論	東・波部會計事務所	船田勇
(二四)	產業心理學	日本勞働科學研究所	桐原葆見
(二五)	統計學	東京商科大学教授	藤本幸太郎
(二六)	經營統計	關西學院教授	田村市郎
(二七)	協同組合論	京都帝國大學教授	八木芳之助
(二八)	公共企業論	神戶商業大學教授	北村五良
(二九)	產業統制論	名古屋高等商業學校教授	赤松要
(三〇)	景氣論	名古屋高等商業學校教授	高島佐一郎

(昭和十二年八月現在)

東京商科大学學長 上田貞次郎 責任
 法學博士 瀧谷善一 編輯
 神戶商業大學教授 博士 瀧谷善一 編輯
 商學博士

商學全集

定價各冊
 一圓五十錢
 (送料十四錢)
 分買自由

東京商大教授・商博 増地庸治郎	商業通論	東京商大助教授 佐々木道雄	商業數學
慶應大學教授・經濟博 向井鹿松	經營經濟學總論	早大教授 小林新	經營統計
大阪商大教授 村本福松	經營學原論	經濟學博士 高垣寅次郎	產業心理學
東京商大教授・法博 上田貞次郎	商工經營	東京商大助教授 金子弘	產業能率論
東京商大教授・商博 増地庸治郎	企業形態論	立大教授・商博・早中大講師 坂口武之助	廣告論
小島經濟研究所長 小島精一	企業統制論	東京商大助教授 佐藤弘	商品學
小島經濟研究所長 小島精一	產業合理化	神戶商大教授 福田敬太郎	世界經濟地理
神戶商大教授 福田敬太郎	市場配給論	日本產業能率研究所長 上野陽一	商業概論
内閣調査官 藤田國之助	取引所論		販賣心理

早大教授・商博 小林行昌	買賣論	名古屋商大教授 高島佐一郎	金融統制論
名古屋商大校長 國松豐	工場經營論	神戶商大教授 平井泰太郎	經營學文獻解說
金子會計事務所長 金子利八郎	事務管理總論	理學博士 龜田豐治朗	生命保險論
三井信託 野內守廣	信託經營論	東京商大教授・商博 吉田良三	工業會計
東京商大教授・法博 内池廉吉	倉庫論	神戶商大教授 平井泰太郎	經營學通論
東京商大教授・商博 藤本幸太郎	海上保險論	東九商大教授・經濟博 谷口吉彦	配給組織論
慶應大學教授・經濟博 増井幸雄	陸運	神戶商大教授 同助教授 新田中 博司	銀行經營論
東京商大教授 堀光龜	海運	神戶商大教授 關學講師 増井光 藏	外國爲替論
神戶商大教授 原口亮平	簿記學	神戶商大教授 林健二	企業金融論
慶大教授・經濟博 三邊金藏	會計監査	東京商大教授 中西寅雄	經營費用論
東京商大教授 太田哲三	會計制度論	神戶商大教授・商博 瀧谷善一	火災保險論
前商工政務次官 勝正憲	企業と租稅		

☆以上全四十一卷完成☆

◇ 好 評 名 著 目 錄 ◇

北澤新次郎著	各國經濟統制の實態	定價二圓 送料四十錢
高橋 龜吉著	統制金融と自由金融	定價二圓 送料十四錢
高橋 龜吉著	日本產業勞働論	定價二圓 送料十四錢
高橋 龜吉著	現代臺灣經濟論	定價二圓 送料十四錢
岩井良太郎著	物 價 讀 本	定價一圓 送料十錢
岩井良太郎著	日本新興產業讀本	定價一圓 送料十四錢
小島 精一著	日本重工業讀本	定價一圓 送料十四錢
小島 精一著	鐵 鋼 經 濟 讀 本	定價一圓 送料十四錢
長谷川安兵衛著	配當統制の研究	定價一圓 送料十錢
井上 貞藏著	商業使用人問題の研究	定價三圓 送料八十錢

東 京 第 一 橋 本 千 倉 書 房 振 替 京 東 九 七 八

/8038

1953. 8. 30

